

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

平成 30 年 6 月

名 古 屋 大 学



## 目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	9
	第3章 教育方法	35
	第4章 成績評価及び修了認定	55
	第5章 教育内容等の改善措置	75
	第6章 入学者選抜等	83
	第7章 学生の支援体制	99
	第8章 教員組織	132
	第9章 管理運営等	146
	第10章 施設、設備及び図書館等	154
	第11章 自己点検及び評価等	169



## I 現況及び特徴

### 1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

(2) 所在地

名古屋市千種区不老町

(3) 学生数及び教員数（平成30年5月1日現在）

学生数： 79人

教員数： 17人（うち実務家教員 4人）

### 2 特徴

(1) 段階的・体系的な教育課程編成

本法科大学院は、プロセスを重視した教育を行うことから、理論教育、実務教育及び両者を架橋する教育を学年進行に合わせて段階的に行うこととし、そのための体系的な教育課程を編成している。

(2) 双方向的・多方向的な授業を行うための少人数教育

双方向的、多方向的な討論を通じて批判的検討能力、創造的思考力、法的分析・議論能力を育成するために、学生数を1学年50名とし、少人数による授業を実施しており、法律基本科目については全ての科目が50名以下で行われている。特に実務基礎科目については2クラスを開講して、前記能力の涵養に努めている。

(3) 養成する法曹像に相応した履修モデル・授業科目の設定

中部日本における基幹大学として、「国際的な関心を持った法曹」、「ホームドクターとしての法曹」、「企業実務に強い法曹」を本法科大学院の目的（後述「目的」参照）としていることから、これに沿った基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を設けるとともに、各法曹像に相応した履修モデルを設定し、とくに、展開・先端科目については、専門性を獲得させるために多様な科目を用意している。

(4) 理論教育と実務教育を架橋するための授業科目・教育手法の導入

理論と実務の架橋を重視するとの観点から、実務基礎科目として多彩な科目を用意し、研究者教員と実務家教員との共同教育体制をとるとともに、法曹倫理や実務の

基礎を学習させながら実務体験型の教育手法を取り入れ、入念な準備に基づいた模擬裁判、ロイヤリング、エクスターンシップ等を実施している。

(5) IT技術を駆使した教育・学修支援体制の整備

本法科大学院の養成する法曹に共通するものとして「情報・IT技術に強い法曹」の養成も目的としていることから、ITを利用した教育環境の整備を行い、独自に開発したNLSシラバスシステム（2016年度からInstructure社のCanvasに変更したが、NLSシラバスシステムの下で蓄積したノウハウを生かして、本法科大学院での教育・学習に適合するようにカスタマイズして運用している）、授業の映像収録・分析システムを利用した教育や、「お助け君ノート」のツールを駆使した学修支援を行っている。

## II 目的

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。

第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれているにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関わる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。名古屋大学大学院法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。そこでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、名古屋大学大学院法学研究科は、これまでも中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通曉し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成を目指すとともに、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである《添付資料第1章「法科大学院ウェブサイト『教育の理念と目的』」、添付資料「2018年度学生便覧」3頁参照》。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育の理念及び目標

##### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育の理念及び目標

###### 基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、「Ⅱ 目的」で述べたとおり、①国際社会の中で積極的に活動することのできる法曹の養成、②企業法務に強い法曹の養成、③市民生活上の法律問題に関する十分な専門的知識を有する法曹の養成、④これらに共通して情報・IT 技術に強い法曹の養成を教育の理念及び目標としている。これらの理念及び目標にかなった法曹となるためには、当然、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えていることが前提となる。したがって、本法科大学院の教育の理念及び目標は、これらの資質を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合しており、適切に設定されている【解釈指針 1-1-1-1】。

また、本法科大学院の教育の理念及び目標は、法科大学院のパフレット、学生便覧、ウェブサイト（「教育の理念と目的」）等《第1章「法科大学院ウェブサイト『教育の理念と目的』」参照》において明示されており、それを通じて学内外に配布、発信されているほか、説明会、相談会、入学時ガイダンス等の機会にこれらの資料を利用して説明・履修指導が行われており、その周知徹底が図られている。これにより、本法科大学院の教育の理念及び目標は、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されている【解釈指針 1-1-1-2】。

**基準 1-1-2：重点基準**

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

1. 教育理念及び目標に対応する授業科目の設置及び教育課程の編成 (第2章の記述参照)

本法科大学院では、上記の各教育理念及び目標に応じた各法曹像に対応した授業科目を開講しており、各法曹像に相応した履修モデルとして、「国際的視野と能力をもった法曹養成のための履修モデル」、「企業法務に通用する法曹養成のための履修モデル」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹養成のための履修モデル」の3モデルを設定し、ガイダンス及び指導教員による履修指導を行っている。実際には、各学生の興味に従って科目を組み合わせた多様な履修が行われている。

情報・IT 技術に強い法曹の養成に関しては、まず、入学者全員を対象として入学時に行われる情報ガイダンス等を通じて、法曹として必要な IT 技術のリストを提示し、法情報処理についての基本技能を育成している。本法科大学院では開設時 (2004 年度) から 2015 年度まで、独自に開発した NLS シラバスシステムによる総合的な授業運営を行ってきた。2016 年度から Instructure 社の Canvas に変更したが、NLS シラバスシステムの下で蓄積したノウハウを生かして、本法科大学院での教育・学習に適合するようにカスタマイズして運用している。また、法科大学院形成支援経費の援助を受けて独自に開発した実践的な教材・学修支援ツール、すなわち、模擬裁判等における映像収録・分析システム (DRS、STICS)、未修者対象科目の映像収録システム (「お助け君ノート」)、法務省の法律文書の表記統一基準に準拠した表示統一ソフト (「黒子」) 等の利用を通じて、自ずと IT 技術に精通し情報処理能力が養成される体制をとっている。

2. 学生の学業成績及び在籍状況

上述のような教育理念及び目標を達成するため、本法科大学院では多様な教育方法を活用する (第3章の記述参照) とともに、厳格な成績評価、GPA 制度を活用した厳格な進級判定、及び厳格な修了判定等を行っており (第4章の記述参照)、その結果は、学生の学業成績の分布状況《第4章「成績分布表」参照》や学生の在籍状況 (下記資料1参照) に反映されている。これらの状況に照らし、本法科大学院の教育の理念及び目標は達成されている【解釈指針 1-1-2-1】。

資料1 在籍者数の状況

	種別	在籍者数						修了者数	退学者数
		( 上段：全在籍者数 下段左欄：原級留置者数 下段右欄：休学者数 )							
		1年次		2年次		3年次			
2018年度	法学未修者	19		20		6		/	0
		7	4	8	7	4	3		

	法学既修者			22		12			
				4	2	2	1		0
2017年度	法学未修者	24		12		14		11	6
		8	8	8	6	4	1		
2016年度	法学既修者			16		14		14	0
				3	2	2	0		
2015年度	法学未修者	14		21		25		23	4
		8	6	7	4	6	0		
2014年度	法学既修者			21		22		23	5
				6	4	6	0		
2013年度	法学未修者	29		31		16		16	5
		10	5	10	1	4	0		
2012年度	法学既修者			30		33		31	2
				8	5	7	0		
2011年度	法学未修者	37		21		43		41	3
		10	5	6	2	11	1		
2010年度	法学既修者			42		31		31	1
				8	1	2	0		

(出典「様式2 学生数の状況」)

★原級留置者と休学者が重複している場合は、両方計上している。

### 3. 修了者の進路及び活動状況

#### (1) 修了生の進路

本法科大学院においては、法曹となる道をひとつの主要な選択肢として示しつつ、個々の学生の適性に応じた多様な進路の選択を促している。その結果、2012年度から2016年度に修了した学生の進路は下表のとおりとなっている。実務法曹になった者が多いが、公務員、民間企業、その他法人等、多様な職種に就いている。また、法曹資格を取得した者の中にも、行政機関や民間企業等のインハウス・ロイヤーとして活躍する者、研究者を目標して本法学研究科の助教に採用された者などがいる。

以上のように、修了生の司法試験合格実績及び進路の状況に照らしても、本法科大学院は、その教育の理念及び目標を達成している【解釈指針1-1-2-1】。

修了年度 【修了者数】	司法試験合格者						非合格者		
	法曹			公務員	民間企業	その他 *2	公務員	民間企業	その他
	弁 護 士 *1	裁 判 官	検 察 官						

2016年度 【46】	0	0	0	0	0	13	1	0	32
2015年度 【47】	10	1	0	0	0	5	3	2	26
2014年度 【72】	28	1	1	2	0	5	0	1	34
2013年度 【59】	27	1	0	2	0	5	2	4	18
2012年度 【67】	34	2	0	1	2	4	3	2	19

\*1 企業（組織）内弁護士を含む。

\*2 司法修習中の者を含む。

（出典 修了生へのアンケート調査。2018年5月時点で判明している情報による。）

## （2）司法試験の合格状況

5年間（2014～2018年度）の評価期間中に実施された司法試験における本法科大学院修了生の合格状況は下記資料3のとおりである（カッコ内は全国の数字）。本法科大学院の修了生は司法試験において、2017年度の既修者コース受験者を唯一の例外として常に全国平均を上回る合格率を達成してきており、全体の合格率が全国平均を下回った年度はない【解釈指針1-1-2-2（1）】。

資料3 司法試験受験・合格状況

試験実施年	未修者コース			既修者コース			全体		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
2014年	82 (4354)	13 (526)	15.9% (12.1%)	51 (3417)	17 (1121)	33.3% (32.8%)	133 (7771)	30 (1647)	22.6% (21.2%)
2015年	85 (4209)	12 (531)	14.1% (12.6%)	63 (3506)	25 (1133)	39.7% (32.3%)	148 (7715)	37 (1664)	25.0% (21.6%)
2016年	75 (3418)	9 (397)	12.0% (11.6%)	61 (3099)	25 (951)	41.0% (30.7%)	136 (6517)	34 (1348)	25.0% (20.1%)
2017年	65 (2744)	11 (331)	16.9% (12.1%)	53 (2823)	17 (922)	32.1% (32.7%)	118 (5567)	28 (1253)	23.7% (22.5%)
2018年	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上記計	307 (14720)	45 (1785)	14.7% (12.1%)	228 (12845)	84 (4117)	36.8% (32.1%)	535 (27590)	129 (5912)	24.1% (21.4%)

（出典 法務省の発表による各年司法試験結果 ※は公表されてない。）

上記期間中に実施された司法試験における、2013年から2017年度までの間に本法科大学院を修了した者の合格状況は下記資料4のとおりであり、合格率は\*\*%である【解釈指

針1-1-2-2(2)】。

資料4 修了年度ごとの司法試験受験・合格状況

修了年度	修了者数	合格者数	合格率
2017年度	25	※	※
2016年度	46	13	※
2015年度	47	16	※
2014年度	72	37	※
2013年度	59	35	※

(出典 法務省の発表による各年司法試験結果 ※は公表されていない。)

また、5年間(2014～2018年度)の評価期間中に本法科大学院を修了して5年が経過する者(2009～2013年度修了者)に対する司法試験合格者の割合は、下記資料5のとおりである【解釈指針1-1-2-3】。

資料5 司法試験累積合格者数・合格率

修了年度	修了者数	総合格者数	合格率
2009年度	83	48	57.8
2010年度	78	37	47.4
2011年度	84	45	53.5
2012年度	67	43	64.2
2013年度	59	35	※
5年間の合計	371	173	※

(出典 法務省の発表による各年司法試験結果 ※は公表されていない。)

#### 4. まとめ

以上の学生の学業成績及び在籍状況並びに修了者の進路及び活動状況等を総合勘案して判断すると、本法科大学院の教育の理念及び目標は達成されている。

#### 《添付資料

- ・【資料編】「2018年度学生便覧」3頁、20頁
- ・第1章「法科大学院ウェブサイト『教育の理念と目的』」
- ・【資料編】「2018年度法科大学院パンフレット(NAGOYA LAW)」4頁
- ・第4章「成績分布表」
- ・【資料編】様式2「学生数の状況」
- ・【資料編】様式2-2「司法試験の合格状況」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院出身の法曹には裁判官となった者も相当数いることに加え、企業・官庁等で活躍する者がいるなど、本法科大学院は多方面に多様かつ優秀な人材を輩出しており、教育の理念及び目標が達成されている。これは、「社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する」という司法制度改革の柱の一つを実現しているものであり、この点は優れた特長である。

### (2) 課題

法科大学院を取り巻く厳しい環境の下でも、本法科大学院の特長を生かして、司法制度改革の理念の実現に取り組んでいくことが課題である。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

##### 1. 教育課程編成の全般的適切性

本法科大学院においては、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、①法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で②理論的教育と実務的教育の架橋が③段階的かつ④完結的に行われるよう教育課程が編成されている【解釈指針2-1-1-1】。以下①～④の順に述べる。

（1）法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法の理論的・実務的教育

##### （a）教育の水準・内容

（i）本法科大学院では、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、以下のような科目を設けている。

まず、理論的な教育を通じて、法曹に基本的に必要とされる知識を修得させ、かつ、基本的な思考力、分析力、表現力等も併せて修得させるための法律基本科目として、1年次に各実体法分野に係る講義科目を設けるとともに、2年次春学期<sup>1</sup>に「民事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅰ」を開設している。また、2年次においては、やはり理論的な教育を通じて、より高度の法知識、事例に即した検討をするのに必要な（さらには応用的な問題にも対応できる）思考力、分析力、表現力等を修得させるため、各実体法分野に係る演習科目を開設し、かつ、「民事訴訟法Ⅱ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」を開設している。また、法学未修者が1年次に必修科目としての法律基本科目が設定されている各法分野の学修をスムー

<sup>1</sup> 本法科大学院では2学期制を取っており、2016年度までは「前期」、「後期」と称していたが、2017年度以降はそれぞれ「春学期」、「秋学期」と称している。本文中の「春学期」、「秋学期」との記載は2016年度までの教育課程等との関係ではそれぞれ「前期」、「後期」を指す（なお、参考資料の中には、2017年度以降についても「前期」、「後期」の呼称を用いているものがある）。

ズに進めることができるように1年次配当選択科目として「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」を開設しているほか、法学既修者も含め個々の学生が自らの選択に応じて一定の法分野における基礎的な学力の定着を確認しつつ、その強化をも図ることを可能とするべく、3年次配当選択科目として「総合問題演習」科目を設置している（以上につき、基準2-1-3、2-1-5に係る記述参照）。

さらに、2年次秋学期からは、実務的教育を通じて、特に実務において必要な専門的法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため（従来の司法研修所の前期修習の内容を含む科目たる）実務基礎科目（本学では、「法律実務基礎科目」を「実務基礎科目」という。以下同じ）を開講している。具体的には、訴訟実務の基礎を内容とする科目として「民事実務基礎Ⅰ」及び「刑事実務基礎」を開講している。また、法情報調査については、入学時において、全入学者に参加を義務付ける形で「ITガイダンス」及び「法情報ガイダンス」を実施し、その基本的な技法を修得させているほか、入学年次春学期開講の各法律基本科目（演習科目を除く）の冒頭において、必要な情報提供を行っている。また、専門的な（法律的な）文章表現力を養うため、特に「民事実務基礎Ⅱ」（なお、「刑事実務基礎」においても法文書作成に関する教育をしていることについては、後述参照）を、さらには、パフォーマンスとしての表現力を養う実践的な科目として「模擬裁判（民事）」を開講している（なお、後述のように、「刑事実務基礎」においても夏期集中の形で模擬裁判を実施している）。

そして、主に2年次及び3年次において、一層専門的な法知識、一層応用的な思考力、分析力、表現力を修得させるため、主に先端的な法的問題を取り扱う展開・先端科目を開講している。

(ii) 豊かな人間性を備えた優れた法曹を育成するためには、法学の専門的知識のほかに幅広い基礎的法的な知見に裏打ちされた能力が不可欠であることから、基礎法学・隣接科目を7科目開設している（なお、これらの科目が、専門的知識、表現力等の習得にも役立つ科目であることはもちろんである）。

(iii) 法曹としての責任感及び倫理観を涵養するための科目としては、実務基礎科目として、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」（なお、これらの科目も、専門的知識、表現力等の習得にも役立つ科目であることはもちろんである）を開講している。さらに、他の実務基礎科目においても、法曹としての責任感及び倫理観を涵養する内容の教育が折に触れてなされている（基準2-1-6に係る記述参照）。

(iv) 以上の各科目については、「共通的な到達目標モデル」（以下「共通的な到達目標」という）が存在する場合にはそれと同程度以上の内容・水準の到達目標が、また、それが存在しない場合には本基準の各要請の一つないし複数に即して、それぞれの科目の特性に応じた到達目標が設定されている（基準2-1-2に係る記述参照）。

そして、本法科大学院では、これらの到達目標が無理なく適切に達成され、上述の各能力等を修得・涵養するのに必要かつ十分な単位数が確保されている（基準2-1-4～2-1-8に係る記述参照）。

(v) このように、本法科大学院では、本基準において要求される適切な水準・内容の科目を設けている。

### (b) 教育の方法

法律基本科目のうち、1年次に配当される科目及び2年次春学期に配当される「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」においては、必要な知識を修得させる教育に重点を置くが、その際も、双方向的、多方向的な教育方法を用いることにより、授業において思考力、表現力を修得させている。また、2年次において開設される演習科目及び2年次秋学期に開講される「民事訴訟法Ⅱ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」においては、既修者レベルにあり、一定の法知識を修得している者に対して、より高度な法知識を修得させ、さらにその際、ケースメソッド、プロブレムメソッドという教育方法を用い、与えられた事案の解決にあたらせ、また、課題に関するレポートの提出等を義務づける等により、知識に加えて、思考力、分析力、文章力としての表現力を養っている。

実務基礎科目においては、上述の知識・能力等を習得・涵養させるべく双方向的・多方向的な討論を活用した教育を行っている。また、法科大学院形成支援資金を利用して開発したIT技術を活用した実践的な教材及び科学的な教育手法を現在も継続して活用している（基準5-1-1及び基準10-1-1に係る記述参照）。

さらに、基礎法学・隣接科目においても、展開・先端科目においても、上述の知識・能力等を習得・涵養させるべく、双方向的・多方向的な討論を活用した授業を行っている。

なお、特に「共通的な到達目標」が提示されている法律基本科目及び実務基礎科目については、当該「共通的な到達目標」をミニマム・スタンダードとして本学で設定された到達目標が予め学生に明示されるとともに、当該目標にそって教育がなされている。また、それ以外の科目についても、適切に設定された到達目標が事前に学生に明示されるとともに、当該目標にそって教育がなされている（以上の教育方法については、第3章の記述参照）。

### (2) 理論的教育と実務的教育の架橋

法律基本科目（選択科目を含む）の授業においても、実務との架橋を意識した授業がなされているが、特に実務との架橋を目指した科目として実務基礎科目が2年次秋学期から開設されている（基準2-1-6に係る記述参照）。

そのうち、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」は、大学内での学修と現場での実践的な経験をより効果的に結びつけることを目的として開講されている（基準2-1-6に係る記述参照）。

さらに、上述の通り、入学時の「ITガイダンス」や「法情報ガイダンス」で法情報調査の技能を修得させているほか、1年次及び2年次の春学期配当の各法律基本科目（演習科目を除く）においても法情報調査等に役立つ情報を第1回講義の冒頭に提供している。そして、そうした技能等を身に付けていることをも前提として、実体法・手続法の理論的教育の中で法律的な文章を作成する能力を修得させた後、専門的な法文書の作成能力を修得させるべく実務基礎科目（必修）として「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」を開設し、学生の選択に応じて一層専門的・応用的な法文書作成能力を修得させるべく展開・先端科目として「企業法務」（2016年度カリキュラムでの科目再編以前は「企業法務Ⅱ」）を開講している（なお、2014年度までは、こうした内容の教育を行う科目として、以上の科目に加え「法の技術と理論」を開講していた）。そして、実務家のパフォーマンスとしての

表現力については、「模擬裁判（民事）」において修得させている（なお、後述のように、「刑事実務基礎」においても夏期集中の形で模擬裁判を実施している）。

そして、展開・先端科目については、いずれの科目においても、実務との融合を図る内容の教育が行われている《以上につき、様式1「開設授業科目一覧」参照》。

### （3）段階性

本法科大学院においては、上述の知識・能力等の無理のない習得・涵養を可能にしつつ、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的になされるように、以下の形で教育課程を編成している。

まず、1年次・2年次に必修の法律基本科目を配置し、理論的教育を実施し、実務的教育に進む上での基礎的な能力を修得させている。そして、そうした能力の修得が無理なく効率的になされるよう、1年次においては実体法分野の講義科目を配置し、2年次にはその演習科目を配置している。さらに、一定の法知識を修得した2年次から訴訟法科目を開講することにより、実体法科目及び手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目を配置している（なお、法律基本科目としては、1年次配当の選択科目として「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」（2016年度カリキュラムまでは「実定法基礎」）を開設することにより、法学未修者がよりスムーズに本法科大学院における法学教育に順応できるよう配慮しているほか、3年次配当の選択科目として「総合問題演習」科目を置くことにより、学生が自らの選択に応じて一定の法分野における基礎的な学力の定着を確認しつつ、その強化をも図ることを可能としている）。

次に、2年次秋学期以降に実務基礎科目を配置することにより、実体法・手続法（の基礎）についての理論的教育を経て、必要な知識・能力を獲得した上で実務的教育に進めるようにしている。

また、基礎法学・隣接科目については、その教育の内容に鑑み、1年次から履修可能とする一方で、展開・先端科目については、そこでの教育の内容に鑑み、主に2年次・3年次に配置することにより、上述の知識・各能力等の修得・涵養が無理なくスムーズになされるようにしている。

さらに、本法科大学院では、これら科目群の段階的学修の在り方を明示するために、教育課程のチャート図を作成している（【資料編】「2018年度学生便覧」7頁）。

《以上につき、各科目の「要綱」、「講義計画」も参照》。

そして、「共通的な到達目標」の対象科目については、上述の科目配置にすることを通じて、それをミニマム・スタンダードとして本学で設定された各科目における到達目標が無理なく適切に達成されるよう配慮している。

なお、本法科大学院においては、上述のように、入学時に「ITガイダンス」及び「法情報ガイダンス」で法情報調査の技法を学び、入学年度春学期配当の各法律基本科目の講義の中で、各科目の内容に即した法情報ガイダンスを実施するとともに、各法律基本科目の講義の中で法律的な文章の作成能力を修得させた上で、実務基礎科目、展開・先端科目においてより専門的な法文書の作成能力を修得させており、この面でも無理のない段階的履修に配慮している（以上につき、基準2-1-4に係る記述参照）。

このように、本法科大学院では、学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されている【解釈指針2-1-1-1】。

#### (4) 完結性

法科大学院は専門職業大学院であることから、それを前提とした教育理念を有し、実務的な能力も有した即戦力としての法曹の養成を目指している。そして、3年（未修者）コースについては、法学を全く学んでいないいわゆる「完全未修者」を念頭において、上記の教育理念の下、所定の年限で必要な（すなわち、修了後に司法修習を経れば法曹として必要な資質と能力が修得できるレベルの）知識・能力を修得させることができる形で、教育課程を編成している。このように、本法科大学院における教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的のみならず「完結的」に行われるよう編成されている【解釈指針2-1-1-1】。

なお、現在、法学部の教育目標は、①グローバル社会に対応するための法律学・政治学等の総合的な知識を修得すること、②大局的見地に立つてものごとを総合的に判断する能力を養うこと、③的確な価値判断・意思決定（行う能力）を養うことである《第2章「法と政治を学ぶ 2018」7頁参照》。そこで、法学部には多様な科目が設置されており、また特に法律科目系についていえば、理論的な教育が中心であり、いわゆる法的素養（リーガルマインド）を持ったジェネラリストの養成がその目的となっている。これに対して、法科大学院の教育においては、従来の司法研修所での前期修習に相当する科目も設けられており、上記の通り、実務的な能力も有した即戦力としての法曹の養成が目的となっており、この点で両者は大きく異なる。両者の教育に連続性はなく、法科大学院教育は法学部教育の単なる延長線上にあるものではない。なお、法科大学院の1年次においては未修者に対する理論的教育が中心となるため、学部において法律系を中心に学んだ者が法科大学院での既修者レベルに相当することもありうるが、そのことは法学部教育と法科大学院教育の連続性（法科大学院教育の「非完結性」）を意味するものではない。

#### (5) 飛び入学者の既修者認定と法科大学院教育の段階性・完結性の維持

本法科大学院では、2016年度（入学者向けの入学試験）より、飛び入学者が2年コース（既修者コース）に入学することを制度として認めているが、そうした者が既修者として入学を認められるためには、当該コースに入学を希望する他の一飛び入学者ではない一者と同じの法律科目試験に合格しなければならないため、そもそも原則として特段の配慮を必要としない。そして、入学後は、飛び入学者ではない法学既修者と同等の知識・能力を有していることを前提に、そうした者であれば無理なく2年間で到達目標を達成できる段階的なカリキュラムに沿って、それらの者に対するのと同様の学修指導の下、学修を進めるため、少なくとも他の既修者と同等程度の学習指導上の配慮がなされることになる。以上より、本法科大学院においては、飛び入学者を既修者として認定する場合についても、法科大学院教育の段階性、完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成及び学修指導に十分な配慮がされている【解釈指針2-1-1-2】。なお、現時点まで、飛び入学者が本法科大学院の既修者コースに入学した例はない。

#### (6) 状況の変化に応じた不断の見直し

編成当時適切とされたカリキュラムでも状況の変化に応じて見直しが必要とされる場合があることを踏まえ、本法科大学院においては、そうした状況の変化に応じた見直しの必要性を検討する役割をも担う組織として、自己評価委員会、教育改善委員会、学務委員会といった組織が存在し、実際にも不断の見直しが行われている【解釈指針2-1-1-1】（基準2-1-5～2-1-8に関する記述、基準5-2-1に関する記述、基準1-1-1-1に関する記述も参照）。

#### 2. 多様なバック・グラウンドを有する学生のニーズに応じた取り組み

本法科大学院では、実定法に共通して要求される応用能力の基礎を習得するための科目として既に開設されていた「実定法基礎（2単位）」（1年次配当の選択科目たる法律基本科目）における教育をさらに充実させるべく、2017年度よりこれを「実定法基礎Ⅰ」（2単位）、「実定法基礎Ⅱ」（2単位）とし、法学未修者が法学教育に一層スムーズに順応できるように配慮することとした。また、特に法学未修者にとって理解するのが難しいとされる行政法の基本的な考え方や学問体系を学修しやすくするために、「行政法基礎Ⅰ（2単位）」、「行政法基礎Ⅱ（2単位）」という形で4単位分の科目を開設しているほか、商事法領域における大規模な法改正等に伴い教授すべき基礎知識量（法学未修者の学習すべき基礎知識量）が飛躍的に増大したことに対応できるよう商法科目については「商法基礎Ⅰ（4単位）」と「商法基礎Ⅱ（2単位）」という形で6単位分の科目を開設している。このように、教育課程編成自体において法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる教育のさらなる充実を図っている。

また、そうした課程編成とは別に、個々の科目において法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画や教育方法（講義形式やそれと対話形式の併用）が採用されているほか、授業時間外の学習支援につき、1年次法律科目担当者のオフィスアワーの固定、弁護士による支援等（基準3-2-1に係る記述参照）や1年次における指導教員の担当学生数の少数化、復習用ツールとしてのお助け君の使用等（基準7-1-1に係る記述参照）のように、法学未修者が学習上支援を受け、また、自ら利用できる様々なツールを用意している。

さらに、本法科大学院では、後述の通り（基準2-1-8に係る記述参照）、養成すべき3つのタイプの法曹像に対応した多様な選択（必修）科目を設けているが、これは、同時に、社会人経験を含む多様なバック・グラウンドを持つ学生がそれぞれのニーズに合わせて進路を設定し、学修を進めることをしやすくする意義をも有している。

このように、本法科大学院では、段階的な履修をできるようにカリキュラムが適切に編成されているほか、法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる方策や社会人を含む多様な学生のニーズに応じた進路設定を可能にするための方策が講じられているなど、多様なバック・グラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われている【解釈指針2-1-1-4】。

#### 4. ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一貫性

本法科大学院のカリキュラム・ポリシーは、下記資料1にあるように、本法科大学院の

掲げる3つの教育理念に基づき、5つの方針に沿ってカリキュラムを構築する旨を明らかにしているが、このポリシーは、本法科大学院の課程編成が上述してきたように「教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成する」ことを宣明したものであり、本基準に沿ったカリキュラム・ポリシーが設定されており、具体的な課程編成とカリキュラム・ポリシーは一貫したものであり、両者の間に齟齬はない。

#### 資料1 カリキュラム・ポリシー

##### カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方向性）

名古屋大学法科大学院の教育理念及びディプロマ・ポリシーに従い、以下の方針のとおりカリキュラムを構築します。

- (1) 少人数・双方向（多方向）授業と段階的な履修を可能とするカリキュラム設定
- (2) 多様な専門分野やバック・グラウンドを持つ法学未修者が無理なく学修できるための配慮
- (3) 研究者教員と実務家教員による協同教育体制を前提とした法律基本科目と実務教育科目の連動
- (4) 豊かな教養と多様な価値観を涵養するための基礎隣接科目の提供
- (5) 市民社会の最先端のニーズに対応し、国際的視野を有する専門性を身につけるための多様かつ高度な展開・先端科目の設定

カリキュラムの実施に際しては、IT を活用した新しい教育手法を導入して学生の学びを支援しつつ、厳格な成績評価に基づき学生が修得した知識等の質的保証を行います。

（出典：「2018年度学生便覧」3頁～4頁、法科大学院ウェブサイト）

また、本法科大学院のディプロマ・ポリシーは下記資料2にあるように、上記カリキュラム・ポリシーに即して設定されたカリキュラムに沿った教育を、所定の年限にわたって受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得することによって、少なくとも上記3つの教育理念のいずれかに即した知識や能力を十分に有すること及び一法曹養成の中核機関としての法科大学院の位置づけに照らし司法試験に合格しうる能力を有することが認定された者に対してのみ法務博士の学位を授与するものとするものであり、上記課程編成を通じて学んだ者の内、教育理念のいずれかに即した知識や能力を十分に有し、司法試験に合格しうる能力を有することが認定された者に対してのみ法務博士の学位を授与するというものであることから、ここでもカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫しており、両者の間に齟齬はない。

このように、本法科大学院では、ディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーを一貫性あるものとして策定している【基準2-1-1】。

資料2 ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

名古屋大学法科大学院の設定したカリキュラムに沿った教育を、所定の年限にわたって受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得した学生に、法務博士の学位を授与します。

カリキュラムは、名古屋大学法科大学院の3つの教育理念に沿って編成されているため、学位授与に際しては、それら教育理念に示された、少なくともいずれかの知識や能力を有することが要求されます。また、学位授与の前提には、法曹養成の中核機関としての法科大学院の位置づけから、司法試験に合格しうる能力を有することが、当然に想定されています。

（出典：「2018年度学生便覧」3頁、法科大学院ウェブサイト）

※【解釈指針2-1-1-3】は、該当なし。

**基準 2-1-2**

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準 2-1-2 に係る状況)

特に「共通的な到達目標」が存在する法律基本科目及び実務基礎科目については、「共通的な到達目標」をミニマム・スタンダードとして（すなわち、「共通的な到達目標」と同程度以上の内容及び水準の）本学の到達目標が設定されている（添付資料【資料編】各科目の「要綱」、「講義計画」参照）。また、それ以外の科目においても、①理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、②法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、③豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するという基準 2-1-1 で明示されている 3 つの要請（の 1 つないしは複数）に即して到達目標（科目ごとに当該授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標）が設定されている【解釈指針 2-1-2-1】。

このように、本法科大学院においては、各授業科目について適切な到達目標が設定されている。

**基準2-1-3：重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

1. 法律基本科目

法律基本科目については、憲法に関する分野の科目として「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」、「憲法演習」が、行政法に関する分野の科目として「行政法基礎Ⅰ・Ⅱ」、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」が、民法に関する分野の科目として「民法基礎Ⅰ～Ⅵ」、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」が、商法に関する分野の科目として「商法基礎Ⅰ・Ⅱ」、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」が、民事訴訟法に関する分野の科目として「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」が、刑法に関する分野の科目として「刑法基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」が、刑事訴訟法に関する分野の科目として「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」が、それぞれ必修科目として開設されている。また、法学未修者を対象とする1年次配当の選択科目として「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」(2016年度までは「実定法基礎」)が、また、3年次配当の選択科目として「総合問題演習」科目が設けられている。

法律基本科目として開設されている上述の各授業科目は、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象としたものである【解釈指針2-1-3-2、同2-1-3-7、同2-1-3-9】。また、それらすべての授業科目において、「共通的な到達目標」をミニマム・スタンダードとして本学で設定された到達目標にそって教育がなされており、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図るとの教育上の目的にかなう教育内容を持った科目となっている。

2. 実務基礎科目

実務基礎科目としては、「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」が必修科目として、また、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」が選択必修科目(3科目中2科目選択)として開設されている。

なお、法情報調査に関する教育は、法学未修者・既修者を問わず入学時に行われる「ITガイダンス」及び「法情報ガイダンス」や1年次春学期及び2年次春学期配当の法律基本科目の第1回授業において、当該科目に要請される文献資料の調査方法、基本的な文書作

成方法を履修させるために必要な措置を採ることを通じて行われている。また、法文書作成に関する教育は、必修の実務基礎科目である「民事実務基礎Ⅱ」や「刑事実務基礎」において、また、展開・先端科目たる「企業法務」（2015年度カリキュラムまでは「企業法務Ⅱ」）等において実施されている。

実務基礎科目として開講されている各科目においては、いずれも実務の経験を有する（実務家）教員が主体となりつつ、研究者教員との協働のもとで授業が進められており、法律基本科目などとの連携のもとに法律実務に携わることへの導入を行うものとなっている【解釈指針2-1-3-3、同2-1-3-8】。そして、「共通的な到達目標」をミニマム・スタンダードとして本学で設定された到達目標にそって教育がなされており、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等の教育上の目的にかなう教育内容を持った科目となっている。

### 3. 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」、「法制史」、「現代世界の政治」、「比較法Ⅰ～Ⅲ」、「法と心理学」、が選択必修科目（7科目中2科目選択）として設けられている（なお、2018年度カリキュラムよりもまえのカリキュラムでは設けられていた「情報と法」、「法と経済学」については後述参照）。

基礎法学・隣接科目として開講されている上記各授業科目は、社会に生起する様々な問題に関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する教育内容を備えたもの【解釈指針2-1-3-4】となっている。

なお、本法科大学院では、基礎法学・隣接科目につき、2013年度以降に、学生の学修レベルや履修動向を踏まえ、以下の形で整理（新設及び廃止）をした。①2017年度カリキュラムより、「情報と法」、「法と経済学」を廃止した。②国際関係に強い法曹の養成を一層促進するべく、2017年度カリキュラムにおいて、「比較法Ⅲ」を新設した。

### 4. 展開・先端科目

展開・先端科目としては、本法科大学院が教育の目標とする3つのタイプの法曹像に応じて設けた「市民生活と法」、「国際社会と法」、「企業活動と法」の3つのグループ、あるいは、「総合問題研究」、「特殊問題研究」のグループのいずれかに分類される34科目（2015年度までは42科目、2016年度は38科目、2017年度は37科目）が開設されている。学生は、これらの科目のうち、少なくとも10科目（20単位）（ただし、1年次に「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」を選択した者は8科目（16単位）、2016年度以前に「実定法基礎」を選択した者は9科目（18単位））を選択しなければならない。

まず、「市民生活と法」のグループに分類される科目としては、「労働法Ⅰ・Ⅱ」、「労働法演習」、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「租税法Ⅰ・Ⅱ」、「租税法演習」、「地方自治法」、「比較公共訴訟論」、「現代刑事司法論」、「社会保障法」、「刑事学」が設けられている。また、「企業活動と法」のグループに分類される科目としては、「知的財産法

I・II」、「知的財産法演習」、「経済法I・II」、「民事執行・保全法」、「倒産法I・II」、「企業法務」、「ビジネス・プランニング」、「金融法」が設けられている。さらに、「国際社会と法」のグループに分類される科目としては、「法整備支援論」、「国際法I・II」、「国際私法I・II」、「外国人と法」が開設されている（なお、2018年度カリキュラムよりも前のカリキュラムで開設されていた「変容する社会と家族」、「環境法演習」、「消費者法」、「先端担保法」、「金融商品取引法」、「企業法務I・II」については後述参照）。

そして、「総合問題研究」のグループに分類される科目としては、「比較民事法総合」が、「特殊問題研究」のグループに分類される科目としては、「先端分野総合研究」、「テーマ研究I・II」がそれぞれ開設されている（なお、2018年度カリキュラムよりも前のカリキュラムで開設されていた「総合問題研究」科目及び「法の技術と理論」については、後述参照）。

以上の科目の中には、将来の法曹界の担い手として視野を広げるべく他の法科大学院生とも積極的に交流することを促進し、法科大学院教育のメニューを将来的に広げていくことも目的として、南山大学大学院法務研究科との教育連携（2017年度からは大学間単位互換）協定に基づき共同開講されている科目も含まれる。本評価対象期間（2013年度～2018年度）において南山大学大学院法務研究科側から共同開講科目として提供されているのが「地方自治法」（本法科大学院ではこれを展開・先端科目としている）であり、本法科大学院が提供しているのが、「外国人と法」（2013年度）、「知的財産法II」（2014年度～2018年度）「環境法II」（2015年度～2018年度）である。

本法科大学院では、展開・先端科目が「必要に応じて実務との融合にも配慮しながら」教育が行われるべき科目であることに鑑み、「知的財産法」科目、「経済法」科目、「企業法務」、「ビジネス・プランニング」、「外国人と法」等複数の科目につき、実務家教員が単独であるいは実務家教員と研究者教員が共同して（研究者教員が担当する科目に実務家教員をゲストスピーカーとして招く形を含む）講義を行っている《添付資料 第8章「法科大学院非常勤講師一覧（2014年度～2018年度）」参照》。

以上のように、本法科大学院で展開・先端科目として開講されている各授業科目は、社会の多様なニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う【解釈指針2-1-3-5】ものとなっている。

なお、本法科大学院では、展開・先端科目につき、2013年度以降に、学生のニーズや従来の履修状況、非常勤講師の任用可能性等をも勘案して、以下の形で整理（新設及び廃止）をした。①国際的な関心を持った法曹の要請が本法科大学院の理念の一つであること、米国のAkron大学法科大学院【及び韓国の慶熙大学校法科大学院】との学術交流に関する協定を結んだこと、この協定に基づきAkron大学の教員による法科大学院の講義としてふさわしい内容・水準の講義を本法科大学院において開設する機会が得られたこと等から、2016年度カリキュラムにおいて、「外国法特別演習I」及び「外国法特別演習II」を新設した（なお、その後、Akron大学法科大学院側の要請に基づき、2017年度カリキュラムにおいて「外国法特別演習II」の単位数を1とした）。②2013年度カリキュラムより「法の

技術と理論」を廃止した。③2016年度カリキュラムより、「変容する社会と家族」、「先端担保法」を廃止するとともに、「企業法務Ⅰ」及び「企業法務Ⅱ」（各2単位）を「企業法務」（2単位）に統合した。④2013年度の認証評価における科目区分に関する指摘等をも踏まえ、2016年度カリキュラムより、「総合問題研究（公法）」、「総合問題研究（民事法Ⅰ）」、「総合問題研究（刑事法）」を廃止する一方で、「総合問題研究（民事法Ⅱ）」については、講義内容を変更し、展開・先端科目としての位置づけを一層明確にした上で、「比較民事法総合」として開講することとした。⑤2017年度カリキュラムより、「金融商品取引法」を廃止した。⑥2018年度カリキュラムより、「環境法演習」、「消費者法」を廃止する一方で、「金融法」を新設し、「外国法特別演習Ⅰ」及び「外国法特別演習Ⅱ」については法科大学院開講科目としては廃止し、他専攻（名古屋大学大学院法学研究科総合法政専攻）開講科目とした。

## 5. まとめ

以上のように、本法科大学院においては、基準2-1-3を満たす科目が開設されている。また、各授業科目は、「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」の各科目区分にしたがって開設されており、そのいずれかの科目区分に分類されるべき授業科目が、他の科目区分の授業科目として開設されているようなことはない【解釈指針2-1-3-6】。なお、本法科大学院では、本基準で掲げられた4つの科目区分に該当しない授業科目は開設されていない【解釈指針2-1-3-1】〈以上につき、【資料編】「2018年度学生便覧」5、8、9頁、【資料編】「2018年度法科大学院パンフレット（NAGOYA LAW）」、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「要綱」・「講義計画」参照〉。

**基準2-1-4：重点基準**

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

1. 単位数

(1) 法律基本科目については、法学未修者を対象とする1年次配当の選択科目として「実定法基礎I・II」(各2単位)が、また、3年次配当の選択科目として「総合問題演習(公法)」(2単位)、「総合問題演習(民事法)」(2単位)、「総合問題演習(刑事法)」(2単位)がそれぞれ設けられているほか、公法系の科目として、「憲法基礎I・II」(各2単位)、「憲法演習」(2単位)、「行政法基礎I・II」(各2単位)、「行政法演習I・II」(各2単位)の合計14単位、民事系科目として、民法では「民法基礎I～VI」(合計14単位)、「民法演習I・II」(各2単位)、商法では「商法基礎I・II」(合計6単位)、「商法演習I・II」(各2単位)、民事訴訟法では「民事訴訟法I・II」(合計6単位)の合計34単位、刑事系科目として、「刑法基礎I・II」(各2単位)、「刑法演習I・II」(各2単位)、「刑事訴訟法I・II」(4単位・2単位)の合計14単位が、それぞれ必修科目として設けられており、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている(基準2-1-5に関する記述も参照)。

(2) 実務基礎科目としては、「民事実務基礎I・II」(2単位・1単位)、「刑事実務基礎」(3単位)、「法曹倫理」(2単位)の4科目(8単位)が必修科目として、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」が選択必修科目(3科目中2科目選択)として設けられており、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている(基準2-1-6に関する記述も参照)。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」(2単位)、「法制史」(2単位)、「現代世界の政治」(2単位)、「比較法I～III」(各2単位)、「法と心理学」(2単位)の合計7科目(14単位)が選択必修科目(7科目中2科目選択)として設けられており(なお、2016年度カリキュラムまでは「情報と法」、「法と経済学」も開設されていたことについては基準2-1-3に係る記述を参照)、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている(基準2-1-7に関する記述も参照)。

(4) 展開・先端科目としては、教育の理念及び目標に照らして設定された3つのグループのうち、「市民生活と法」のグループに分類される科目として「労働法I・II」(各2単位)、「労働法演習」(2単位)、「環境法I・II」(各2単位)、「租税法I・II」(各2単位)、「租税法演習」(2単位)、「地方自治法」(2単位)、「比較公共訴訟論」(2単位)、「現代刑事司法論」(2単位)、「社会保障法」(2単位)、「刑事学」(2単位)が設けられている(なお、2018年度カリキュラムよりも前のカリキュラムにおける「変容する社会と家族」、「環境法演習」、「消費者法」の開設状況等につき、基準2-1-3に係る記述を参照)。また、「企業活動と法」のグループに分類される科

目として「経済法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「知的財産法演習」（2単位）、「民事執行・保全法」（2単位）、「倒産法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「企業法務」（2単位）、「ビジネス・プランニング」（2単位）、「金融法」（2単位）が設けられている（なお、2018年度カリキュラムよりも前のカリキュラムにおける「先端担保法」、「金融商品取引法」、「企業法務Ⅰ」、「企業法務Ⅱ」の開設状況等につき、基準2-1-3に係る記述を参照）。さらに、「国際社会と法」のグループに分類される科目として「法整備支援論」（2単位）、「国際法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「国際私法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「外国人と法」（2単位）が設けられている（なお、「外国法特別演習」科目の新設及び開講主体の変更等については、基準2-1-3に係る記述を参照）。そして、「総合問題研究」のグループに分類される科目として「比較民事法総合」（2単位）が、「特殊問題研究」のグループに分類される科目として「先端分野総合研究」（2単位）、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）がそれぞれ設けられている（なお、2018年度カリキュラムよりも前のカリキュラムにおける「総合問題研究」科目及び「法の技術と理論」の開設状況等につき、基準2-1-3に係る記述を参照）。このように、展開・先端科目については、5つのグループにわたり、合計34科目（68単位）が設けられており、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている（基準2-1-8に関する記述も参照）。

## 2. 分類及び年次配当

本法科大学院では、上述の3つのタイプの法曹を養成することを教育上の理念・目標としているが、まず、各タイプの法曹に共通して必要とされる専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などが段階的に無理なく修得できるように必修科目が配置されている。1年次においては、必修科目たる法律基本科目が主として開講される（なお、法学未修者の支援を目的として1年次配当の選択科目（法律基本科目）として「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」（2016年度までは「実定法基礎」）を開設し、法学未修者がスムーズに本法科大学院における法学教育に順応できるよう配慮していることは上述の通りである）。

また、2年次においては、実体法についての演習科目及び訴訟法科目を必修科目として開講することにより、実体法科目及び手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるようにしている（なお、実体法科目については、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれに関しても、初学年において基礎を学んだ後により踏み込んだ学習のための演習科目を配置するのが基本となっている。他方、訴訟法科目については、民事訴訟法科目、刑事訴訟法科目とも2年次以降の学修となっており、演習科目は設定されていないが、実体法の知識を前提に十分な議論ができるように実質上演習科目と同等の位置づけがなされている）。

さらに、特に実務との架橋を目指した科目としての実務基礎科目のうちの必修科目は、法律基本科目の基本的な学修が終了した2年次秋学期から開講される（なお、「刑事実務基礎」は、刑事法の学修を一通り済ませてから受講させることが望ましいことから、3年次春学期に配当されている）。そして、上記の教育の理念及び目標に応じ、実務基礎科目についても一定の選択の幅を持たせるべく、選択必修科目（3科目）が開講されるが、これも法律基本科目（必修）を修得した後の3年次に開講される（なお、学生が自らの選択

に応じて一定の法分野における基礎的な学力の定着を確認しつつ、その強化をも図ることを可能とするべく3年次に「総合問題演習」科目が開講されることについては、前述参照）。

また、上記の教育の理念及び目標として掲げられている3つの法曹像の区別に応じて多様な選択がなされることを考慮に入れ、種々の（法律基本科目以外の区分に属する）選択科目が開講されている。科目（群）の性格にも照らし、基礎法学・隣接科目については1年次から、展開・先端科目については主として2年次から選択科目が開講される（2年次配当科目は15科目（30単位）、3年次配当科目は18科目（36単位）、1年次配当科目は1科目（2単位）である。なお、本法科大学院では、選択科目は一科目の性質上3年コース1年次にのみ選択可能とするのが適切な「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」を除き一当該科目の配当年次及びそれ以降の年次において履修することができるため、必修科目の単位数の少ない3年次においては、どの年次に配当された選択科目でも履修できる）。

なお、段階的履修にかかる工夫として、以上の基本的な取扱いに加え、必修の法律基本科目である刑法の演習科目については「刑法演習Ⅰ（2単位）」を2年次春学期に、「刑法演習Ⅱ（2単位）」を同年次秋学期にそれぞれ配置することにより、学修の空白期間が発生するのを防止し、3年次科目とのよりスムーズな連動を図っている。また、キャップ制に鑑み1年次にも展開・先端科目を配置することが望ましいことや法学未修者にも無理なく履修させることができる内容の科目であることから、「法整備支援論（2単位）」を1年次秋学期に配置している。

そして、本法科大学院では、教育課程に関するチャート図を「名古屋大学法科大学院における教育方針」として学生に明示し、段階的履修の具体的なイメージを掴みやすいようにしている（添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」7頁参照）。

なお、本法科大学院では、法律基本科目の基本分野に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することができるようなカリキュラムの設定の仕方はしていない【解釈指針2-1-4-1】。

### 3. まとめ

以上のように、本法科大学院では、基準2-1-3の各号のすべてにわたって教育上の目的及び教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開講されている。また、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されている《以上につき、【資料編】「2018年度学生便覧」3～4頁、【資料編】「2018年度法科大学院パンフレット（NAGOYA LAW）」（教育の理念及び目標）、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「要綱」（履修要件含む）、「講義計画」、【資料編】「2018年度学生便覧」8～9頁（授業科目名・単位数・配当年次・分類等）参照》。

**基準2-1-5：重点基準**

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12単位 |

（基準2-1-5に係る状況）

本法科大学院では、法律基本科目についてはまず、公法系科目として、「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「憲法演習」（2単位）、「行政法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）の合計14単位が必修科目として設けられている。

また、民事系科目として、民法では「民法基礎Ⅰ～Ⅵ」（合計14単位）、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、商法では「商法基礎Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、民事訴訟法では「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）の合計34単位が必修科目として設けられている。

さらに、刑事系科目として、「刑法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）の合計14単位が必修科目として設けられている。

このように、法律基本科目としては、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれについても、基準2-1-5に適合する（各標準単位数を上回り、かつ、当該基準に定められた上限を超えない）単位数の科目が必修科目として開設されている。

なお、法律基本科目としては、以上の必修科目のほか、選択科目として、法学未修者を対象とする1年次配当科目として「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）が、3年次配当科目として「総合問題演習（公法）」（2単位）、「総合問題演習（民事法）」（2単位）、「総合問題演習（刑事法）」（2単位）がそれぞれ設けられている。「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」は上記各法分野に関する基礎的な学修方法等をオムニバス形式で学修させるものであり、公法系・民事系・刑事系のいずれの内容をも含むため、いずれか1つの系に分類することは困難である【解釈指針2-1-5-2】。他方、上記各「総合問題演習」科目については、それぞれの取扱い法分野に従い、順に公法系、民事系、刑事系の科目として分類できる。

《以上につき、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「要綱」（履修要件含む）、「講義計画」、【資料編】「2018年度学生便覧」8頁（授業科目名・単位数・配当年次・分類等）参照》。

※【解釈指針2-1-5-1】は、該当なし。

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

## イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

### 1. 必修科目たる実務基礎科目

まず、3年次秋学期に、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として「法曹倫理」(2単位)を必修科目として設けており、同科目については、弁護士である実務家教員(専任教員)が研究者教員と共同して、弁護士倫理だけでなく検察官倫理、裁判官倫理をもテーマとした授業を行っている【解釈指針2-1-6-2】(なお、本法学院では、実務科目等を履修してはじめてより高度な責任感や倫理観を涵養しうるものとの考えから、「法曹倫理」を3年次秋学期に配当している)【基準2-1-6(1)ア、(3)】。もっとも、「法曹倫理」は、実務科目を学ぶにあたっての基礎であることから、3年次秋学期にいたる以前の実務科目においても必要に応じて指導されている。例えば、「エクスターンシップ」においては事前に十分な責任感、倫理観を身につける必要があるが、これらに関しては独自の事前学習を行っている(【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2017年度版)」88頁以下参照)。また、後述の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事実務基礎」といった実務基礎科目においても法曹の責任感、倫理観に関連する指導が随所においてなされている【基準2-1-6(3)】。

次に、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「民事実務基礎Ⅰ(2単位)」が2年次秋学期に、それを踏まえつつ民事弁護論、法文書作成の基礎について取り扱う「民事実務基礎Ⅱ(1単位)」が3年次春学期に配置されている。また、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「刑事実務基礎(3単位)」が3年次春学期に配置されている。これらの科目はいずれも必修とされている。前者の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」では、2年次春学期までの民事系基礎科目及び民事訴訟法科目(「民事訴訟法Ⅰ」)の学修を前提に民事訴訟実務の基礎を理解させるべく、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、基礎知識を理解した上での理論と実務の融合教育が図られている。また、後者の「刑事実務基礎」でも、2年次秋学期までの刑法科目及び刑事訴訟法科目の履修後に、検察官教員、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、法律基礎知識と実務との融合理解が図られている。とくに刑事実務については、民事系科目のように独立した模擬裁判の授業が用意されていないことから、訴訟実務の動的な理解を図るため、「刑事実務基礎」の単位数を3単位とし、春学期授業の最後に模擬裁判授業を集中形式で行うなどの工夫をしている【基準2-1-6(1)イ・ウ、(2)ア】。

### 2. 選択必修科目たる実務基礎科目

本法学院では、実務基礎科目の重要性に鑑み、以上の必修科目(4科目(8単

位) )に加え、「模擬裁判(民事)」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」(各2単位)の3科目(6単位)を、その中から2科目(4単位)の選択が義務付けられる選択必修科目として設定している【基準2-1-6(2)】。

「模擬裁判(民事)」は、半期を通じ、民事裁判の過程全体を模擬的に演じることによって、法律実務基礎的技術を修得させるものである。具体的には、学生が原告、被告、裁判官役に分かれ、実際の裁判さながらに演じる他、証人役に演劇関係者の協力を求めるなど、かなり実践的な指導がなされている。また模擬裁判は記録装置を完備した法廷教室で録画され、事後の学習も十分になされている【基準2-1-6(2)ア】。

「ロイヤリング」は弁護士実務に必要な技能を修得させるための科目であるが、具体的には依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についての実践的な指導がなされる。この科目においてもロールプレイのような体験型の学習が積極的に取り入れられている【基準2-1-6(2)イ】。

最後に「エクスターンシップ」は、本法科大学院で特に力を入れている実務基礎科目であり、その内容もきわめて充実したものになっている【基準2-1-6(2)エ】(基準3-2-1に係る記述も参照)。

なお、本法科大学院では、上記「模擬裁判(民事)」、「ロイヤリング」のほか、基礎法学・隣接科目である「法と心理学」において、2017年3月まで、法科大学院教育を支援するボランティア団体であるCLESS(Community Legal Education Supporting Service)の協力を得て、一般市民の模擬証人や模擬相談者役を用いた授業を行っていた。同年4月以降も、「法と心理学」においては、別のルートを通じて引き続き一般市民の参加を仰いでいる。これらの方策により、本法科大学院は、市民感覚に溢れる法曹の養成に努めている。

### 3. 法情報調査及び法文書作成についての指導

法情報調査、法文書作成に関しては、まず、法学未修者、既修者を問わず入学時に行われる「ITガイダンス」、「法情報ガイダンス」において、法令、判例及び学説に関して、今日利用可能な各種のデータベース等を活用し、基本的な情報検索をなすように学修させるとともに、1年次春学期及び2年次春学期配当の法律基本科目の第1回授業において、当該科目に要請される文献資料の調査方法、基本的な文書作成方法を履修させるために必要な措置を採るものとすることにより、法情報調査のみならず法律家として必要とされる基本的な文章表現にかかわる訓練がなされるよう配慮している。また、これらの基本的技術の修得を前提に、より専門的な法文書の作成に関しては、必修科目の「民事実務基礎Ⅱ」で文書作成指導が重点的に行われるほか、同じく必修科目の「刑事実務基礎」においても、起訴状、論告要旨、弁論要旨あるいは判決書等の起案を課題等の形で課すことにより、文書作成指導がなされている。これらの指導は、入学者全員に対して入学時に行われているほか、必修科目の中で行われており、全ての学生に対して行われているものである【解釈指針2-1-6-3】(なお、以上の全学生に対して行われる指導に加え、展開・先端科目の「法の技術と理論」(2014年度まで開講)では、法情報調査、法文作成技術等についてのより発展的な内容が取り扱われていたほか、「企業法務」(2017年度までは主に「企業法務Ⅱ」)では企業法務関係の文書作成に関するより細やかな指導を行うこ

とになっている)【基準2-1-6(4)】。

#### 4. 実務家教員と研究者教員の協力

第3章で述べるように、実務基礎科目については、担当実務家教員及び研究者教員との間で入念な事前協議をし、その結果を反映する形で講義計画・講義内容を決定しており、さらに、それに基づき実務家教員及び研究者教員がさらに授業内容を決定するために協議する、あるいは共同で授業をするなどの形で協働し、少人数のグループ討議、ロールプレイ、レポート課題による事前学習の促進など、授業内容を考慮した教育手法を活用して、講義を実施している。

また、実務と理論の架橋を目指すべく、本法科大学院では実務基礎科目担当者会議を組織し、定期的に会議を開催し、授業方法についての十分な議論をしている。さらに、実務基礎科目担当者だけでなく、広く実務家教員と研究者教員が教育内容・方法について一堂に会してともに考える機会を提供するべく、FD活動も活発に行っている。海外での教育状況をも参照すべく、実務家教員も含め、海外視察も実施してきたほか、外部からゲストスピーカーを招き、FD活動も盛んに行ってきた(第5章の記述参照)。また、研究者教員も、司法研修所における教員研修への参加、エクスターンシップの受入法律事務所・企業の訪問やグループ学習等への参加といった形で実務研修に赴いている。(【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2013年4月～2017年3月)」45～61頁)

このように、実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、授業内容決定のために協議をし、あるいは共同授業の実施をするなどの形で、実務家教員と研究者教員が協力している【解釈指針2-1-6-1】。

#### 5. まとめ

以上のように、基準2-1-6に適合する形で実務基礎科目が必修科目又は選択必修科目として開設されており、その教育内容も同基準に適合している《以上につき、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「要綱」(履修要件含む)・「講義計画」、【資料編】「2018年度学生便覧」8頁(授業科目名・単位数・配当年次・分類等)、第7章「2018年度学生ガイダンス配布資料」参照》。

**基準2-1-7**

基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-7に係る状況)

基準2-1-2(3)の定める基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」、「法制史」、「現代世界の政治」、「比較法Ⅰ～Ⅲ」、「法と心理学」、の合計7科目(14単位)が配置されている。特に本法科大学院では「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3タイプの法曹を養成することを目指していることもあり、その目標に見合うように、国際関係については、多様な比較法学習に対応できるよう「比較法Ⅰ～Ⅲ」(2016年度カリキュラムまでは「比較法Ⅰ・Ⅱ」)が設置されている。また、市民生活上の問題を考える基礎としての「法と心理学」といった科目が設置されている(なお、2016年度カリキュラムまでは、企業法務の基礎となりうる「情報と法」、「法と経済学」といった科目も設けられていた)。これらの科目は、基礎法学・隣接科目として1年次に配置されているが、必要に応じ後年次においても履修可能なように配慮されている。

以上のように、基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されている《以上につき、添付資料様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「要綱」(履修要件含む)、「講義計画」、【資料編】「2018年度学生便覧」9頁(授業科目名・単位数・配当年次・分類等)参照》。

**基準2-1-8**

**基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。**

(基準2-1-8に係る状況)

本法科大学院のひとつの特徴は、高い専門性を有する法曹を養成する点にある。そのため、本法科大学院では、上述のように、「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3つのタイプの法曹養成を目標として掲げているが、展開・先端科目に関しては、まさにそれら3つのタイプの法曹にあわせ、「国際社会と法」、「企業活動と法」、「市民生活と法」というグループに属する科目があり、それぞれ豊富な選択科目が準備されている(それぞれ6科目、11科目、13科目である)。国際社会関係が少ないようであるが、「企業活動と法」に分類されている「企業法務」、「知的財産法Ⅱ」は、国際的視野も養う融合的な科目であることから、これらは実質的には国際関係の科目でもある。

展開・先端科目には、上記3グループ以外に、「総合問題研究」と「特殊問題研究」というグループがある(それぞれ1科目(2015年度カリキュラムまでは4科目)、3科目(2012年度カリキュラムまでは4科目)である)。「総合問題研究」グループに属するのは、「比較民事法総合」である(なお、従前「総合問題研究」グループを構成していた各科目(「総合問題研究(公法)」「総合問題研究(民事法Ⅰ・Ⅱ)」、「総合問題研究(刑事法)」)は、個別の法分野を横断する総合的・融合的問題を対象とし、広範で高度の専門的実務的知識を修得することを目的とする科目として設置されていたものであるが、前述の通り、2013年度の認証評価における科目区分に係る指摘等を受け、2016年度カリキュラムで一「比較民事法総合」のみを残し一廃止された)。「比較民事法総合」は、従前の「総合問題研究(民事法Ⅱ)」の講義内容を変更し、専ら外国法を比較法的に取り扱い、広範で高度の専門的知識を習得させることを目的とする科目として設置された科目である。また、「特殊問題研究」は「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」(2012年度カリキュラムまではさらに「法の技術と理論」)からなる。「先端分野総合研究」は、もともと本学が総合大学である利点を生かし、本学の他研究科の教員と共同して、特定テーマに踏み込んだより専門的な知識を有する法曹養成のために設置された科目であった(なお、同科目の取扱いテーマは、2013・2014年度が「環境・災害と国土都市政策」、2015・2016年度が「情報通信法政策論」、2017年度が「先端倒産処理法」であった)が、現在では、「特定テーマに踏み込んだより専門的な知識を有する法曹養成」という趣旨は維持しつつ、本法科大学院の専任教員がオムニバス形式でその専門分野に属する先端的なテーマを取り上げて講義する科目として開設されている。また、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」は本学が中部地区の研究者養成のための基幹校であることに鑑み、法律学の研究者を目指す者が実務的な視点に加え、より高度な専門知識を修得するために設けられた科目である(「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」における研究内容については、下記資料3を参照)。なお、「法の技術と理論」は、法情報調査及び法文書作成にかかる高度の知識及び技術を習得させることを目的として設置されていたが、前述の通り2013年度カリキュラムより廃止された。

資料3 「テーマ研究」履修状況

履修年度	履修者数	研究テーマ
2013年度	1	行政裁量の統制の法理について
2014年度	5	M&Aの諸問題
		違憲審査基準論の再検討ー外国法判例を参考として
		不法行為における過失概念の拡張と予見義務
		倒産状態における担保権の機能
		有期労働契約の帰趨に関する諸問題
2015年度	1	占有改定の現代的意義
2016年度	2	抵当権の時効に関する研究
		訴訟要件の審理方法（民事訴訟）
2017年度	2	消費者契約法の課題と展望
		労働契約法20条に関する考察

以上のように、展開・先端科目に関しては、本法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目（合計 34 科目（68 単位））が開設されており、学生が多様な分野の科目の履修をすることができるようにされている【解釈指針 2-1-8-1】。

なお、選択にあたっては、上記3つのタイプの法曹を目指す場合にいかなる選択の可能性があるかを示すモデル履修案が提示され（添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」21頁）、本法科大学院の求める法曹の養成が目指されている。

《以上につき、【資料編】「2018年度学生便覧」3～4頁、【資料編】「2018年度法科大学院パンフレット（NAGOYA LAW）」1～2頁（教育の理念及び目標）、様式1「開設授業科目一覧」、各科目の「要綱」（履修要件含む）・「講義計画」、【資料編】「2018年度学生便覧」9頁（授業科目名・単位数・配当年次・分類等）参照》。

**基準2-1-9：重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

本法科大学院では、春学期・秋学期の2期制を採用し、授業を展開している。開講授業科目は、①講義・演習科目と、②実習科目であるエクスターンシップにより構成されている。そのうち、①については、大学設置基準21条第2項第1号に則って、授業時間15時間をもって1単位とし、また、②については、同基準21条第2項第2号に則り、授業時間30時間をもって1単位として実施している〈【資料編】「2018年度学生便覧」表紙裏の「行事予定表」、各授業科目の「講義計画」、様式1「開設授業科目一覧」参照〉。なお、上記授業時間について休講措置がとられた場合には、適切に補講が実施されている《第2章「補講一覧」参照》。

本法科大学院では、①については、教員が教室などで授業を行う時間の2倍の予習・復習を行うことを学生に求めており（【基準3-2-1】に係る記述参照）、Canvasシステム（2015年度まではNLSシステム）上で予習・復習課題が適宜指示されている《各科目の「講義計画」参照》。また、②については、事前学習、実習の打ち合わせ、事後報告会のほか、研修先で60時間以上の実習を学生に行わせている。

このように、本法科大学院においては、①、②について、大学設置基準第21条第2項が定める、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成しており、各授業科目における授業時間等を、単位数との関係において、大学設置基準第21条から23条までの規定に照らして適切に設定している（なお、2016年度までは2単位の科目については14回講義を実施し期末試験を行って講評をするという方針によっていたが、2017年度からは、一層上記大学設置基準の理念に沿うように、講義自体を15回実施し、期末試験を行って講評をするという方針によっている）。

《添付資料

- ・【資料編】「要綱」・「講義計画」
- ・【資料編】様式1「開設授業科目一覧」
- ・【資料編】「2018年度学生便覧」
- ・第2章「法と政治を学ぶ2018」
- ・【資料編】「2018年度法科大学院パンフレット（NAGOYA LAW）」
- ・【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」
- ・【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2012年4月～2017年3月）」
- ・第8章「法科大学院非常勤講師一覧（2014年度～2018年度）」
- ・第7章「2018年度学生ガイダンス配布資料」
- ・第2章「補講一覧」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院では、教育内容につき、以下の特長がある。第1に、教育理念に沿ったモデル履修案を提示するだけでなく、本法科大学院の教育課程のチャート図を作成し、開講科目群全体の段階的履修のあり方を明示している。第2に、2年次秋学期から実務基礎科目と法律基本科目との並行履修システムが採用されており、理論的教育と実務的教育の架橋を無理なく実現するための方策が講じられている。第3に、研究者教員と実務家教員が協力して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制が多くの科目で採用されている。第4に、法律基本科目及び実務基礎科目について IT 技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法の開発が行われている。第5に、授業科目について、たゆまぬ見直し改善を継続的に行っている（基準2-1-3に係る記述参照）。そして、将来の法曹界の担い手として視野を広げるべく他の法科大学院生とも積極的に交流することを促進し、法科大学院教育のメニューを将来的に広げていくことも目的として、南山大学大学院法務研究科との教育連携（2017年度からは大学間単位互換）協定に基づき共同開講科目を開設し、両法科大学院の学生に提供している。

なお、研究者教員と実務家教員が協力して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制を維持するためには、実務家の協力が不可欠であり、また、大学内だけでなく、大学外で法科大学院生の研修の機会が保障されることが必要となること等に鑑み、特に裁判官・検察官・弁護士等との人的ネットワークの継続的な構築を念頭に置いて、以下の取り組みがなされている。まず、公法系教員においては、本法科大学院修了生を含む多数の弁護士の参加を得て2012年3月より「名古屋行政訴訟研究会」を開催している。また、民法及び民事訴訟法の専任教員・兼任教員全員と名古屋地方裁判所の民事部所属の裁判官全員との合同による「名古屋民事実務研究会」は現在でも継続して開催されている。さらに、刑事法教員も名古屋高等裁判所・地方裁判所の主催する「名古屋刑事実務研究会」に参加する、名古屋高等検察庁・地方検察庁の検事との合同勉強会を実施する（2016年度）などしている。これらの取り組みを通じて、一定の人的ネットワークの構築が図られている。

### (2) 課題等

上述の通り評価基準を満たすレベルの科目（単位）数は維持できてはいるものの、近時、本法科大学院の教育の理念を一層効果的に実現するために提供することが望ましい科目（基礎法学・隣接科目や展開・先端科目に分類される科目）につき、安定的に提供することが困難になってきているという課題がある。こうした科目については、財政的基盤の確保の点も含め、新設（復活）・拡充の道を探っていく必要がある。

また、本法科大学院にとっても、5年一貫教育の導入は喫緊の課題であり、法学部と連携しつつ、それに向けた取り組みを行っているところである。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院では、プロセスを重視し、双方向的、多方向的な授業が行なわれるよう、少人数による授業を実施しており、法律基本科目はもとより（基準3-1-2に係る記述参照）、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についても（2013年度における選択（展開・先端）科目2科目を除く）ほぼ全ての科目につき、同時に授業を行う学生数は50名以下となっている《2013年度から2017年度までの科目ごとの受講者数につき、《添付資料第3章「受講者数一覧」参照》。

なお、法学未修者1年次は1クラス制を採用しているが—2016年度の定員削減等の事情もあり—毎年50名を下回る数の学生に対して授業を行っている。

このように、すべての授業で少人数による双方向的又は多方向的な授業が行なわれるよう、適切な規模が維持されており、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けに鑑みて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われている【解釈指針3-1-1-1】。

なお、上述の学生数は、当該授業科目を再履修している者を含む【解釈指針3-1-1-2（1）】。また、他専攻等の学生及び科目等履修生が法科大学院の科目を履修すること自体は禁止されていないため、そうした学生がいれば、上述の学生数に当然参入される【解釈指針3-1-1-2（2）】。ただし、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修については、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限定し、基準3-1-1に適合する学生数を維持するため、研究科委員会（学務委員会）の許可が必要とされている【解釈指針3-1-1-3】（下記資料1参照）。そして、現在まで、他専攻等の学生又は科目等履修生に法科大学院の授業科目の履修を認めた例はない。

#### 資料1 他の研究科等の授業科目の履修等

名古屋大学大学院法学研究科規程

第9条 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、次に掲げる授業科目の履修を認めることができる。

- 一 研究科の他の専攻
- 二 他の研究科
- 三 法学部
- 四 前号以外の学部

2 前項各号の授業科目において履修し修得した単位は、それぞれ10単位を超えない範

囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

3 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、大学院共通科目規程に定める授業科目の履修を認め、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

名古屋大学大学院通則

第 21 条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、当該研究科長の許可を得なければならない。

2 学生は、大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、教養教育院長の許可を得なければならない。

(出典：「2018 年度学生便覧」48、64 頁)

**基準3-1-2****法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準3-1-2に係る状況)

本法科大学院では、1学年の定員が50名(2015年度までは70名)であり、法学未修者と法学既修者が初めて合同で講義を受ける(上記定員数に達する)年次である2年次に配当されている法律基本科目については、当該年度の在籍学生数等に照らし1クラスで実施されているものを除けば2クラスで(2015年度まではすべて2あるいは3クラスで)授業を行っており、同時に授業を行う学生数は50を超えていない。また、1年次については法学未修者の入学者数の目安が25名(2015年度までは40名)であり、同時に授業を行う学生数が50を超えたことはない。

なお、1年次配当法律基本科目(選択)である「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」については1年次に在籍する学生のみが履修を許されているため(法学未修者の入学者数の目安は上記の通りである)同時に授業を行う学生数が50を超えたことはなく、また、3年次配当法律基本科目(選択)である「総合問題演習」についても同時に授業を行う学生数が50を超えたことはない。

以上より、1年次から3年次まで、法律基本科目(選択科目を含む)については50名以下の学生に対して授業が行われている。(以上につき、【資料編】様式1「開設授業科目一覧」及び「受講者数一覧」参照)。

※【解釈指針3-1-2-1】は該当なし。

### 3-2 授業の方法

#### 基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

#### 1. 専門的な法知識の確実な修得及び法曹として必要な各能力の育成のための適切な方法

本法科大学院では、以下に述べるように、各科目群の性質に応じた授業方法をとっているが、科目群の違いや講義科目・演習科目の違いにかかわらず、共通して、Canvas（2015年度まではNLS シラバス。以下同じ）システムにおいて予習課題や復習課題を毎回指示し、また、ほとんどの科目において、課題を提出させたり、授業中に小テストを行ったりしている。

また、各科目の到達目標の周知等も適切に行われている（後述2（基準3-2-1（2）に関する記述）参照）。

これらのことを通じて、各授業科目において法曹として必要と考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得させるようにしている【解釈指針3-2-1-1】。

(1) 法律基本科目のうち、1年次配当科目（選択科目を含む）では、法学未修者（法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者）が対象となることに鑑み、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式と質疑を併用した双方向的又は多方向的な討論を通じた授業を行っている。具体的には、①予習課題に関する基礎知識を質問しながら講義を進行する、②予習課題に関する簡単な事例問題を提示して双方向的な質疑によって解答を導きつつ次第に事例を変化させていく、③予習課題として事例問題を課し、その解答を授業で検討する、④基本的な法知識を教授し、その後具体的な事例を提示して検討する、などのバリエーションがあるが、いずれも双方向的又は多方向的な討論を通じて【解釈指針3-2-1-3】、必要に応じて講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法を工夫しながら【解釈指針3-2-1-4】、当該科目における法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を修得させることに重点を置いている【解釈指針3-2-1-1】。

また、2年次春学期配当科目である「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」では、上記①～④の形式を適宜組み合わせ、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業を行うことにより、当該科目における法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を修得させている【解釈指針3-2-1-1】。

さらに、2年次配当科目のうち、各演習科目においては、演習形式による事例研究を中心的な授業方法としている。具体的には、①予習課題である重要判例を取り上げて、その意義・射程等を検討する、②判例を素材とした事例問題を作成し、それに対する法律構成を検討する、③全く新たな問題を作成して、それに対する解答を検討する、などのバリエーションがある。また、「民事訴訟法Ⅱ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」においても、①～③の組み合わせにより授業を実施している。さらに、3年次配当法律基本科目（選択）である「総合問題演習」科目においてもこれと同様の形で授業を実施している。そして、いずれの場合も、双方向的又は多方向的な討論によって【解釈指針3-2-1-3】、素材とする事例について、事実関係や当事者の主張を正確に整理・分析し、問題解決の方策を考え、組み立てさせる訓練を徹底して行っており、これにより、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している【解釈指針3-2-1-2】。

(2) 実務基礎科目では、「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」及び「刑事実務基礎」において、手続の基礎を修得させるとともに、基本的な法律文書の書き方も修得させている（なお、その前提として、入学時における「IT ガイダンス」及び「法情報ガイダンス」においてコンピューターを利用して受講生全員に実際にその場で作業をさせる方法により、また、入学年次に配当される法律基本科目の講義内での個別の法情報ガイダンスにおける指示・説明により、実務家として必要不可欠な法律情報の検索・収集の仕方、判例の読み方等を理解させている）【解釈指針3-2-1-1】。

また、「民事実務基礎Ⅰ」では、研究者教員と実務家教員が合同で、独自の事例問題を開発・作成し、それを予習課題として課すとともに、授業では、担当教員の間で毎回入念な事前打ち合わせを行ったうえで、それらの問題と課題に対する解答等を素材としながら、演習方式による双方向的・多方向的討論を行っている。「刑事実務基礎」でも、全体的な講義内容についての実務家教員、研究者教員の事前の打ち合わせを経て、実務家教員が中心となって選定した記録教材を事前に学生に配付した上で、それに基づいて予習事項・予習課題を設定し、それらの事項・課題を中心として双方向的・多方向的な討論を行っている。「模擬裁判（民事）」では、実例に近い詳細な独自問題・資料を素材にして、ロールプレイにより、弁護士への法律相談から判決に至るまでの実際の裁判過程を画像に収録しながら模擬的に体験させる方法をとっている。「ロイヤリング」では、依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についてロールプレイのような体験型の学習を取り入れた実践的な指導がなされている。「法曹倫理」では、研究者教員と実務家教員とが共同してチーム・ティーチングを行っており、さらに、弁護士をスポット的に招いて行う事例研究も実施しているほか、（年度によっては）学生間でのピアレビュー方式を採用するなどして講義を行っている。

このように、これらの科目では、双方向的・多方向的な討論を駆使した授業が行われている【解釈指針3-2-1-3】。

さらに、「エクスターンシップ」は、3年次春学期の配当科目であるが、あらかじめ2年次春学期の開始時に説明会を行い、その時点での学生の希望調査を実施して派遣先を確保したうえで、2年次秋学期に仮登録をさせ、派遣先を決定している。その後、派遣の実施に先立って、事前学習として、法曹倫理の基本と法曹実務・企業法務に関する講義を実施し、法令を遵守し、専門職倫理や派遣先の業務における守秘義務に反することがないよう注意事項を徹底させるとともに、誓約書を徴し、また、万一の場合のために損害保険に加入させている《添付資料「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」参照》。守秘義務に対する重大な違反がある場合には、エクスターンシップ担当教員及びエクスターンシップ運営委員会での事情聴取・調査及び学務委員会での議を経て、必修科目である法曹倫理の単位を取り消すとともに、懲戒処分を行うこととしている。このように、エクスターンシップでは、参加学生による関連法令の遵守、守秘義務等に関する指導監督を入念に行っている（下記資料2、資料3参照。なお、現在まで、守秘義務に対する重大な違反があるとして処分された例は存在しない）【解釈指針3-2-1-6（1）】。

資料2 エクスターンシップに関する注意事項

エクスターンシップにおいては、弁護士事務所や企業の法務部門等で、実際の法律実務を体験・実習する機会が与えられるが、派遣先において遵守が求められる法令、専門職倫理に反することがないように、十分な注意が求められる。とりわけ、派遣先の業務において守秘義務が生じる事項については、実習の過程はもとより、その終了後においても、それに反することがあってはならない。

詳細は、エクスターンシップの事前指導等において説明し、実際の派遣にあたっては誓約書を徴するが、違反があった場合には、専門職を養成する大学院として、必要な措置をとる。

\*違反に対する措置

守秘義務に対する重大な違反がある場合には、法律家としての基本的な資質に欠けるものとして、所定の手続を経て、次の措置をとることがある。

- ① 法曹倫理の単位を取り消す。
- ② 1年間法曹倫理の単位を認定しない。

専門職倫理に反する行為は、懲戒処分の対象となることがある。

（出典：「2018年度学生便覧」38頁）

資料3 「誓約書書式」

誓 約 書

平成 年 月 日

殿

名古屋大学

大学院法学研究科（実務法曹養成専攻） 年

学生番号

氏 名

印

今般、貴法律事務所においてエクスターンシップを実施させて頂くにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

## 記

1. エクスターンシップ期間中は、大学の指導を遵守し、貴事務所の指示に従う。
2. エクスターンシップに際しては、次の事項を遵守する。
  - ① 貴事務所の名誉を毀損するような言動は行わない。
  - ② 貴事務所の営む業務等を阻害するような言動は行わない。
  - ③ エクスターンシップを通じて知り得た貴事務所の機密に属する情報は、エクスターンシップ期間中及び終了後、一切漏洩しない。
3. 故意又は過失により、貴事務所に対し損害を及ぼした時には弁償する。
4. エクスターンシップ中の貴事務所の責に帰さない事故、災害については、自己の責任において処理する。

(出典：「2017年度教育の現況・改善報告書」109頁)

また、「エクスターンシップ」の実施にあたっては、実務家教員及び研究者教員からなるエクスターンシップ運営委員会を構成して「エクスターンシップ」の全体について責任体制を確立し、複数の担当教員が派遣先の選定・派遣学生とのマッチングを行っている。また、派遣先の担当弁護士による指導・監督が明確な責任体制の下で遺漏なくなされるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会を開催して、「エクスターンシップ」の概要や留意点を記載した「エクスターンシップのしおり」（下記資料4参照）を配布し、指導のポイントを理解してもらうとともに、「エクスターンシップ」実施期間中に、各派遣先を訪問するなどして、常に派遣先との連絡を密にとりながら、教育目的が確実に実現できるよう努めている。さらに「エクスターンシップ」終了後は、研修報告書の作成・提出を義務づけるとともに、エクスターンシップ委員と学生とによる事後報告会によって実習経験についての情報・意見交換を行ったうえで、同委員会委員の協議により、3年次春学期に単位を認定している。本法科大学院では、「エクスターンシップ」を希望する学生すべてを派遣しており、その数は該当学年の学生の5割～8割程度にのぼっている《添付資料第3章「エクスターンシップ評定書作成の依頼について」、添付資料第3章「評定書」・「実習日誌」参照。派遣者数については下記資料5、派遣先については添付資料第3章「2018年度エクスターンシップ派遣先」参照。また、添付資料「講義概要」・「講義計画」（エクスターンシップ）参照》。

このように、エクスターンシップでは、法科大学院の教員が派遣先の実務家と連携をとりながら学生を適切に指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制をとっている【解釈指針3-2-1-6(2)】。

資料4 2018年度 名大エクスターンシップのしおり（抜粋）

1. 名大法科大学院のカリキュラム上の位置づけ  
3年前期（2年コースの場合は2年前期）、選択必修科目、2単位
2. 名大エクスターンシップの目的とねらい  
法律事務所等の現場で実務を経験することにより、
  - ① 実務家としての職務、役割についての基本事項の理解、
  - ② 法曹として必要な責任感・倫理観・人間性についての理解、
  - ③ 他の講義の履修によって習得した知識の確認
 を目的とする。

（以下、原則として項目のみ抜粋）

3. 実施期間
4. 対象学生
5. 指導弁護士
6. 事前学習（派遣先にかかわらず全員がすべて受講する）
7. 研修内容

（2）実際の法律事務への関与に際しての留意点

- ① 学生に関与させる事件は、指導担当弁護士が受任し、又は（国選弁護人等として）選任されている事件であること。学生による報酬の受領や要求を行わないこと。
8. エクスターンシップの留意点—学生にどうしても気をつけてほしいこと—
9. エクスターンシップで何を学んでくるべきか
10. 法律事務所でどのようなことを見てくるか
11. 成績評価
12. その他
13. 問い合わせ先

（出典：「2017年度教育の現況・改善報告書」90頁～94頁）

資料5 エクスターンシップ派遣者数、派遣（≒派遣希望）率

年度	派遣学生数			派遣率（派遣者数／該当学年在籍者数）
	総計	法律事務所	企業法務部	
2013年度	64名	57名	7名	0.842
2014年度	57名	51名	6名	0.671
2015年度	38名	33名	5名	0.603
2016年度	44名	37名	7名	0.721
2017年度	22名	17名	5名	0.524
2018年度	13名	11名	2名	0.722

なお、当然のことではあるが、本法科大学院では、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生が派遣先から報酬を受け取ることを禁止しており（上記資料4参照）、現在まで、派遣先から報酬を受け取ったとして処分された例も存在しない。

（3）基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち、受講者数が多い科目では、上記の法律基本科目と同様、講義形式と質問・討論を併用した双方向的な授業又は事例研究を中心とした授業を行っている。また、受講者が少ない科目では、一方的な講義形式にならないよう、対話を中心とした双方向的授業を行っている【解釈指針3-2-1-3】。

展開・先端科目である「比較民事法総合」では、比較法の観点から外国法を取り扱い、教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っている（なお、2015年度カリキュラムまで設置されていた「総合問題研究（民事法）Ⅰ・Ⅱ」及び「総合問題研究（公法）」では、実務家教員と研究者教員によるチーム・ティーチングを行っており、時間をかけて練り上げた長文の事例問題と資料を素材に、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、ロールプレイや教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っていた。また、同じく2015年度カリキュラムまで設置されていた「総合問題研究（刑事法）」でも、実務家教員及び研究者教員が必要な協議を遂げて作成した事例問題を素材として、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っていた）。こうした科目においては、予習課題に対するレポートの作成・提出はもちろんのこと、授業後も復習課題として授業内容を反映させたレポートの改訂・提出を求めることがある。

以上のように、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目でも、双方向的・多方向的な討論を通じた【解釈指針3-2-1-3】事例研究によって、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している【解釈指針3-2-1-2】。

（4）本法科大学院においては、上記のいずれの科目区分に属する授業においても、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育は実施していない【解釈指針3-2-1-5】（各科目の「要綱」、「講義計画」参照）。この点は正課外の学修支援等においても同様である。

## 2. 各授業における到達目標を達成するための適切な方法の採用

まず、特に「共通的な到達目標モデル」が存在する科目（法律基本科目及び実務基礎科目）については、当該到達目標をミニマム・スタンダードとして設定された個別の授業科目ごとの到達目標がシラバス等を通じて事前に学生に周知されている。そして、同到達目標に掲げられた項目のうち、講義時間内に取り扱うことのできない項目については、自習において検討すべき内容に含まれることを、シラバス上（あるいは配付資料上）明示する等の形でフォローアップを図っている。そうした形で、設定された到達目標が達成できるように授業を行っている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目についても、①理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、②法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析

力、表現力等を修得させるとともに、③豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するという三つの要請（の1つないしは複数）に照らして到達目標が設定され、学生にシラバス等を通じて周知されており、それを踏まえて予習・復習等の指示が出されており、当該目標が達成できるように授業が行われている。

以上より、各授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ当該到達目標を達成することができるような形で授業が実施されている【基準3-2-1（2）】。

### 3. 1年間の授業計画、各授業科目における授業内容・方法、成績評価の基準と方法の事前周知

本法科大学院では、以上のような方法による授業に実効性を持たせるために、以下のように、1年間の授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法をあらかじめ学生に周知する措置を講じている。

（1）前年度末には、Canvas システムによって全科目の講義の概要、最終授業日までの講義計画すべてを学生に周知している。まず、「要綱」では、統一的な書式によって、当該科目の講義概要（到達目標を含む）、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、履修条件、その他の注意を明記している。なお、特に、「共通的な到達目標」を踏まえて当該講義の到達目標が設定されていることは「要綱」の「講義概要」の欄に明記することになっている（なお、「共通的な到達目標」については、印刷したものを綴じたファイルを自習室に備えることにより、学生が随時確認できるように配慮している）。また、「講義計画」では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示するとともに、事前に予習しておく事項と資料を指示しており、さらに「課題」において、事前・事後に提出する課題の指示などを行っている《添付資料 各科目の「要綱」・「講義計画」参照》。さらに、特に新入学者に対しては、入学前ガイダンス（「法科大学院シラバスシステム説明会」として1月に実施（2017年度入学者については、第1次募集入試合格者は12月、第2次募集入試合格者は3月に実施））の段階で、入学年次春学期開講法律基本科目については事前学習の手引きとなる資料を配布するとともに4月の入学時ガイダンスの際に事前学習確認テストを実施することを予告し、事前準備が効率的かつ確実にられるよう配慮している（第7章の記述参照）《添付資料 第3章「入学前ガイダンス配布資料」参照》。そして、前年度の期末試験問題を春学期講義開始後なるべく早い時期にシラバスシステムの「科目一覧」のページに、年度ごとの法律基本科目の試験問題をまとめたページへのリンクを張ることにより公開し、当該授業における到達目標等のより具体的なイメージを学生に持たせるようにしている《添付資料 第3章 Canvas システム「全講義一覧」ページ、年度ごとの「過去の定期試験問題（法律基本科目）」ページ参照》。

これに加えて、Canvas システム上の「アナウンス」等を利用して、学生に対する事前の指示等を細かく行っている。これによって、学生は当該授業に関するすべての情報を一元的に把握している。

本法科大学院では、これらにより、1年間の授業計画、各授業科目における授業内容・方法を学生に事前に周知している《添付資料 各授業科目の「要綱」・「講義計画」参照》。

(2) 各授業科目の成績評価については、「要綱」の「講義概要」の中で、どのような要素をどのような割合で評価の対象とするかをあらかじめ明示している。具体的には、小テスト（なお、2015年度まではNLSシラバスシステム上の「学ぶ君」を利用した小テストも実施されていた）、Canvasシステム上で課すレポート、予習・復習課題、授業での発言・討論状況、期末の最終試験などを評価対象として、各授業の担当者がそれぞれ割合を設定しているが、共通して、最終試験の結果に偏った評価をするのではなく、当該授業を全体的に捉え、プロセスとして評価することに留意している《添付資料：各授業科目の「要綱」における「成績評価方法」の項目参照》。

本法科大学院では、これにより、成績評価の基準と方法を予め学生に周知している。

#### 4. 授業時間外における学習を充実させるための措置

本法科大学院では、学生が授業の事前事後の学習を効果的に行えるようにするために以下のような措置を講じている。

(1) 授業時間割の編成にあたっては、学生の自習時間を考慮して、特定の曜日に授業が集中することや特定の学年に配当する科目が集中することがないように注意するなど、授業科目が適切に配置されるようにしている《添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」31、32頁「時間割表」参照》【解釈指針3-2-1-7(1)】。

(2) 毎回の授業で取扱う内容及び予習・復習の設定にあたっては、以下のような措置を講じている。

①各科目において使用する教科書及び参考書等の補助教材を適切に選定した上、Canvasシステムの「要綱」において、事前に明示している【解釈指針3-2-1-7(2)】。

②Canvasシステムの「講義計画」では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示し、これを科目担当者が講義の進行に応じて適宜更新しており、また、「講義計画」における「授業時間外の学修活動」欄や「関連ページ」欄において、事前に予習しておく事項と関係資料の指示を行い、「課題」ページにおいて、事前・事後に提出する課題の指示などを行っている《添付資料 各授業科目の「要綱」・「講義計画」参照》。また、Canvasシステム上の「アナウンス」等を利用して、学生に対する指示等を細かく行っている【解釈指針3-2-1-7(3)、(4)】。

予習課題は、内容を授業に関連するものに厳選し、レポートを中心に授業を組み立てるなど授業の進行に最大限活用している。また、復習課題は授業では十分な時間が取れない問題や授業の確認のために厳選して課している。予習・復習課題やレポートの関係資料の配布は、シラバス上で行う（関係資料の指定をする場合を含む）、プリントアウトした現物を配布する、両者を組み合わせる、のいずれかの形で行っている【解釈指針3-2-1-7(3)】。提出された課題やレポートに対する教員による添削、評価、コメントなどは、シラバスシステムを通じて学生に伝えるか、プリントアウトした現物を返却することにより学生に伝え、さらなる復習の素材を提供している。なお、課題やレポートの評価については、ピアレビュー機能の活用により、学生自身が他の者の提出したものを評価し、また自己のその後の課題・レポート作成の参考にすることができる。

③「共通的な到達目標」との関係では、前述の通り（2. の記述参照）、同到達目標をミニマム・スタンダードとして設定した到達目標を学生に周知して予習・復習の際の指針を提示しているほか、特に「共通的な到達目標」に掲げられた項目のうち、講義時間内に取り扱うことのできない項目については、自習において検討すべき内容に含まれることをシラバス上（あるいは配付資料上）明示するようにしている【解釈指針3-2-1-7（3）、（4）】。

④授業時間外の自習が可能となるよう、基準10-1-1に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられている。まず、自習室は、24時間利用可能としている。また、自習室内には、法学研究科の図書室（以下「図書室」と表記）とは別に、学生専用の図書（基本書・参考書等）を配架し、自習室の外にコピー機を配置している。さらに、法経共用館の自習室の隣には法律相談室を設置しているほか、法経共用館及びアメニティー棟の自習室付近には共同利用スペースを設けて机や椅子などを配置し、それらを利用して学生間での事前・事後の共同学習を行えるよう配慮している（なお、文系総合館4階の法学研究科所管の教室が授業で利用されていない時間帯にはそれらの教室で自主ゼミ等を行うことができる）。そして、判例等を検索するためのデータベースへも、ウェブサイトから簡単にアクセスできるようにしている【解釈指針3-2-1-7（5）】（以上につき、基準10-1-1に係る記述も参照）。

以上のほか、TKCの提供する短答式問題演習等をネット上で利用することができる（なお、2015年度までは、授業内容の理解度を随時確認できるよう、旧司法試験や各種試験の択一式問題を参考にして独自に作成した問題集をシラバスシステム上の「学ぶ君」システムで公開し、学生がこれにいつでも自由にアクセスして繰り返し利用できるようにしていたが、シラバスシステムの変更等の事情で現在ではこのシステムは運用停止となっている。もっとも、現在ではそれに代わり上記TKC提供にかかる各種問題演習等をネット上で利用できるようにするため、自習の面での支障は生じていない）。

（3）以上の方策のほかにも、本法科大学院では、以下のような形で事前事後の学習を効果的に行えるようにしている。

①1科目の1回の授業の予習・復習時間としては、原則としてその2倍の時間（授業1時間につき2時間で合計3時間、1単位の授業15時間につき合計45時間）が求められることから、これを学生便覧に明記する〈添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」16頁（キャップ制に係る記述部分）参照〉とともに、ともすれば各科目が課す予習・復習がこれを超えがちになり、あるいは授業科目間で課題の提出等が重複することにより、学生にとって過度の負担となることのないよう、予習・復習として課す課題はこれを超えるものでないことを教員全体の了解事項とし（基準7-1-1に係る記述参照）、また、毎週の予習・復習課題、小テスト等が授業科目間で重複し、あるいは補講が入ることにより、学生の負担が過重にならないよう配慮するために、各担当者が事前に文系教務課法科大学院担当に課題と提出時期、小テスト等の実施日、補講の日時を届け出て、同担当者が週単位の一覧表を作成し、教員に配布し、日程の調整が必要な場合には、学務委員会と連携しつつ、調整を図っている（基準7-1-1に係る記述参照）《添付資料第3章「中間試験、補講及び課題等の一覧例」参照》。

②演習科目を除く必修の法律基本科目については、本法科大学院が独自に開発した「お助け君ノート」システムに基づき、毎回の授業を画像収録して、授業後に必要に応じて特定の箇所を再確認したり、関連情報を学習したりすることができるようにしており、これにより学生が事後の学習を効果的に行えるようにしている（基準10-1-1に係る記述も参照）。

③予習・復習に関する質問や授業に関するその他の質問が簡単にいつでもできるようにするため、全教員がオフィスアワーを設定している（基準7-1-1に係る記述参照。担当者が常時学内にいることが多いので、ほとんどが随時訪問可能としている）。

④特に法学未修者の学力向上のため、1年次に開講される法律基本科目の担当教員は、少なくとも当該科目が開講される学期については、1週間に1度、原則として第5限相当時間帯にオフィスアワーを設けなければならないことになっている。

なお、2016年度までは、同じく法学未修者の自主的な学習を支援するため、「弁護士チューター」が憲法、民法、刑法、行政法、商法の各分野について通年あるいは秋学期限定で毎週1回ゼミを開講し、初学者には理解が難しい問題の考え方や、レポートの作成方法などについて指導していたが、現在では、法学未修者がスムーズに法科大学院での学修に対応できるようにするための法律基本科目（選択）として、研究者教員がコーディネイトし主として弁護士が講義を担当する「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」が開設されていることなどもあり、上記の意味での「弁護士チューター」の制度は設けられていない。

⑤④のような法学未修者1年次における学習支援に加え、本法科大学院では、演習系科目の理解の補助のため、「課題指導員」として、多くの演習科目につき（法律基本科目のみ（選択科目を含む））。ただし、2017年度までは「総合問題研究（公法・民事法・刑事法）」についても）、弁護士（非常勤講師）を配置しており、これらの弁護士は、2・3年次の学生の当該科目における課題に対する理解を促進するべく、課題添削や質問対応等の業務に従事している（基準7-1-1に係る記述参照）。

（4）集中講義については、各年度当初に講義計画において講義内容、予習・復習内容について掲載してあるほか、参考資料についても約2週間前には掲載するよう依頼することを通じて、予習・復習のための十分な準備期間を与えるようにしている《添付資料第3章「2018年度名古屋大学法科大学院シラバス作成(改訂)のお願い(詳細版)」》。また、実際の講義は2単位のものを4日間で行うことが多いが、通常の授業のない夏期休暇、冬季休暇期間に集中講義を行い、予習・復習が負担とならないようにしている。そして、なるべく連続とならないよう間を空けるように要請し、2013年度以降2017年度までの期間における集中講義についてはほぼすべての科目—2013年度の「法と心理学」、2015年度の「先端分野総合研究」、2016年度の「金融商品取引法」及び「情報と法」を除く—が全日程連続とはなっていない。さらに、試験の実施時期については、集中講義の終了後、十分な時間を取ったうえで、別途集中講義の試験実施期間を設定している《添付資料第3章「集中講義日程」参照》。

このように、本法科大学院では、集中講義の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるべく、同一の授業科目の履修が短期に集中したり、複数の授業科目を同時期に履修したり、授業終了の直後に試験が実施されたりしないよう、実

施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されている【解釈指針3-2-1-8】。

## 3-3 履修科目登録単位数の上限

**基準3-3-1：重点基準**

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院では、授業時間外において十分な予習・復習を行う時間を確保することができるよう、各学年において、学生が履修できる授業科目の単位数には、上限を設けており、1年次においては38単位、2年次においては36単位をそれぞれ上限とし、選択科目を中心とする3年次においては、学生の問題関心に従った多様な選択の可能性にも配慮し、44単位を上限としている(下記資料6参照)。

上記の上限「単位数」には、集中講義、実習(「エクスターンシップ」)、リサーチペーパー(「テーマ研究」)等の授業科目に係る単位数も含まれる【解釈指針3-3-1-1】。

1年次の36単位を超える部分(2単位)は、基準3-3-1ただし書アに規定された授業科目(具体的には「実定法基礎Ⅱ」(2016年度までは「実定法基礎」)であるが、この科目の位置づけについては、基準2-1-1に係る記述参照)にかかるものである【基準3-3-1(1)ア】。

なお、以上の上限設定の例外として、科目の性質上学生が履修することで事前事後の学習に大きな負担とならないことが認められ、かつ、研究科委員会(法科大学院学務委員会)の議を経て、研究科長が特に認める授業科目については、上記の単位数を超えて履修することを認めている(2018年5月1日の時点でこの例外に該当する科目として特に認められているのは、本研究科総合法政専攻開講科目の「特別講義演習(キャンパスアセアンSENDⅡ)」である)。この例外は1年次及び2年次においてのみ、かつ、あわせて4単位を超えない範囲でのみ認められる【解釈指針3-3-1-2】(下記資料6参照)。3年次においてはこの例外が認められない結果、どの年次においても44単位を超えて履修が

認められることはない【基準3-3-1(2)】。〈添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」17頁、34頁も参照〉。

資料6 履修単位の限度

名古屋大学大学院法学研究科規程

(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

第5条

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第5条第2項関係)

(履修方法)

6 履修単位の限度

各年次において履修できる授業科目の単位数は、次の単位数を超えることができない。

ただし、科目の性質上学生が履修することで事前事後の学習に大きな負担とならないことが認められ、かつ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特に認める授業科目については、第1年次及び第2年次(法学既修者第1年次)に限り、あわせて4単位を超えない範囲で、次の単位数を超えて履修することができる。

第1年次	38単位
第2年次(法学既修者第1年次)	36単位
第3年次(法学既修者第2年次)	44単位

(出典：「2018年度学生便覧」47、57頁)

上記の履修できる授業科目の単位数には、集中講義の単位数も当然含まれるほか、研究科委員会が適当と認めて履修を許可した法学研究科総合法政専攻の授業科目、他の研究科の授業科目、他の大学院の授業科目の各単位数も含まれる。また、原則として、前年度に履修したにも関わらず単位修得できなかった授業科目を再履修する場合の当該授業科目の単位数も含まれる【解釈指針3-3-1-4】。ただし、1年次の必修科目の一部について単位未修得のまま進級を認められた2年次の学生が当該単位未修得の必修科目を再履修する場合に限り、4単位を限度として、上記の単位数に算入することなく履修することを認めている(下記資料7参照)【解釈指針3-3-1-4ただし書】。なお、「実定法基礎Ⅱ」は1年次にのみ履修することができる科目であるため、2年次に進級した学生がこれを(再)履修することはない【解釈指針3-3-1-3は該当なし】。

資料7 必修科目の再履修と履修登録制限

「学修に関する注意事項」

4 授業科目の履修登録

## (3) 履修の限度

## \* 必修科目の再履修と履修登録制限

3年コース1年次に配当された必修科目の一部について単位修得できないまま2年次に進級した者が、単位修得できなかった必修科目を再履修する場合、再履修する必修科目に限り4単位を限度として、履修限度を超えて履修することができる。なお、3年コース3年次(2年コース2年次)では、進級前の学年に配当された必修科目を再履修する場合でも、履修限度を超えて履修することはできない。

(出典：「2018年度学生便覧」34頁)

なお、エクスターンシップは、実習を2年次終了後の年度末休業期間に実施するが、3年次になって実習報告書を提出したうえ報告会を行って完結するため、3年次科目として扱っている。

上記の年次ごとの履修の制限を徹底するため、授業科目の履修登録は、年度当初に、春学期授業科目はもとより、秋学期授業科目、集中講義科目についても、一括して行わせることとしている。また、学生が履修登録を行う際には、あらかじめ履修登録表に指導教員の承認印を受けることとしており、履修登録しようとする授業科目が各年次の上限を超えることがないよう指導教員による確認が行われている(下記資料8参照)《添付資料第3章「2018年度履修登録表」参照》。

## 資料8 履修登録手続

## 「学修に関する注意事項」

## 4 授業科目の履修登録

## (1) 授業科目の履修・単位修得と履修登録の必要

授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、各年度初めの所定の期日までに、その年度に履修しようとする授業科目について履修登録をしなければならない。

各年度において単位を修得できるのは、当該年度において履修登録をした授業科目に限られる。(例えば、前年度において履修登録をした授業科目についても、前年度において単位修得することができず本年度において改めて単位修得しようとする場合には、再度、履修登録をして履修しなければならない)。

## (4) 履修登録手続

再履修等でクラス変更が必要な場合は、教務関係情報名古屋大学ポータル掲示板を確認のうえ、所定の手続きを行うこと。履修登録またはその変更は、所定の履修登録表または変更表を、指導教員の承認を受けた上、法科大学院窓口提出して行う。なお、春学期配当の授業科目のみならず、秋学期配当の授業科目の履

修登録についても年度当初に行わなければならない。

(出典：「2018年度学生便覧」34頁)

履修登録は、春学期授業科目の単位修得状況により、秋学期以降に開講される授業科目について変更する機会を与えているが、春学期に履修した授業科目は、仮に単位修得できなかった場合であっても、上記の単位数に算入され、履修登録の変更は、単位修得の有無にかかわらず履修済みの授業科目の単位数と合わせて所定の上限に収まる範囲内でしか許可していない(下記資料9参照)。

#### 資料9 履修登録の変更

##### 「学修に関する注意事項」

#### 4 授業科目の履修登録

##### (3) 履修の限度

##### \*履修限度と履修登録の変更

上記の単位数は、履修の限度(単位修得の限度ではない)であるから、実際に単位を修得したか否かを問わない。したがって、例えば、年度の初めに履修限度の上限まで履修登録を行った場合、仮に前期に単位を修得しなかった授業科目があったとしても、その分、後期に履修する授業科目の履修登録を変更して、授業科目を増しすることはできない。

##### (4) 履修登録手続

##### \*秋学期授業科目の履修登録の変更

秋学期配当(9月25日以降に開講される)の授業科目については、春学期の成績発表後、所定の履修登録変更期間内に、履修登録の変更をすることができる。ただし、年度当初の履修登録において、履修登録者がなかった授業科目は、当該年度には開講しないので、変更による履修登録はできない。

(出典：「2018年度学生便覧」34頁)

※【解釈指針3-3-1-5】は該当なし。

#### 《添付資料

- ・第3章「受講者数一覧」
- ・【資料編】様式1「開設授業科目一覧」
- ・第3章「2018年度エクスターンシップ説明会資料」
- ・第3章「2018年度エクスターンシップ派遣先」
- ・第3章「法科大学院生教育研究賠償責任保険のご案内」
- ・第3章「エクスターンシップの実習についての手続及び留意事項」

- ・第3章「エクスターンシップ評定書作成の依頼について」
- ・第3章「評定書」・「実習日誌」
- ・【資料編】「要綱」・「講義計画」のエクスターンシップの項
- ・【資料編】「2018年度学生便覧」
- ・【資料編】「要綱」の「成績評価方法」の項
- ・【資料編】「要綱」、「講義計画」
- ・第3章「Canvas システム「全講義一覧」ページ」
- ・第3章「2013年度～2017年度『過去の定期試験問題（法律基本科目）』」
- ・第3章「入学前ガイダンス配布資料」
- ・第3章「中間試験、補講及び課題等の一覧例」
- ・第3章「2018年度名古屋大学法科大学院シラバス作成(改訂)のお願い（詳細版）」
- ・第3章「集中講義日程」
- ・第3章「2018年度履修登録表」
- ・第3章「学生の履修登録状況（2013年度～2017年度）」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院では、Canvas システムにより、予習・復習等の授業に関する情報及び資料の提供（のほか、課題やレポートの提出・評価）、質問への対応、学生の自習の支援等を全科目で統一かつ一貫的に行うことができ、学生が学習を効率的・効果的に行える体制をとっている。

また、「お助け君ノート」（ビデオ収録）による授業等、最新のコンピューター技術を駆使して、学習を支援している。

このような IT を利用した効率的かつ一貫した教育ないし教育支援システムの活用によって、少人数教育の実をあげるための教材の工夫や授業方法の工夫にゆとりと広がりが生じ、担当者間の綿密な打ち合わせによって、独自の事例問題の開発や、添削などに見られるきめ細かな指導を実施している。

「エクスターンシップ」では、担当教員間の事前・実施中・事後の打ち合わせ、学生に対する事前の説明会を行っているほか、派遣先弁護士が本法科大学院の教育目的を十分理解したうえで、偏りがなくかつ質の高い指導・研修ができるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会も開催するなど、十分かつきめ細かい事前準備態勢をとっている。また、「エクスターンシップ」を希望する学生全員を派遣している。

以上の点において、本法科大学院の教育方法には特長が認められる。

### (2) 課題等

特になし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

#### 1. 達成度の設定と成績評価の客観的かつ厳正な実施【基準4-1-1（1）】

各授業科目における達成度は、「共通的な到達目標」の対象たる法律基本科目及び実務基礎科目については、それをミニマム・スタンダードとして設定された個々の科目ごとの到達目標に基づいて設定されている。また、それ以外の科目についても、その配当年次・学期（段階的履修との関係）及び当該授業科目の性質（講義科目・演習科目の別、科目群の別等）に基づき、将来法曹となる上で必要な基本的学識を考慮して設定されている【解釈指針4-1-1-1】。

各科目における成績評価は、上記の達成度に照らして適切な内容・水準である期末試験問題等を利用して、以下に見るように、明確な基準（ランク分け、各ランクの分布のあり方についての指針）に基づき、その客観性及び厳正性が担保される制度の下で実施されている。

#### 2. 成績評価の基準の設定及びその学生への周知【基準4-1-1（2）】

本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定して成績評価をすることとしている。そして、その科目での到達目標と成績の評価項目を明示し、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかをあらかじめ定め、客観的な評価がなされるようにしている。なお、到達度判定に際して用いられる評価項目及び各評価項目が評価全体の中で

占める割合は科目の特性により異なるが、各授業で予め設定している評価項目、評価基準については、シラバス・システム(Canvas)の「要綱」機能において事前に学生に周知している《添付資料「要綱」参照》。これにより、成績評価の考慮要素が予め明確に示されている【解釈指針4-1-1-2】。なお、レポートや平常点等の評価については、提出物の水準や発言の内容等から、個々の学生の能力や資質を客観的に評価している【解釈指針4-1-1-7】。

また、本法科大学院では厳正な成績評価を実施しており、その一環として成績評価は素点により行い、60点以上が合格である。ただし、学生との関係では、これを特A(90～)、A(80～89)、B(70～79)、C(60～69)、D(60未満)に区分して評価しているが、科目の性質によりそのような区分が適切でないものについては、合否で判定している(具体的には、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」については合否のみの判定となっている)(下記資料1、資料2参照)。

資料1 名古屋大学大学院法学研究科規程第15条

授業科目の成績は、総合法政専攻においてはA、B、C及びDの区分により、実務法曹養成専攻においては特A、A、B、C及びDの区分により評価する。ただし、この区分により難しいものについては、合格及び不合格の区分によることができる。

2 前項による評価で、特A、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(出典：「2018年度学生便覧」49頁)

成績の評価については、当然合格とすべきレベルがあることから、合否の判定について絶対的評価となるが、合格点の中での評価については、厳格な評価となるよう、その分布については当初、特A10%、A30%、B40%、C20%を目途とするものとし、各教員はこれを目安にしながら、学生の到達度に従い成績をつけていた。しかし、GPAの導入に伴い、この分布比率を厳格化することとし、現在全得点帯で先の基準をはずれる科目については、学務委員長から担当教員にそのような分布となった理由を確認している。

こうした特A、A、B、C、Dのランクの方法、分布の目安は、法科大学院のパンフレットやウェブページで公表しているほか、学生便覧にも掲載している。各講義での評価項目、評価基準についても予め設定され、Canvasの「要綱」機能において学生に周知されている。

資料2 学修に関する注意事項

7 授業科目の成績評価と合格・不合格

各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバス・システムにおいて示す。

授業科目の成績は、特A(100-90点)、A(89-80点)、B(79-70点)、C(69-60点)及びD(60点未満)の区分により評価し、特A、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。合格者中の成績分布は、特A10%、A30%、B40%、C20%を目途とする(ただし、履修学生数が少ない科目については、この限りではない。)

なお、次に掲げる授業科目の成績は、合格及び不合格の区分で評価する。

ロイヤリング  
 エクスターンシップ  
 模擬裁判(民事)

講義の3分の1以上欠席した者、期末試験を欠席した者は、成績評価を0点とする。

(出典：「2018年度学生便覧」36-37頁)

### 3. 基準に従った成績評価の実施を確保するための措置【基準4-1-1(3)】

厳正な成績評価を確保する手段の一環として、成績について、学生による確認制度を設け、学生が学期末に発表された自己の成績について疑義がある場合にこれを確認できるようにしている(下記資料3及び下記資料4参照)。このこととも関連するが、平常点については、日頃から学生に予め知らせ、自分の現在の到達度位置を知りうるようにし、学生の奮起を促している【解釈指針4-1-1-3(1)】。

#### 資料3 成績確認制度

「学修に関する注意事項」

#### 7 授業科目の成績評価と合格・不合格

##### \*成績確認制度

成績に疑義がある者は、成績発表後所定の成績確認期間内に、成績確認を求めることができる。成績確認を求める場合には、所定の用紙を法科大学院窓口に提出して行う。成績確認期間経過後は、成績に関する疑義の申立てには応じない。

(出典：「2018年度学生便覧」36-37頁)

#### 資料4 成績確認申請件数

2013年度前期	10	2013年度後期	10
2014年度前期	10	2014年度後期	17
2015年度前期	15	2015年度後期	4
2016年度前期	3	2016年度後期	4
2017年度春学期	0	2017年度秋学期	11

定期試験の答案は、学内規程に基づく申し合わせに従い(下記資料5参照)、所定の期間事務の倉庫内において保管されている(基準11-2-2に係る記述参照)。

資料5

法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ

2006年4月19日 研究科教授会決定

名古屋大学法学研究科における法人文書管理については、「名古屋大学法人文書管理規程」、「名古屋大学の情報公開における開示・非開示の審査基準」（以下「審査基準」という。）及び「教員が保有する行政文書の取扱い方針」（以下「取扱い方針」という。）に定めるもののほか、次のとおり定めることとする。

1. 外部機関が行う認証評価に用いられた法人文書は、教員が保有する文書も含め、評価の時から5年保存するものとする。
2. 開示若しくは一部開示又は不開示の別、開示の場合の開示期間については、法人文書の類型に従い、審査基準及び取扱い方針に基づき取り扱う。

成績分布に関するデータは、教員のFD活動の中で各教員に開示するとともに、法学研究科教授会の資料としても配付しており、各教員の評価の結果について教員間で共有されている。これにより、偏りのある成績分布がないよう、教員自身による問題点の発見、教員の相互点検により是正する機会を確保している【解釈指針4-1-1-3（2）】。

4. 成績評価結果の学生への告知【基準4-1-1（4）】

成績の分布については、学生に対しても、受講者が少数である科目を除き開示されており、成績発表と同時に分布表の一覧をウェブサイトで公表している。また、定期試験の採点基準についても、Canvasの「ページ」欄等に掲載した講評において、学生に示すことが制度化されており、これも定期試験を行った全科目について実施されている。そして、年度末（進級判定後）に当該年次におけるGPA一覧表を——氏名を伏せる形で——公表している。

このように、前記成績基準に従って、成績評価が行われることを確保する措置がとられており、また、学生に成績結果が必要な関連情報とともに告知されている【解釈指針4-1-1-4】。

5. 期末試験の実施方法における配慮【基準4-1-1（5）】

期末試験の実施に際しては、六法を含む資料の持ち込みの面で公平性が担保できるようにしている。具体的には、すべての科目において六法は法科大学院側が試験時に貸与するもののみを利用するものとしており、かつ、ほとんどの科目において、資料の持ち込みは不可とされている（持ち込みを可としている科目においても、受験者の学習の成果を的確に反映することができるよう配慮されている）《添付資料第4章「期末試験実施要領」、2013年度～2017年度「期末試験時間割」、「2018年度学生便覧」37頁（「学期末試験の注意事項」）参照》。

6. 再試験・追試験受験者の不当な利益・不当な不利益の防止【基準4-1-1（6）】

やむをえない事情により受験できなかった者については、あらかじめ追試験の実施日を用意し、定期試験期間終了後に本人の申請に基づいて速やかに追試験を実施している。これはやむをえない事情によるものであるため、成績評価は、通常の定期試験の場合と同様に扱い、特に

不利にも有利にもならないよう配慮している【解釈指針4-1-1-5】。

なお、後述のように進級判定につき2010年度からGPA制度を導入し、GPAの数値が1.5未満の学生には進級を認めないものとしたことにより、従来の再試験制度で学生が獲得可能となっていた上限の成績であるC（GPは1点）では進級判定上積極的な意味を持たないこととなったこと、かつ、同制度の導入に伴い留年者は成績評価がCとなった科目についても再履修を義務付けることとしたことから、2010年度より学年進行で再試験を廃止した。現在再試験の対象となる学生は在籍していない【解釈指針4-1-1-6は該当せず】。

#### 資料6 追試験

「学修に関する注意事項」

#### 8. 学期末試験

##### (2) 追試験

病気その他やむを得ない事由により学期末試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

追試験は、学期ごとに行う。追試験を受けようとする者は、原則として試験実施当日中に、所定の追試験申請書を法科大学窓口に提出しなければならない。

学期末試験を受けることができなかった事由を証明する書類（医師の診断書など）については、追試験申請書の提出時または提出後の所定の日時まで、速やかに法科大学院窓口に届け出なければならない。所定の日時まで、上記証明書類の提出がない場合には追試験申請書の提出がなかったものとみなす。

追試験には、土曜日等の休業日を当てることがある。追試験の時期、方法、その他必要な事項は、追試験の受験が認められた者に対し通知する。

追試験を受けることができなかった者に対する再度の追試験は実施しない。

（出典：「2018年度学生便覧」37-38頁）

#### 7. 筆記試験を実施しない授業科目における成績評価【基準4-1-1(7)】

2017年度において期末試験で筆記試験を実施しなかった授業科目は、春学期が6科目、秋学期が9科目である（下記資料7参照）。いずれも、講義内容、講義形態、及び講義方法との関係で筆記試験を実施せずに成績評価を行う理由が適切であることが、担当教員によって明らかにされている。なお、各授業科目の受講生に対しては、シラバスの「要綱」において、期末試験で筆記試験を実施しないことと、その措置が授業科目の性質（あるいは到達目標）との関係で適切であることが示されている。

#### 資料7 期末試験において筆記試験を実施しなかった授業科目（2017年度）

春学期	実定法基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、ロイヤリング、比較法Ⅰ、国際法Ⅰ、外国人と法
秋学期	実定法基礎Ⅱ、模擬裁判（民事）、現代世界の政治、比較法Ⅱ、刑事学、経済法Ⅰ、企業法務Ⅱ、国際法Ⅱ、法と心理学（*）

\*印は集中講義

**基準4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本法科大学院では、プロセスで育成するという法科大学院のコンセプトに応じて、進級制度を採用し、成績が一定水準に達しなかったものについて、次学年への進級を認めていない。そして、進級判定の厳格化を図るため本法科大学院が2010年度より導入したGPA制度では、各年次の終了時において法律基本科目（必修）におけるGPAの数値が1.5に満たない者は、次年次に進級することができない【解釈指針4-1-2-2】。なお、本法科大学院の採用するGPAの定義については、下記資料8を参照。

なお、GPA判定を導入した当初は、同判定が唯一の進級基準判定の方法とされたところ、この方法のもとでは、1年次における成績次第では、2年次における（必修科目を含む）修得単位数が極めて少ない場合でも3年次に進学することが認められてしまうという事例が現に存在することが2011年度末に明らかになった。これを受けて、2013年度に、1年次の終了時において既修得単位の合計が18単位、2年次の終了時において既修得単位の合計が54単位に満たない者も進級できないという判定基準を追加した（下記資料8参照）。

資料8 名古屋大学大学院法学研究科規程

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

3 進級要件

次の各号のいずれかに該当する者は、進級することができない。

- 一 各年次の終了時において法律基本科目における次項に規定するグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）の数値が1.5に満たない者
- 二 各年次の終了時において既修得単位の合計が第1年次18単位及び第2年次54単位に満たない者

4 GPAの定義

前項において「GPA」とは、当該年次終了時までに修得した法律基本科目（必修）の総評点（特Aの成績を得た科目の総単位数×4の値、Aの成績を得た科目の総単位数×3の値、Bの成績を得た科目の総単位数×2の値及びCの成績を得た科目の総単位数×1の値の総和をいう）を、当該年次までに配当されている法律基本科目（必修）（法学既修者として修

得したものとみなされる第1年次の科目を除く。)の総単位数で除して得た数値をいう。  
(出典:「2018年度学生便覧」47, 57頁)

原級に留め置かれたもの(留年者)は、次学年配当の科目を履修できない(が、留め置かれた年次あるいはそれより前の年次に配当された科目については、キャップ制による制限の範囲内で履修することができる)。なお、すでにB以上の成績により修得した授業科目の単位数が失われることはないが、留年した年次においてCの成績を得た法律基本科目(必修)の修得は無効となり、当該科目については再履修しなければならない。また、2年連続して留年した者については、成業の見込みがないと認めるときは、退学を勧告することがある(下記資料9参照)。

#### 資料9 学修に関する注意事項

##### 10 進級・留年

下記の掲げられた進級要件を満たさず留年した者については、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をする。2年連続して留年した者について、成業の見込みがないと認めるときは、法科大学院の専攻教員会議において、退学を勧告することがある。

##### \*進級要件と単位修得無効

各学年の終了時において、(1)法律基本科目におけるGPAの単位が1.5に満たない、(2)第1年次の終了時において既修得単位の合計が18単位、あるいは第2年次の終了時において既修得単位の合計が54単位に満たない、または(3)休学により各年次の終了時までの在学期間が標準在学期間を満たさない、のいずれかに該当する者は、次学年に進級することができない。この場合、(1)の要件のみに該当する者は、当該年次においてCの成績を得た法律基本科目(必修)の修得は無効となり、再履修しなければならない。なお、進級が認められず留年した場合には、次学年に配当された授業科目の履修は認められないが、再履修すべき必修科目のほか、留め置かれた年次(あるいはそれ以前の年次)配当科目の全ての選択科目(「実定法基礎」、「実定法基礎Ⅰ」および「実定法基礎Ⅱ」を除く)を履修することができる。

(出典:「2018年度学生便覧」38頁)

進級要件および留年の場合の取扱いについては、学生便覧において詳しい説明をしているほか、年度当初のガイダンスにおいても十分に説明し、学生への周知徹底を図っている【解釈指針4-1-2-1】。

2013年度～2017年度において、GPAによる進級判定制度により原級に留め置かれた者は、2013年度は21名、2014年度は10名、2015年度は9名、2016年度は4名、2017年度は6名であり、2015年以降の修得単位基準による者は、2015年度は3名、2016年度は2名、2017年度は1名である。

本法科大学院では、進級制を採用しているため、【解釈指針4-1-2-3】は該当なし。

## 4-2 修了認定及びその要件

### 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

(基準4-2-1に係る状況)

#### 1. 修了要件の概要

(1) 本法科大学院では、3年以上在籍し、98単位以上の単位を修得していることを修了要件としている（下記資料10参照）【基準4-2-1(1)】。

法学既修者については在籍期間を2年以上とし、3年コースの1年次に配当されている法律基本科目32単位について履修が免除されている【基準4-2-1(1)ウ但書、解釈指針4-2-1-1】。

なお、本法科大学院では、修了判定に当たってはGPA制度を用いていないので、【解釈指針4-2-1-2】は該当なし。

#### 2. 各科目群についての必要な単位数の充足

修了要件である98単位の内訳は、①公法系科目14単位、②民事系科目34単位、③刑事系科目14単位、④実務基礎科目8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップおよび模擬裁判（民事）のうちから4単位、⑤基礎法学・隣接科目のうちから4単位、⑥展開・先端科目のうちから16単位、⑦法律基本科目（選択）（2016年度までは「実定法基礎」に、2017年度以降は「実定法基礎Ⅰ」または「実定法基礎Ⅱ」に限る。）、又は展開・先端科目のうちから4単位である。本基準(2)ア～カにおいてそれぞれの科目群について必要とされている単位数（①8、②24、③10、④10、⑤4、⑥12）以上の単位数の科目の履修が要件となっている（下記資料10参照）【基準4-2-1(2)本文】。

法学既修者については在籍期間を2年以上とし、3年コースの1年次に配当されている法律基本科目32単位について履修が免除されている。このため、66単位以上の単位を修得していることが修了要件となる。66単位には、所定の必修科目（法律基本科目30単位・実務基礎科目8単位）・選択必修科目（ロイヤリング、エクスターンシップおよび模擬裁判（民事）のうちから4単位、基礎法学・隣接科目のうちから4単位、展開・先端科目のうちから20単位）を含まなければならない。したがって、本基準(2)但書においてそれぞれの科目群について必要とされている単位数（①～③につき合計18、④10、⑤4、⑥12）以上の単位数の科目の履修が修了要件となっている【基準4-2-1(2)但書】。

### 3. 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の科目の単位数

法律基本科目以外で修得すべき科目の単位は 36（2016 年度以前に「実定法基礎」を選択した場合は 34）単位（2017 年度以降に「実定法基礎Ⅰ」及び「実定法基礎Ⅱ」を選択した場合には 32 単位）であり、31 単位以上となっている【基準 4-2-1（3）】。

#### 資料 10 標準修業年限及び修了要件単位数

##### 名古屋大学大学院法学研究科規程

（実務法曹養成専攻の課程）

第 4 条 実務法曹養成専攻の専門職学位課程は、3 年の課程とする。

（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

第 5 条

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2（第 5 条第 2 項関係）

（履修方法）

1 修了要件

次に掲げる単位を含む 98 単位以上を修得しなければならない。

- 一 法律基本科目（必修） 62 単位
- 二 実務基礎科目のうち民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の 8 単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判（民事）のうちから 4 単位
- 三 基礎法学・隣接科目 4 単位
- 四 展開・先端科目のうちから 16 単
- 五 法律基本科目（選択）又は展開・先端科目のうちから 4 単位。ただし、法律基本科目（選択）は、第 1 年次に履修したものに限る。

2 法学既修者

法学既修者は、第 1 年次の法律基本科目 32 単位を修得したものとみなす。

##### 名古屋大学大学院通則

第 5 条（標準修業年限）

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3 年とする。

（出典：「2018 年度学生便覧」47、57、60 頁）

### 4. 修了要件に関わる他の大学院等において履修した科目の取扱い

学生が、本法科大学院の教育課程を修了するためには、本法科大学院に設置されている授業科目を履修して単位を修得することが原則であると考えている。他方、内容的に本法科大学院に設置されていない授業科目であって、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものである場合には、本法科大学院の教育課程の一体性を損なうおそれはなく、一

定の場合には、多様で専門性を有する法曹を養成するために有用とも考えられる。このような観点から、本法科大学院では、以下のような条件の下に、①法学研究科総合法政専攻、②名古屋大学の他の大学院、③他の大学院（名古屋大学以外の国内の大学院。なお、前述の南山大学法科大学院との共同開講科目のうち、南山大学法科大学院が提供する科目については、同法科大学院との協定に基づき〔本法学研究科委員会の許可を別途得るまでもなく〕履修することを認めているが、当該科目については、本法科大学院では「他の大学院」の科目履修の単位数制限が適用されるものとしている（添付資料「2018年度学生便覧」36頁参照）、④外国の大学での履修結果をもとに、本法科大学院の課程を修了するための単位の修得を認めており、それについての規程を特に設け、次のような取扱いをしている《添付資料第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」参照》。

第1に、これらの授業科目は、その授業内容に照らし、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものであって、対応する授業科目が本法科大学院において設置されていないものでなければならない《添付資料第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」4（2）、5（2）、6（2）参照》。

第2に、これらの授業科目の成績評価については、本専攻に適用のある成績評価基準にしたがって行ってもらうことを確保し、成績もそれに基づき提出された成績表によるものとしている《添付資料第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」4（3）（4）、5（2）（4）、「南山大学大学院法務研究科と名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻との教育連携（単位互換）についての協定書」参照》。ただし、外国の大学で修得した授業科目については、事前の申請を一律に要求するのは合理的ではないと考えられるので、学生本人が提出する単位認定申請書およびそれに添付する書類により、本法科大学院に適用のある成績評価基準に合致した成績評価が可能な場合にのみ、単位を認定し、必要に応じて本法科大学院独自の成績の付け替えができるようにしている《添付資料第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」6（3）（4）参照》。

第3に、これらの授業科目の履修申請にあたっては、理由を付した申請書を指導教員の承認をうけて提出しなければならないこととし、申請する学生に対して、本法科大学院の教育課程の一環として、かつ、本人の学修計画のなかでの位置づけを明確にしたうえで履修させるために、指導する機会を設けている。

第4に、研究科規程（下記資料11参照）により、教育上適当と認めるときは、上記①～④について、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。また、⑤入学前に大学院で取得した科目についても教育上適当と認める場合には、同様の扱いが認められる。ただし、適当として履修が認められた「大学院共通科目」により修得した単位とあわせて14単位を超えることができず（したがって、30単位を超えることはない）【基準4-2-1（1）ア】、法学既修者については、本法科大学院で修得したとみなされる32単位とあわせて35単位を超えることができないこととなっている（下記資料11参照）【基準4-2-1（1）ウ】。

ただし、⑤については、本法科大学院入学後の教育の一体性を確保するとの観点から、法学研究科規程にかかわらず、課程修了に必要な単位として認定することはしていない

(したがって、⑤に基づいて本法科大学院に一定期間在学したものとみなすこともしていない) 【基準4-2-1(1)イ】《添付資料第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」2参照》。

なお、本法科大学院では、「十分な実務経験を有する者」に対して、展開・先端科目に属する授業科目に代えて、法律基本科目の履修を認めていないので、【解釈指針4-2-1-3、同4-2-1-4、同4-2-1-5】は該当しない。

資料11 他の大学院等で履修した科目の法科大学院修了要件単位数への組み込み

名古屋大学大学院法学研究科規程

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 学生が研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、研究科委員会の議を経て、研究科長が教育上有益と認める場合は、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

(他の研究科等の授業科目の履修等)

第9条 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、次に掲げる授業科目の履修を認めることができる。

- 一 研究科の他の専攻
- 二 他の研究科
- 三 法学部
- 四 前号以外の学部

2 前項各号の授業科目において履修し修得した単位は、それぞれ10単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

3 研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、大学院共通科目規程に定める授業科目の履修を認め、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第10条 学生が他の大学院で授業科目を履修し修得した単位については、研究科委員会の議を経て、研究科長が適当と認めたときは、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

(外国の大学院の授業科目の履修等)

第11条 前条の規定は、学生が外国の大学院で授業科目を履修し修得した単位について準用する。

(単位の認定)

第12条 前4条に定める単位の認定は、あわせて14単位を超えることができない。

- 2 前項の単位の認定は、実務法曹養成専攻の法学既修者については、法科大学院において修得したものとみなされる授業科目の単位とあわせて35単位を超えることができない。

(出典：「2018年度学生便覧」48頁)

以上のように、一定の条件付きで本法科大学院以外に設置されている授業科目の履修に道を開いている。2013年度から2017年度までの間に上記①～⑤の授業科目の履修が認められたケースは32件あり、その内訳は①が32件、②0件、③0件、④0件、⑤0件となっている（なお、①につき、下記資料12参照。また、③のうち、南山大学法科大学院との共同開講科目については、添付資料第3章「受講者数一覧」の「地方自治法」の欄参照）。

資料12 総合法政専攻の授業科目履修状況（科目名、申請人数）

年度/履修時期	前期	後期	備考
2013年度	0	10	民事訴訟法特殊研究B
2014年度	0	8	民事訴訟法特殊研究B
2015年度	1	5	前期：特別講義演習（キャンパスアセアンSEND） 後期：民事訴訟法特殊研究B
2016年度	2	4	前期：特別講義演習（キャンパスアセアンSENDⅡ） 後期：民事訴訟法特殊研究B
2017年度	0	2	後期：民事訴訟法特殊研究B

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院において修了の認定に必要としている修得単位数は98単位であり、102単位を超えていない(下記資料13参照)。

資料13 修了要件単位数

名古屋大学大学院法学研究科規程

(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

第5条

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第5条第2項関係)

(履修方法)

1 修了要件

次に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

- 一 法律基本科目 62単位
- 二 実務基礎科目のうち民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判(民事)のうちから4単位
- 三 基礎法学・隣接科目4単位
- 四 展開・先端科目のうちから16単位
- 五 法律基本科目(選択)又は展開・先端科目のうちから4単位。ただし、法律基本科目(選択)は、第1年次に履修したものに限る。

(出典:「2018年度学生便覧」47、57頁)

## 4-3 法学既修者の認定

**基準4-3-1：重点基準**

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

## 1. 出題内容・水準の適切性の確保

出題にあたっては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員とも十分協議し、各部会において委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目にふさわしい問題を作成するようにしている（基準6-1-3に係る記述参照）。また、出題委員とは別に点検委員を置き、二重のチェックを制度化することにより、出題内容等の適切性を確保している。試験の形式面においても、すべての科目について短答記述式ではなく論述形式とした上で、論文式試験ばかりでなく、短文記述式試験も併用する等の工夫をすることにより、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かの判断をきめ細かく行えるようにしている《添付資料第4章「第2次選抜試験（法律科目試験）問題（2014年度、2015年度、2016年度、2017年度第1次募集、2017年度第2次募集、2018年度第1次募集、2018年度第2次募集）」参照。なお、2018年度入試から名称が「筆記試験（法律科目試験）」に変更された》【解釈指針4-3-1-1】。

## 2. 入学者選抜における公平性・開放性・多様性の確保の要請との関係

法学既修者コース（2年コース）への入学を希望する者は、法学部出身であるか否かに関わりなく、また、法学に関する学部段階での一定の単位を修得していなくとも、例えば独学で法律を学んだ者も既修者として認定されうるものとすることにより、法学既修者コース（2年コース）に関する出願における公平性、開放性、多様性を確保している（下記資料14参照）【解釈指針4-3-1-1】。

## 資料14 入学コースの振り分け

## 7 入学志願票記入上の注意事項

(1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所を○で囲むこと。なお、「法学既修者コースと法学未修者コース（第2志望）の併願」を選択する者のみ、筆記試験において、法律科目試験と小論文試験の両方を受験することができる。

## 10 法学既修者コース（2年コース）と法学未修者コース（3年コース）の併願について

法学既修者コース（2年コース）を第1希望とし、法学未修者コース（3年コース）を第2希望とした場合のみ両コースを併願することができる。併願を希望する者は、入学志願票・受験票・写真票の「希望コース」欄で「法学既修者コースと法学未修者コース（第2志望）の併願」を選択すること。

法学既修者コース（2年コース）の入学者選抜は、書類審査及び筆記試験（法律科目試験）で行い、法学未修者コース（3年コース）の入学者選抜は、書類審査及び筆記試験（小論文試験）で行うので、両コースを併願する場合には、筆記試験の法律科目試験及び小論文試験の両方を受験すること。

法学既修者コース（2年コース）に合格した場合には、法学未修者コース（3年コース）の試験結果に関わらず、法学既修者コース（2年コース）への入学のみを認める。

法学既修者コース（2年コース）に不合格の場合でも、法学未修者コース（3年コース）の合格基準に達していれば合格することができる。

（出典：「2018年度法科大学院学生募集要項」3、6頁）

また、法律科目試験の出題に際しては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近（過去3年間）の学部の定期試験の出題と重なるなどして本学出身者だけが不当に利益を受けることのないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図っている【解釈指針4-3-1-5】。さらに、採点も、出身学部や適性試験の結果、書類審査の結果等とは関係なく実施され、公平性・開放性・多様性の確保が図られている【解釈指針4-3-1-1】。

なお、本法科大学院の入学者選抜（2年コースを含む）にあたり、本学法学部の出身者について優先枠を設け選抜に関し優遇措置を設けるようなことは一切していない【解釈指針4-3-1-5】。

2014年度～2018年度入学者選抜・法律科目試験を経て既修者コースに入学した者のうち本学出身者が占める割合は、各年度において、それぞれ18.0%、12.2%、42.9%、17.2%、30.0%となっている。

### 3. 既修者認定の適切性の確保

#### (1) 法律科目試験における合格判定の方法

既修者コースの合格判定の際、法律科目試験において著しく点数の低い科目がある場合には、総合成績が合格点に達していても不合格とする運用が取られている。具体的には、公法系科目、民事法系科目、及び刑事法系科目のいずれかにおいて、当該科目の平均点を勘案して著しく低い点数の科目がある場合、入試委員会による合格判定会議において、総合成績の順位にかかわらず、不合格とする。なお、以上の点は募集要項にも明記されている【解釈指針4-3-1-2】（下記資料15参照）。

#### 資料15 合格判定の方法

##### (3) 合格判定

・各コースの合格者は、書類審査評価と筆記試験（小論文試験又は法律科目試験）成績の配点を次のとおりとして判定する。なお、書類審査の評価が著しく低い場合には、総合成績が合格点に達していても不合格とする。法学既修者コース（2年コース）については、法律科目試験において著しく点数の低い科目がある場合には、総合成績が合格点に達していても不合格とする。

（出典：「2018年度法科大学院学生募集要項」7頁）

(2) 免除される科目と法律科目試験との関係

本法科大学院では、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行っている【解釈指針4-3-1-4(1)】(下記資料16参照)。なお、飛び入学制度を利用して法学既修者コースに進学する学生についても特別な取扱いはしておらず、一括して免除する方法をとっている【解釈指針4-3-1-4(2)ア】。

資料16 法学既修者の履修免除

名古屋大学大学院法学研究科規程  
(授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導)

第5条

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第5条第2項関係)  
(履修方法)

2 法学既修者  
法学既修者は、第1年次の法律基本科目32単位を修得したものとみなす。

(出典:「2018年度学生便覧」47、57頁)

免除される科目が具体的には「憲法基礎I・II」(各2単位)、「行政法基礎I・II」(各2単位)、「民法基礎I~VI」(合計14単位)、「商法基礎I・II」(合計6単位)、「刑法基礎I・II」(各2単位)であることから、試験科目を公法系科目(憲法及び行政法(地方自治法を除く)からなる)、民事法系科目(民法及び商法(会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く)からなる)、刑事法系科目(刑法からなる)とし、かつ、試験時間(公法系科目及び民事法系科目各2時間、刑事法系科目1時間)及び配点(公法系科目240点、民事法科目240点、刑事法科目120点)に配慮することによって、免除される科目内容に応じた試験を行い、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている【解釈指針4-3-1-3】(下記資料17参照)。

資料17 法律科目試験の配点、内容、試験時間

法学既修者コース(2年コース)

書類審査評価:筆記試験(法律科目試験)成績=200:600  
(公法系科目240、民事法系科目240、刑事法系科目120)

(4) 試験日時・科目、試験場所

・試験日時・科目

	受験を要する科目		
	法学未修者コース	法学既修者コース	両コースを併願

	(3年コース)	(2年コース)	
平成29年10月28日(土)			
10:00～12:00公法系科目		○	○
13:30～15:30民事法系科目		○	○
16:15～17:15刑事法系科目		○	○
平成29年10月29日(日)	○		○
10:00～12:00 小論文			

・試験場所 名古屋大学大学院法学研究科(詳細については、当日掲示する。)

(5) 法律科目試験の内容等

- ・公法系科目は、憲法及び行政法(地方自治法を除く)からなる。
- ・民事法系科目は、民法及び商法(会社法・手形法・小切手法を含み、保険・海商法を除く)からなる。
- ・刑事法系科目は、刑法からなる。
- ・試験においては、六法を貸与する。

(出典:「2018年度法科大学院学生募集要項」7頁)

本法科大学院で履修免除を認めている法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られており、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことは行っていない(下記資料18参照)【解釈指針4-3-1-3】。また、履修免除の対象になっている科目はすべて、必修の法律基本科目である【解釈指針4-3-1-4(3)】(必修の法律基本科目の科目名について、基準2-1-5に係る記述を参照)。

資料18 2年(法学既修者)コースの履修・単位修得の免除

3 2年コースの履修・単位修得の免除

2年コースの入学者については、次の授業科目(合計32単位)は法科大学院において修得したものとみなし、その履修・単位修得を免除する(2年コースの入学者がこれらの授業科目を履修することは認められない)。

憲法基礎Ⅰ	2単位
憲法基礎Ⅱ	2単位
行政法基礎Ⅰ	2単位
行政法基礎Ⅱ	2単位
民法基礎Ⅰ	2単位
民法基礎Ⅱ	2単位
民法基礎Ⅲ	2単位
民法基礎Ⅳ	2単位
民法基礎Ⅴ	4単位

民法基礎Ⅵ	2単位
商法基礎Ⅰ	4単位
商法基礎Ⅱ	2単位
刑法基礎Ⅰ	2単位
刑法基礎Ⅱ	2単位

(出典：「2018年度学生便覧」33頁)

#### 4. 他の機関の実施する法律科目試験との関係

本法科大学院では、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定は行っていない【解釈指針4-3-1-6】。

#### 5. 既修者と認定された者の在学期間の短縮における適切性の確保

既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、法学未修者コース（3年コース）における1年次配当のすべての法律基本科目（必修）32単位であり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている【解釈指針4-3-1-7】。

#### 《添付資料

- ・第4章「成績に関する取扱い1、2」
- ・第4章「成績分布表（2013～2017年度）」
- ・【資料編】「2018年度学生便覧」
- ・【資料編】「講義概要」
- ・第4章「成績確認願」
- ・第4章「学生公表用成績分布表」
- ・第4章「学生公表用GPA一覧表」
- ・第4章「期末試験実施要領」
- ・第4章「2013年度～2017年度期末試験時間割」
- ・第4章「実務法曹養成専攻学生による同専攻以外の授業科目の履修等についての取扱要領」
- ・第4章「南山大学大学院法務研究科と名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻との教育連携（単位互換）についての協定書」
- ・第3章「受講者数一覧」
- ・【資料編】「2018年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」
- ・第4章「第2次選抜試験（法律科目試験）問題（2014年度、2015年度、2016年度、2017年度第1次募集、2017年度第2次募集、2018年度第1次募集、2018年度第2次募集。なお、2018年度入試から名称が「筆記試験（法律科目試験）」に変更された）」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

成績評価に際して、本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、各科目において到達すべき基準をあらかじめ定め、その上で、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を用いつつ、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかを明示し、客観的な評価がなされるようにしている点で優れている。また、GPA を進級要件として採用しているところ、同制度は有効に機能している。さらに成績確認制度も実際に利用され有効に機能している。

### (2) 課題等

特になし。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容・方法等の改善・充実を組織的かつ継続的に図っていくために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置しているが、同委員会は法科大学院全体の自己点検・評価を統括する組織と位置づけられている。

そして、本法科大学院では、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定しており、これに基づいて教育の内容・方法等の改善・充実を図っている〈添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」113頁以下参照〉。自己評価委員会は、同計画に基づき、同委員会が収集管理する情報に基づき自己評価を行い、改善すべき項目及びその方法を決定している。この結果は『自己点検・評価報告書』として公表されている〈添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2012年4月～2017年3月）」〉。

また、自己評価委員会とは別に、教育改善に特化した組織として、教育改善委員会が設置されている。同委員会は、自己評価委員会の統括の下で、学務委員会と連携しつつ、独立した委員会として活動しており、授業成績評価及びその分布を中心とした教育の現況、授業方法、教育支援を中心とした教育方法、ICTの活用状況、授業評価アンケート、学生との懇談会等の検討により、本法科大学院における教育の内容・方法等の改善措置を検討し、その結果を報告書として公表している〈添付資料【資料編】『名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年版）』〉【解釈指針5-1-1-1（1）、同5-1-1-1（2）】。

なお、教育改善委員会の構成員の一部は自己評価委員会の構成員となることとしており（2013年度～2018年度においては、従前と同様、実務法曹養成専攻長が両委員会の構成員となっている）、以上のような教育改善の措置が組織的かつ継続的に実行される体制が構築されている〈添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照〉。

このように、本法科大学院では、教育内容等の改善に関する組織を設置し、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組を、法科大学院として継続的に実施している【解釈指針5-1-1-4】。

これらの組織が中心となって行っている具体的な活動を挙げれば以下の通りである。

(1) 授業評価アンケートの実施、クラス懇談会の開催

前述の「教育の内容・方法の改善・充実計画」に従い、教育改善委員会が、学期毎に授業終了に先立ち、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめている〈添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」119頁以下〉、《第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》。アンケートでは、各科目における教育内容と方法を中心とした質問項目を設定している。

また、このアンケート結果を教員にフィードバックすることを確保するため、授業を実施した教員は全員、アンケートの結果データをふまえて、授業方法についての評価と今後改善すべき点などを記載した「学生へのメッセージ」を作成し、教育改善委員会に提出しなければならないものとしている。このメッセージは、教授会において全教員に配布されて教員相互の討議の対象となるとともに、法科大学院のウェブサイト（「教務学生生活に関するお知らせ」）で学生に公開されている〈添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」165頁以下参照【解釈指針5-1-1-2（1）】〉。

さらに、教育内容及び方法に関する学生の要望等を聴取し、それらの改善に資するために、毎年度末に、各学年・各クラス別の懇談会を開催し、クラス担任教員の司会により教員と学生との意見交換を行い、その結果を取りまとめて教授会で報告するとともに、関係教員に内容を伝えて、各教員において改善策を検討するようにしている《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」287頁以下参照》。

(2) 教育の現況・改善報告書の作成、教育改善研究集会の開催

教育改善委員会は、授業評価アンケート結果、学生へのメッセージ、各担当教員による成績評価の分布（成績の割合）を調査・分析して、専攻会議で報告するとともに、毎年度「教育の現況・改善報告書」を取りまとめ（同報告書は、本研究科に所属する全教員に配付され、学生も閲覧することができる）、これを踏まえて年1回、本法科大学院に所属する全教員及び全学生の参加を義務づけた教育改善研究集会を開催している。同研究集会では、アンケート結果を取りまとめた資料を提示したうえでの報告・質疑及び、学生との懇談会をふまえた当面の課題に関する改善内容の報告を行うとともに、以下のように、教育方法の改善に関して本法科大学院が直面する重要テーマを取り上げて、教員・学生による報告・質疑を行っている（2013年度～2017年度における教育改善研究集会の取扱いテーマについては、下記資料1参照）〈添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」281頁以下参照【解釈指針5-1-1-2（1）】〉。

## 資料1 教育改善研究集会のテーマ一覧

年度	テーマ		
	第Ⅰ部	第Ⅱ部	第Ⅲ部
2013	クラス懇談会報告	実務家教員からの受講方法についての要望等	法科大学院生・教員からの講義方法・受講方法についての要望等
2014	昨年度のクラス懇談会による主な意見の紹介とそれに対する法科大学院の対応について	司法試験合格者の合格体験記	弁護士チューターから見た学習の仕方のアドバイス
2015	昨年度のクラス懇談会による主な意見の紹介とそれに対する法科大学院の対応について	司法試験合格者の合格体験記	弁護士チューターから見た学習の仕方のアドバイス
2016	昨年度のクラス懇談会による主な意見の紹介とそれに対する法科大学院の対応について	司法試験合格者の合格体験記	早期合格者の学習方法についての紹介
2017	昨年度のクラス懇談会による主な意見の紹介とそれに対する法科大学院の対応について	司法試験合格者の合格体験記	

## (3) 教員研修

学務委員会は、教育内容及び方法の改善に資するため、毎回ほぼ全教員の参加によるFD集会を開催して、実務家教員の教育実践上の工夫、Canvasを利用した教育方法、成績不振学生への対応法、アジア諸国での法整備支援事業などの最新の教育内容・方法に関する情報を共有するように努めている。また、後述するPSIMとの関連で、海外のロースクール教員等と共同して、教育方法の改善に関する講演会やシンポジウムを開催し、新しい教育方法の導入の試みにも努めている他、司法研修所等の学外の機関が行う研修会や他機関開催のシンポジウム等にも積極的に教員を派遣しており、得られた情報を教員間で共有するため、参加者に「FD研修参加報告書」を提出するよう要請している（資料2「FD研修の開催・参加状況」参照）《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2012年4月～2017年3月）」46頁以下、【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」117頁、第5章「FD研修参加報告書様式」》【解釈指針5-1-1-1（1）、同5-1-1-1（2）、同5-1-1-1（4）、同5-1-1-2（1）、同5-1-1-2（2）、同5-1-1-2（3）】。

## 資料2 FD研修の開催・参加状況

	学内FD研修の開催		学外FD研修への参加（海外研修を含む）
	学務委員会等主催のFD研修会	講演会・シンポジウムの主催	
2013年度	6回	1回	5回
2014年度	7回	0回	8回
2015年度	4回	0回	4回
2016年度	3回	2回	7回
2017年度	3回	0回	2回

## (a) 実務家教員の教育研修

本法科大学院では、実務家教員と研究者教員とが緊密な連携の下でチーム・ティーチングを行えるよう、実務基礎科目担当者会議を組織し、定期的に（8月を除き基本的には毎月）会議を開催して授業の方法等について十分な意見交換を行って授業に臨んでいる。また、実務家教員が共同担当する授業の研究者教員による見学（教育方法に関する見学後の教員間での討議を含む）、学務委員会主催のFD集会への参加、外部における研修への派遣等により、研究者教員の行う授業方法や教育支援ツール等についての最新の知見を深めることができるようにしている。さらに、後述するPSIMとも関連して、本評価期間中の2013年度に、海外のロー・スクールでの教育視察のために、2名の実務家教員の派遣（派遣先：カリフォルニア大学バークレイ校ロースクール、同ヘイスティング校ロースクール）を行った。

このように、本法科大学院では、実務家教員の教育研修に取り組んでいる《添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2012年4月～2017年3月）」61頁》【解釈指針5-1-1-3（1）】。

## (b) 研究者教員の実務研修

他方、研究者教員が実務上の知見を補完して、実務法曹を養成するための教育に適切に対応できるようにするために、司法研修所をはじめとする外部での研修への研究者教員の派遣等を行っている（添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2012年4月～2017年3月）」50頁、【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書」（2017年度版）117頁以下参照）。また、第2章の「特長及び課題等」において前述した「名古屋行政訴訟研究会」「名古屋民事実務研究会」「名古屋刑事実務研究会」等を通じて、実務家との定期的な意見交換を行っている。さらに、「エクスターンシップ」を担当する研究者教員は、期間中に弁護士事務所を訪問しており、また、エクスターンシップ運営委員会の構成員である研究者教員も、同科目の一環として弁護士事務所において実施される「グループ学習」等に参加している。

このように、本法科大学院では、研究者教員の実務研修にも取り組んでいる【解釈指針5-1-1-3（1）】。

#### (4) 成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施に関する研修

成績評価の基準の設定および成績評価の厳格な実施については、(基準4-1-1に係る状況)で述べたとおりであるが、各授業科目の成績評価の基準を学生に事前に明確に示すべきことおよび成績評価を厳格に実施すべきことについては、授業担当教員にあらかじめ周知されるとともに《添付資料第3章「2018年度名古屋大学法科大学院シラバス作成(改訂)のお願い(詳細版)」1頁参照》、上述のFD研修会でも、重ねて徹底が図られている。さらに、各授業科目の合格者については、成績分布の目途(特A10%、A30%、B40%、C20%)が定められているところ、全得点帯において上記の目途からはずれた授業科目については、学務委員長が授業担当教員に、上記の目途からはずれることの原因を確認することとしている【解釈指針5-1-1-1(3)、同5-1-1-2(1)】。

#### (5) 教員相互間の連携

実務家教員と研究者教員とのチーム・ティーチング科目など、カリキュラムの効果的な実施のために教員相互の連携が特に求められている授業科目では、科目担当者間で、教育内容の決定、カリキュラム作成時の協議・調整を行うとともに、授業に先立って事前準備の協議を行い、授業を具体的にどのように運営するかについて入念な打ち合わせをしている(一部の科目については毎回の講義に際して詳細な事前打ち合わせが行われている)。なお、本法科大学院では、複数のクラスを異なる教員が担当する授業科目は存在しない。

また、科目群毎に科目担当者会議を組織し、科目群に応じた双方向授業の方法のあり方、弁護士チューターの役割、実務家教員と研究者教員の役割分担など、科目群の特性に応じた教育内容及び方法について協議を行っている【解釈指針5-1-1-3(2)】。

#### (6) 「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト(PSIM)」による実務技能教育教材の開発・提供・活用および法科大学院形成支援プロジェクト等により開発された教育システムの提供・活用

「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト(PSIM)」においては、実務技能教育教材(模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる紙媒体・文書データとしての教材や映像教材)の開発・提供を現在でも継続して行っている(添付資料『PSIM報告書』参照)。同プロジェクトは、2004年度から法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて開始し、2007年度からは専門職大学院等教育推進プログラムとして採択され、さらに2012年度から一般経費に組み替えられる形で継続している。

また、本法科大学院では、2006年度までに、共同プロジェクトにより、STICSの開発をし、単独プロジェクトとして、学務委員会、教育改善委員会等と連携を図りながら、新しい教育方法に関するシステム構築を行った。そして、その成果として、「お助け君ノートシステム」(授業の画像収録による復習支援システム)、「学ぶ君システム」(択一問題システム)等、ITを利用した双方向的・多方向的な授業を展開するための教育ソフト・ツール群を継続して学生に提供してきた。なお、「学ぶ君システム」のサービス終了については、第7章を参照。

さらに、本法科大学院では、法科大学院を設置した2004年4月より、独自開発したNLS

シラバスシステムを利用し、シラバス情報をインターネット上に公開してきた。時間の経過とともに、セキュリティ対策など、新たに必要とされる要件が出たため、2016年4月より、Canvas という LMS (Learning Management System) に切り替えたが、旧システムの運用を引き継ぎ、課題提出、資料配布、お知らせ (アナウンス)、ディスカッション機能など、旧システムにも実装されていた LMS に概ね共通する機能を利用し、授業の進行に役立てている。

これらのツールの機能とその導入方法等は、前述の研修を通じて教員に共有され、それを各授業の運営に反映できるようにしている。

このように、本法科大学院では、教育方法の改善を図るための研究を行い、その成果を活用している (下記資料3参照) 【解釈指針5-1-1-1 (2)、同5-1-1-2 (3)】。

### 資料3 各プロジェクトの目的・概要

#### 1. 共同プロジェクト (「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト (PSIM) 」)

法科大学院では、実務法曹養成を目的とすることから、従来の法学教育にはなかった面接、尋問、交渉等の専門技能に関する新たな教育科目が登場した。そのため、各法科大学院のカリキュラム中には、法実務場面を想定したシミュレーションやロールプレイといった新たな教育手法が導入されている。しかし、こういった教育は従来の法学部における教育ではほとんど行われてこなかった領域であるために、教育方法論、教材、人的リソースのすべての面において蓄積がない。そこで本プロジェクトは、名古屋大学を中心に、既に開発済みのITを活用した法的専門技能トレーニング環境をもとに、プロジェクト参加校との間で模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる映像教材共有化を試みる。そのような教材共有化の試みを通じ、本プロジェクトにおいては、新しい専門家育成理論の開発、専門技能を教育できる人材の育成、映像教材の開発・蓄積などを行い、その成果を多様な形態 (映像、音声、スライド、テキスト等) の教材としてまとめ、プロジェクト参加校間で共有するデータベースを構築する。(2006年度交付申請書から抜粋)

#### 2. 単独プロジェクト (「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」)

本事業は、学生自身がどこまで専門知識や専門技能を修得したのかを随時自覚できる多様な環境を構築し、学生が構想力や協同性などを含む能力開発をしながら法曹になる努力を続けることのできる機会を提供することを目的とする。

このような目的を実現するために、大学内外の法律家や専門家を動員してITを活用した以下の5つの要素プロジェクトを展開することによって、到達レベルを測るための多様なデータを提供して、学生には自己研鑽の環境を創造し、教員には付随的に教育方法改善の手がかりを与え、プロセスで教育効果を評価するという法科大学院の教育理念を具体化する。

5つの要素プロジェクトは、(1)「お助け君ノート」(講義やゼミの議論のポイントであると学生が判断して、パソコンのキーを押すと、同時デジタル収録中のビデオに検索情報が記録されるシステム)、(2)「法的知識理解度確認システム」(Web上の択一問題システム

を改良し、理解度データを提供するシステム)、(3)「文書作成技能確認システム」(文書作成、口頭発表能力の習熟度情報を提供するシステム)、(4)「Study Group 支援システム」(Web上にクラスや学年を超えて「協同して学ぶ」環境を提供するシステム)、(5)「学生用 e-portfolio」(学生が自分の多様な学習内容を記録し、自己研鑽に生かすシステム)から構成される(2004年度交付申請書から抜粋)。

《添付資料

- ・【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2017年度版)」
- ・【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2012年4月～2017年3月)」
- ・第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・第5章「法科大学院各種委員会職務内容一覧」
- ・第5章「FD研修参加報告書様式」
- ・第3章「2018年度名古屋大学法科大学院シラバス作成(改訂)のお願い(詳細版)」
- ・第5章「PSIM報告書」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

教育改善体制について、具体的目標としての「教育内容・教育方法の改善・充実計画」を策定し、それに基づいて教育改善がたゆまず組織的に行われる制度が確立されている点で優れている。また、授業評価アンケートについて、単に学生の意見を聴取するだけでなく、教員へのフィードバックを確保するために、「学生へのメッセージ」を作成することを義務付け、これを取りまとめたものを教員に配布するとともに、学生向けに法科大学院のウェブサイト上で学生に公開し、学生にもフィードバックするようにしている点、さらには、教育改善研究集会およびクラス懇談会を毎年度開催しているなどの点も優れた点といえる。

また、本法科大学院では、IT を多用した教育を行っていることから、教育改善の一環として、IT を利用した教育に関するシステムの開発・運用ならびにそれらから得られる知見の共有に努めている。IT を利用したシステムを採用している法科大学院は数多く存在するが、実際上の活用度において、本法科大学院は、全国でも先端を行くものである。実務家教員もこれらのシステムの利用を義務づけられることを通じて、研究者教員の有する教育ノウハウを共有できる環境を整え、教育改善を図っている点も優れた点といえる。

### (2) 課題

特になし。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院の入学者受入の基本方針は、専攻会議において議論され決定されている。

本法科大学院の教育の理念及び目的は、自由な共生社会を支え、広い国際的関心と視野を持ち、中部日本の需要に応える法曹の養成であるが、このような法曹を養成するためには、入学者は、個々人において、社会・経済に対する関心を有し、基礎的な論理的思考力及び表現力を有すると同時に、集団として切磋琢磨していけるように、多様な背景を有する人々の集まりであることが必要であると考えている。そのような考え方に基づいて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、次のように定式化されている（下記資料1参照）。

#### 資料1 アドミッション・ポリシー

名古屋大学法科大学院のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーから、入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹を目指すのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。

（出典：本法科大学院ウェブサイト「求める学生像（アドミッション・ポリシー）」  
<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/lis/examination/index.html>）

上記のアドミッション・ポリシーは、入学者の専門分野、バック・グラウンドにおける多様性を重視する内容のものであり、それに対応して、入学者に求める資質・能力においても、社会に対する基本的な問題関心と知的専門職に必要とされる一般的な論理的思考力や表現力を重視する内容となっている。本学出身者や法学部卒業生に偏することなく、広く人材を集めることができるよう、開放的で公平な入学者選抜を指向するものである。

アドミッション・ポリシーは、本法科大学院のウェブサイト上に公表されている。同ウェブサイトには、「名大法科大学院とは」（理念と目的、特色等を含む）、「教育の課程と方法」、「修了生の進路・活動」、「教員組織」、「入試情報」（入学試験のプロセス、募集要項等を含む）の各項目（タブ）が設けられている。また、アドミッション・ポリシーを含む本法科大学院の概要・特色については、各年度入学試験の出願期間前に開催される公開の説明会においても、その概略を説明し、出席者からの質疑に応答している他、本法科大学院の受験に関心を有する人々に向けて作成・配布されているパンフレットにも記載され、広く周知が図られている《添付資料【資料編】「2018年度法科大学院パンフレット（NAGOYA LAW）」参照》。

このように本法科大学院は、その基本情報や入学試験の情報（募集要項を含む）を広く周知するよう努めており、先の「アドミッション・ポリシー」と併せて、入学者選抜における公平性、開放性および多様性の確保が図られている。

**基準6-1-2**

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

専任教員数名で構成される法科大学院入試委員会が、専攻長（法科大学院長）の監督の下、入学試験の実施について責任を負う体制がとられている。具体的には、入試委員会は、受験資格審査、書類審査並びに本試験問題の作成及び採点について実施の責任を負っている。本試験当日の設営・監督業務については、入試委員会と共に専攻長が責任を負って行う体制となっている。さらに、合格判定は、専攻会議が行う。以上の体制は、第2次募集についても同様である。

## 基準6-1-3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜にあたり、本学法学部の出身者について優先枠を設け、選抜に関し優遇措置を設けるようなことは一切していない。(基準6-1-1に係る状況)に記載したアドミッション・ポリシーが掲げるように、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考えているためである。

2014年度から2018年度の入学者選抜における本学法学部出身者の割合は、下記資料2のとおりである。

	合格者数	本学法学部出身者	合格者中の本学法学部出身者の比率	入学者数	本学法学部出身者	入学者中の本学法学部出身者の比率
2014年度 入学者選抜	77	15	19.5%	61	14	23.0%
2015年度 入学者選抜	56	9	16.1%	41	8	19.5%
2016年度 入学者選抜	29	14	48.3%	21	10	47.6%
2017年度 入学者選抜	40 (6)	10 (1)	25.0%	29	9	31.0%
2018年度 入学者選抜	44 (6)	14 (0)	31.8%	30	11	36.7%

(注) 2017年度および2018年度におけるカッコ内は、第2次募集での数値(内数)を示す。

2016年度入学者選抜における本学法学部出身者の割合がやや高くなっているが、これはこの年に出願者が激減したためであって一過性のものにすぎず、2017年度入学者以降は、第2次募集を開始して出願者数の増大に努めたこともあり、2015年度入学者以前とおおむね同等の比率に戻っている【解釈指針6-1-3-1(1)】。

また、既修者コースの入学試験においては、法学部出身であるか否か等に関わりなく、書類審査及び法律科目試験の成績を総合して合否が決定されており、公平性及び開放性が確保されている。

本法科大学院では、入学者に対し寄附等の募集は、一切行っていない【解釈指針6-1-3-1(2)】。

本法科大学院では、身体に障害のある者からの出願の際、本人から事前の申し出があれば、可能な限りにおいて、等しく受験の機会を確保するよう、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応をしている《添付資料【資料編】「2018年度名古屋大学法科大学院学生募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」「2018年度名古屋大学法科大学院学生第2次募集要項（法学研究科・実務法曹養成専攻）」3頁参照》。本評価の対象年度においては、（1）2013年度入学者の選抜試験において、横紋筋肉腫のため別室受験を希望する旨の申し出に対して、別室受験を認める旨の回答をし、（2）2018年度入学者の選抜試験において、書痙で自筆が不可能なためパソコン入力による代替及び試験時間の延長を希望する旨の申し出に対して、筆記試験の解答方法としてパソコン入力への代替（パソコン及びプリンタは本人持参）および試験時間の1.25倍延長を認める旨の回答をした事例がある。もっとも、いずれの事例においても、本人からの出願はなされなかった【解釈指針6-1-3-1（3）】。

**基準6-1-4：重点基準**

**入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。**

(基準6-1-4に係る状況)

## 1. アドミッション・ポリシーと選抜方法との関係

本法科大学院は、(基準6-1-1に係る状況)に記載したとおり、アドミッション・ポリシーとして、すべての入学者に対し、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力(論述力)を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していることを求め、これに加えて、法学既修者コースへの入学者には、③法学の基本的な科目(法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当)について既に十分な知識を有していることを求めている。また、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考え、④法学部卒業生の他にも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいとの考え方を公にしている。

選抜方法についての詳細は後述するが、各選抜方法と上記のアドミッション・ポリシーの内容との関係について説明する。まず、アドミッション・ポリシーの①に基づいて、書類審査における法科大学院適性試験の成績、学部の成績証明書、自己評価書および志願理由書の各評価ならびに小論文試験または法律科目試験により、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力(論述力)の有無を判定する。また、②に基づいて、主として書類審査における志願理由書および自己評価書の各評価により、正義や権利についての敏感さ、社会・経済に対する強い関心力、そこで生じている問題の発見・適切な処理のための基本的な能力の有無について判定するが、小論文試験や法律科目試験の評価もこれに関わる。さらに、③に基づいて、既修者認定に際しては、法律科目試験により、幅広い基礎的知識と深い理解・応用力とを確認する。最後に、④に基づいて、主として書類審査における志願理由書と自己評価書の各評価により、職業経験やボランティア活動、サークル活動などの社会的活動経験、外国語の能力を個別評価項目として重視し、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験や国際社会での活動、ボランティア活動の実践を有する人材等の確保を図っているが、これらの項目は、法曹を志望する理由や法曹としての適性にも関わる点において、総合的な評価の対象にもなる。なお、以上のようにして本法科大学院が採用する各選抜方法によって①～④の能力が判定されることについては、募集要項を介して公表されている。

このように、本法科大学院の入学者選抜に当たっては、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確に評価されている【解釈指針6-1-4-1】。

なお、法科大学院適性試験の任意化に伴い、2019年度入学者の選抜試験からは、出願にあたり適性試験の受験を要しないこととしているが、従来適性試験において審査していた

内容については、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会平成29年2月13日）において示されているとおり、未修者コースの選抜試験においては、「小論文・筆記試験」に加えて、「書面による審査」として自己評価一覧に基づく自己評価書の作成等の実績等審査と一定量の記述を伴う志願理由書の作成を課しており、これらの方法による未修者コースの選抜試験は、受験者の判断力、思考力、分析力及び表現力等を適確かつ客観的に判定できる選抜方法になっている。また、既修者コースの選抜試験においては、記述式試験により構成される「法律科目試験」に加えて、やはり「書面による審査」として、自己評価一覧に基づく自己評価書の作成等の実績等審査と一定量の記述を伴う志願理由書の作成を課しているところ、これらの方法による既修者コースの選抜試験は、受験者の判断力、思考力、分析力及び表現力等を適確かつ客観的に判定できる選抜方法になっている。したがって、出願にあたり適性試験の受験を要しないこととしても、特段の問題は生じない。

## 2. 定員と「外部振り分け方式」の採用

本法科大学院の入学定員については、全国的な規模での「法科大学院教育における質の向上」の要請に基づき、また、当該変更により学生の学習環境の整備やより充実した教育の提供にも資すると考えられたことなどから、2016年度入学者選抜から、70名を50名に変更した。

また、試験方法に関しては、2010年度入学者選抜から、法学未修者（3年）コース志願者を対象とする試験と法学既修者（2年）コース志願者を対象とする試験を分けて実施する「外部振分け方式」を採用している（なお、両コースの併願は可能としている。下記資料3参照）。各コースの定員については、定員70名であった2015年度までは未修者コース40名、既修者コース30名を、定員50名となった2016年度以降は、未修者コース25名程度、既修者コース25名程度を、それぞれ目処とするものとしている。

### 資料3 入学コースの振り分け

#### 7 入学志願票記入上の注意事項

(1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所を○で囲むこと。なお、「法学既修者コースと法学未修者コース（第2志望）の併願」を選択する者のみ、筆記試験において、法律科目試験と小論文試験の両方を受験することができる。

#### 10 法学既修者コース（2年コース）と法学未修者コース（3年コース）の併願について

法学既修者コース（2年コース）を第1希望とし、法学未修者コース（3年コース）を第2希望とした場合のみ両コースを併願することができる。併願を希望する者は、入学志願票・受験票・写真票の「希望コース」欄で「法学既修者コースと法学未修者コース（第2志望）の併願」を選択すること。

法学既修者コース（2年コース）の入学者選抜は、書類審査及び筆記試験（法律科目試験）で行い、法学未修者コース（3年コース）の入学者選抜は、書類審査及び筆記試験（小論文試験）で行うので、両コースを併願する場合には、筆記試験の法律科目試験及び小論文試験の両方を受

験すること。

法学既修者コース（2年コース）に合格した場合には、法学未修者コース（3年コース）の試験結果に関わらず、法学既修者コース（2年コース）への入学のみを認める。

法学既修者コース（2年コース）に不合格の場合でも、法学未修者コース（3年コース）の合格基準に達していれば合格することができる。

（出典：「2018年度法科大学院学生募集要項」3、6頁）

### 3. 選抜方法

まず、書類審査では、法科大学院全国統一適性試験の成績およびその他の書類（志願理由書（本研究科を志望する理由と法曹を志望する理由を記入する）、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）および大学学部における成績証明書）に基づいて評価を行う。具体的には、上記のその他の書類を複数の教員で審査し、感受性や社会的問題関心、社会性や行動力などを総合的に評価し、点数化したものを、適性試験の成績に加算し、その合計点数で評価している。配点比率は、適性試験 50：その他の書類の評価 150 である。なお、前述のように、2019 年度入学者選抜からは、適性試験の受験を出願の要件とはせず、従来のその他の書類のみをもとに、書類審査を行うこととしている。

書類審査において、既修者コース志願者については法律知識の有無・程度を評価することが適切と考えられる一方、未修者コース志願者についてはそうしたことを考慮することが必ずしも適切ではないと考えられることから、志願するコースに応じて書類審査上考慮しうる事項を区別して設定している（例えば、司法試験（短答式）の結果は、前者においては考慮事項に含まれるが、後者においては含まれない）【解釈指針 6-1-4-2】。

次に、筆記試験では、未修者コース志願者については小論文試験を行い、書類審査の結果と総合して合格者を判定する。配点比率は、適性試験 50：その他の書類の評価 150：小論文試験 200（適性試験の受験を出願の要件としない 2019 年度入学者選抜からは、書類審査 200：小論文試験 200）である。また、既修者コース志願者については、法律科目試験を行い、やはり書類審査の結果と総合して合格者を判定する。配点比率は、適性試験 50：その他の書類の評価 150：法律科目試験 600（適性試験の受験を出願の要件としない 2019 年度入学者選抜からは、書類審査 200：法律科目試験 600）である。

なお、2017 年度入学者選抜までは、書類審査（適性試験およびその他の書類の評価）の結果をもって第 1 次選抜を行い、第 1 次選抜の合格者のみに対して第 2 次選抜（筆記試験）を行っていた。しかし、2018 年度入学者選抜からは、2 段階選抜方式をやめて出願者の全員が筆記試験を受験できるようにし、書類審査と筆記試験とを総合した成績によって合格者を判定することとするが、書類審査の評価が著しく低い場合には総合成績が合格点に達していても不合格とする、という方式に変更した。

未修者コース志願者を対象とする小論文試験では、社会科学的な題材の長文の論説を用いて、合計で 1000 字以上の解答を課す形式での試験を行い、これを複数の法科大学院専任教員で評価するという方法を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される

判断力、思考力、分析力および表現力等を適確かつ客観的に評価し、それを点数化したものと書類審査の評価との合計点数により、合格者を判定することとしている【解釈指針6-1-4-1】。なお、本法科大学院では、法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていない【解釈指針6-1-4-2】。

また、既修者コース志願者を対象とする法律科目試験は、未修者コース1年次の法律基本科目に対応して、公法系（憲法および行政法〔地方自治法を除く〕）、民事法系（民法および商法〔会社法・手形法・小切手法を含み、保険・海商法を除く〕）、刑事法系（刑法）につき、実施される。法律科目試験における各科目の配点比率は、2016年度入学者選抜までは公法系 150：刑事法系 150：民事法系 300 であり、2017年度入学者選抜以降では公法系 240：刑事法系 120：民事法系 240 としている。なお、2017年度入学者選抜以降では、法律科目試験を従来2日間にわたって実施していたのを改め、1日で実施することとしている。

#### 4. 適性試験に関する入学最低基準点の設定

本法科大学院では、適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、入学最低点を設定してきた。

2014年度入学者選抜から2018年度入学者選抜までの入学最低基準点は、132点、151点、143点、139点、143点であり、いずれの年度においても、総受験者の下位から15%が基本となっている【解釈指針6-1-4-2（1）】。

なお、適性試験につき入学最低基準点を設定していることは、具体的な最低基準点は本法科大学院のホームページ上に掲載される旨とあわせて、募集要項に明記されており

〈【資料編】「2018年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」「2018年度名古屋大学法科大学院学生第2次募集要項」1頁参照〉、これに基づいて各年度においてホームページ上で最低基準点を公表している【解釈指針6-1-4-2（2）】。

#### 5. 第2次募集の実施

2017年度入学者選抜から、一層広範な者に本法科大学院を受験する機会を付与するとともに定員の充足を確保するため、初回の入学者選抜の合格者が募集人員に満たない場合は第2次募集を行うこととし（その旨を募集要項上明記して周知した）、実際にも、2017年度入学者選抜と2018年度入学者選抜のいずれにおいても、第2次募集が実施された。なお、第2次募集における試験の方法は、第1次募集におけるそれと同一である。

#### 6. 法学既修者（2年）コースの入学試験

既修者と認定され既修者コースに入学する者は、未修者コース（3年コース）の1年次配当の憲法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、行政法基礎Ⅰ（2単位）、同Ⅱ（2単位）、刑法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、民法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）・同Ⅲ（2単位）・同Ⅳ（2単位）・同Ⅴ（4単位）、同Ⅵ（2単位）、商法基礎Ⅰ（4単位）、同Ⅱ（2単位）の各科目の履修を免除されることになる。そこで、既修者コース希望者を対象とする法律科目試験においては、試験科目を公法系科目（憲法および行

政法〔地方自治法を除く〕）、刑事法系科目（刑法）、民事法系科目（民法および商法〔会社法・手形法・小切手法を含み、保険・海商法を除く〕）とし、かつ、試験時間（公法系科目2時間、刑事法系科目1時間、民事法系科目2時間）および配点（公法系科目240点、刑事法系科目120点、民事法系科目240点）に配慮することによって、免除される科目内容に応じた試験を行い、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている【解釈指針6-1-4-3】。

既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、未修者（3年）コースにおける1年次配当の法律基本科目（必修）の32単位であり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係は適切なものとなっている。なお、本法科大学院では、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことは行っていない【解釈指針6-1-4-3】。

出題にあたっては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近の学部の定期試験の出題と重ならないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図るとともに、法律科目出題部会において委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目の内容にふさわしい問題を作成するようにしている。

なお、本法科大学院では、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定は行っていない。

また、学部3年次生の受験を認める、いわゆる飛び入学については、2015年度入学者までは未修者コースにのみ入学が認められていたところ、2016年度入学者から、既修者コースへの入学も認めることとした。飛び入学希望者に対しては、出願資格の事前審査を行うこととしており、成績証明書（在籍大学における学部3年前期までのもの）、在籍大学学部・学科の履修要覧（要項）等（卒業要件及び卒業要件にかかる授業科目の構成がわかるもの）、推薦書（所定の用紙に、在籍大学における指導教員等が記載し厳封したもの）などの提出を志願者に求め、これらを厳格に審査するとともに、通常の既修者コース志願者が受験するのと同じ内容の法律科目試験の受験を課すことによって、当該志願者が入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを適確に判定することとしている（【資料編】「2018年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」「2018年度名古屋大学法科大学院学生第2次募集要項」10頁参照）。もっとも、本評価の対象年度においては、飛び入学の事前審査を経て既修者コースの入学試験を受験したという事例は存在しない【解釈指針6-1-4-3】。

#### 7. 入学者選抜における客観性の確保

本法科大学院は、入学者選抜における客観性の確保のために、次のような措置を取っている。

書類審査においては、前述のように、審査資料を複数の教員において審査している。また、小論文試験においても、前述のように、解答を複数の教員において採点することとしている。

筆記試験では、解答・採点・合否判定のすべてのプロセスを受験番号のみによる匿名方式で行っているほか、採点は、出身学部や適性試験の結果、書類審査の結果等を一切参照することなく実施されている。

筆記試験については、法科大学院入試委員会の下に法律科目出題部会及び小論文出題部

会を設置してそれぞれに責任者（部会長）を置くとともに、部会ごとに出題委員会、点検委員会、採点委員会（出題委員は採点委員を兼ねる）を設置し、出題・点検・採点を実施している。出題にあたっては、小論文試験と法律科目試験の両方において、出題委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等が適切であるかを検証するための内部的なチェック体制を構築している。加えて、出題委員とは別に点検委員を置き、上記のように出題委員会での検討を経たものをさらにチェックする体制を取ることで、出題内容等の適切性を確保している。

筆記試験については、小論文試験と法律科目試験の両方において、2018年度実施分より、出題の趣旨を公表するとともに、配点や採点基準についても可能な限り公表することとしている。

このように、本法科大学院の入学試験においては、客観性を確保するための諸措置が取られている【解釈指針6-1-4-1】。

#### 8. 入学試験の実施状況

2013年度から2017年度において実施された入学試験における受験者数、合格者数、入学者数は、下記資料4のとおりである（なお、各年度の入学者の出身大学、出身学部、社会人・非社会人の別等の内訳については、本法科大学院のウェブサイト参照）。

資料4 入学試験の実施状況

入試年度・コース別		受験者	合格者	入学者
2014年度入学者選抜	未修（3年）コース	93	35	27
	既修（2年）コース	96	42	34
2015年度入学者選抜	未修（3年）コース	79	32	19
	既修（2年）コース	51	24	22
2016年度入学者選抜	未修（3年）コース	32	13	6
	既修（2年）コース	33	16	15
2017年度入学者選抜	未修（3年）コース	47(7)	18(4)	16
	既修（2年）コース	49(9)	22(2)	13
2018年度入学者選抜	未修（3年）コース	48(11)	19(4)	12
	既修（2年）コース	64(14)	25(2)	18

（注）2017年度および2018年度に関して、カッコ内は第2次募集の数値（内数）を示す。

**基準6-1-5**

**入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。**

(基準6-1-5に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、書類審査においては、適性試験の成績の他、志願理由書、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）〈添付資料【資料編】「2018年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」「2018年度名古屋大学法科大学院学生第2次募集要項」参照〉、大学学部の成績証明書が評価の対象となり、それらの資料によって、外国語能力、社会的活動経験、資格、大学成績、学位等の個別項目について評価すると共に、志願理由（目的意識や学習意欲等の実質的内容と共に、表現力、国語力等も加味して評価する）、自己評価（自己評価書の記述全体から、法曹への適性、優れた経験・能力の有無などを評価すると共に、証明資料の整え方も評価する）については、総合評価も加え、全体を合わせて、書類審査の結果としている。

これにより、大学等の在学者については、学業成績以外の外国語能力や資格も評価の対象とするとともに、社会的活動経験として、ボランティア活動の実績や大学のサークル活動における実績を積極的に評価しており、特に積極的・恒常的にボランティア活動等の社会的活動に取り組んだ場合や大学の公式的なサークルにおいて卓越した成果を収めた者については、高い評価を与えている。審査におけるこれらの項目を合わせた比重は、大学学部の成績の比重を上回り、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績を十分に加味した選抜を行っているといえる【解釈指針6-1-5-1(1)】。

また、社会人等についても、社会的活動経験として、1年程度以上の社会経験がある場合には積極的に評価し、特に専門性の高い業務において顕著な活躍が認められる場合には高い評価を与えているほか、資格の評価を通じて、多様な社会経験を評価している【解釈指針6-1-5-1(2)】。さらに、社会人や法学を履修する課程以外を履修した者については、法律家を志望する動機、法律家としての適性が社会経験や専攻分野と関連付けて説明されることが通常であり、それが説得的に示されている限りでは、志願理由、自己評価の総合評価において高い評価を与えている。これらを通じて、実務経験及び社会経験を十分に加味した選抜を行い、入学者選抜の公平性を害しない範囲で、多様な知識または経験を有する者を入学させるよう努めている。

## 6-2 収容定員及び在籍者数等

**基準6-2-1**

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

(基準6-1-4に係る状況)で前述したように、本法科大学院は2016年度から入学定員を70名から50名に削減し、これに伴い、収容定員は、2018年度にかけて段階的に減少している【解釈指針6-2-1-1】。

本法科大学院の収容定員と在籍者数の推移は、次のとおりである(下記資料5参照)。

資料5 収容定員および在籍者数の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収容定員	210	210	190	170	150
在籍者数	174	139	103	80	79

このように、本法科大学院において、在籍者数が収容定員を上回る状態は生じていない。

**基準6-2-2**

**入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。**

(基準6-2-2に係る状況)

合格者の判定に当たっては、併願状況も加味し、慎重な判断をし、入学定員との乖離が生じないように努めている。

本法科大学院の入学定員は50名(2015年度入学者選抜までは70名)であるが、実際の入学者数の推移は次の通りである(下記資料6参照)。

資料6 入学者数

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
61	41	21	29	30

入学定員充足率が50%を下回ったのは、評価期間中では2016年度の1回のみであり、所定の入学定員との著しい乖離があるとはいえない【解釈指針6-2-2-2】。

(基準6-1-4に係る状況)で述べたように、2016年度の入学者数の急減を受けて、2017年度入学者選抜から、初回の入学者選抜の合格者が募集人員に満たない場合は第2次募集を行うこととしており、所定の入学定員と乖離しないよう必要な措置が講じられている【解釈指針6-2-2-1】。

また、評価期間中、入学者数が10人を下回ったことはない【解釈指針6-2-2-3】。

**基準6-2-3：重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6-2-3に係る状況）

本法科大学院では、これまで、志願者及び入学者がほぼ適正数で推移し、入学者競争倍率も比較的高い水準を確保してきた。2014年度入学者選抜から2018年度入学者選抜までにおける競争倍率は、それぞれ2.32倍、2倍、2.03倍、2.12倍、2.29倍であり、いずれの年度においても2倍を超えている〈様式2「学生数の状況」〉【解釈指針6-2-3-1、同6-2-3-2】。

この間、本法科大学院は、法科大学院制度を取り巻く状況、本法科大学院における教育の現状（学習環境面を含む）等を踏まえ、2016年度から定員を削減し（70名から50名に減）、さらに、2017年度入学者選抜からは、初回の入学者選抜の合格者数が募集人員に満たない場合には第2次募集を実施することとなり、実際にも実施された。

入試方法の改善策は、入試委員会を中心として、過去の実施状況をふまえて不断に検討を行ってきている。たとえば、2017年度入学者選抜からは、当初募集における第2次選抜試験（筆記試験）の実施時期を11月から10月に変更したほか、2018年度入学者選抜からは、第2次募集における筆記試験の実施時期を2月から12月に繰り上げるなどして、入学者数の増大に努めている。

以上のように、本法科大学院では、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組を適宜行ってきた。

## 《添付資料

- ・【資料編】「2018年度法科大学院パンフレット（NAGOYA LAW）」
- ・【資料編】「2018年度名古屋大学法科大学院学生募集要項」
- ・【資料編】「2018年度名古屋大学法科大学院学生第2次募集要項」
- ・第6章「法科大学院ウェブサイト『入試情報』」
- ・第6章「第2次選抜試験（小論文試験）問題（2014年度、2015年度、2016年度、2017年度第1次募集、2017年度第2次募集、2018年度第1次募集、2018年度第2次募集。なお、2018年度入試から名称が「筆記試験（小論文試験）」に変更された）」
- ・第4章「第2次選抜試験（法律科目試験）問題（2014年度、2015年度、2016年度、2017年度第1次募集、2017年度第2次募集、2018年度第1次募集、2018年度第2次募集。なお、2018年度入試から名称が「筆記試験（法律科目試験）」に変更された）」
- ・【資料編】様式2「学生数の状況」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院は、明確なアドミッション・ポリシーを有し、それに基づいた選考方法が採用され、それを的確に実施している点で優れている。

### (2) 課題等

法科大学院制度を巡る諸動向を踏まえつつ、本法科大学院の教育の理念及び目標を実現する観点から、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善について継続的に検討していく必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

##### 1. 履修指導

(1) 入学時の履修指導 本法科大学院では、入学者に対して、年度当初に本法科大学院の教育に関する導入ガイダンスを3日間に亘って実施し、本法科大学院の理念、カリキュラム、履修の仕方、学習に関する注意事項、ITツールの利用の仕方等について詳しく指導している。また、入学前（入学手続時）に導入ガイダンスを実施し、入学後直ちにスムーズに授業を行うことができるよう、Canvasを通じて授業に関する情報を提供している。本法科大学院は、2017年度から第2次募集を行っているが、第2次募集による入学者についても同様のガイダンスを行っている。

本法科大学院では、これらのガイダンスによって入学者に対する全般的な履修指導を行う体制をとっている。また、入学者に入学前に学ぶべき内容を記した事前学習を記した冊子をガイダンス資料の中で配布するとともにCanvas上に掲示している。《各ガイダンスでの内容、学生への配布資料については、添付資料第7章「2018年度学生ガイダンス配布資料」参照》。

(i) 法学未修者に対する履修指導 本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学未修者が1年次の法律基本科目の学修を無理なく行えるよう配慮している。

##### (a) ガイダンス

入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、3年（未修者）コースの入学者と2年（既修者）コースの入学者とに分けて個別のガイダンスを実施しており、未修者コース入学者に対しては、特に、法律基本科目の履修に重点を置いたガイダンスをしている。また、情報ガイダンスについては、入学時において入学者全員に参加を義務付ける形で個別に実施しているほか、1年次に開講される各法律基本科目の第1回講義時等において、当該科目の学修に必要な法情報の収集方法等を学生に伝えることにしている。

##### (b) クラス編成及びクラス担任制・指導教員制

1年次においては、1クラス制を採用し、クラス担任制と指導教員制をとっている。ク

ラス担任は、専任教員の中から1クラス2～3名をあて、指導教員は、クラス担任の中から学生毎に1名定められる。クラス担任は、入学時に2年コースの学生とは別にクラス懇談会を開催して、特に未修者としての学修方法等について指導・懇談している。また、指導教員は、常時、個別に、入学後の学修全般に互る履修指導を特に未修者の法学の学修方法に対する不慣れに配慮しつつ行うと共に、奨学金など学修の一環としての生活相談等に応じている。また、年度の終わりにもクラス懇談会を開催して、学習相談や教育成果のよりよい実現のための方策を学生と協議する他、原級留置となった者について、担当指導教員が面談して学修について指導し、面談についての報告書を学務委員会に提出している。

(c) 弁護士チューター制

2011年度より、主に法学未修者の自主的な学修の支援を目的として、①1年次配当法律基本科目にかかる法分野（憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野）について、通年または半期のゼミを「弁護士チューター」が開講し、任意で参加する学生に対して基本的な事項の理解を確認するとともに、各法分野における問題についてのレポートの作成方法等の勉強方法についても相談に応じる等の形で指導を行う、②「実定法基礎」に「課題指導員」（弁護士）を配置するという形で支援をしてきたところ、2017年度より、上記①を廃止する一方、主として弁護士が講義を担当する「実定法基礎Ⅰ」、「実定法基礎Ⅱ」（各2単位）が設置され、法学未修者教育の更なる充実が図られることとなった。

以上のように、法学未修者に対して、学習支援として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われている【解釈指針7-1-1-1】とともに、法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮、及び1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がなされている【解釈指針7-1-1-2】。

(ii) 法学既修者に対する履修指導 本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学既修者に対して理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導を行っている。

(a) ガイダンス

前述のように、入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、これとは別に2年コースの入学者に対するガイダンスを実施している。特に、エクスターンシップ等の実務基礎科目については、理論教育を主体とする従来の法学教育とは異なる教育内容や教育手法であることから、理論教育と実務教育を効果的に融合させ、教育効果を上げるために、詳しい説明をする等、実務教育を戸惑いなく履修できるようにするための履修指導を行っている。

(b) クラス編成及びクラス担任制・指導教員制・副担任制

2年次（以降）は2年コースの学生と3年コースの学生の混成クラス（A・Bの2クラス）編成となるが、ここでも、クラス担任制・指導教員制をとって懇談会や個別の履修

指導を行い、学生の目標とする法曹となるためには多様な履修メニューの中からどのような科目を履修すべきかについて指導・相談・助言を行っている。また、理論教育と実務教育との架橋を図るという観点から、2年次の各クラスには実務家教員を副担任として配置している。

#### (c) 情報ガイダンス

法曹実務において不可欠な法律情報の検索・収集、法律文書の作成の基本的知識を修得させるために、2年コースの学生に対しても、入学時に行われる情報ガイダンスへの参加を義務付けているほか、2年次前期配当法律基本科目については、その第1回講義時等において、当該科目の学修に必要な法情報の収集方法等を学生に伝えることにしている。

#### (d) 課題指導員

後述のように、既修者のレベルアップのため、ほとんどの演習科目（法律基本科目のみ）に「課題指導員」（弁護士）が配置されている。

以上のように、法学既修者に対しても、学習支援として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われている【解釈指針7-1-1-1】。

(2) 在学者に対する履修指導 本法科大学院では、入学者だけでなく、在学者に対しても、毎年度当初に学年別ガイダンスを、また、毎年度当初および終了時にクラス懇談会を実施して、その都度、本法科大学院の理念・目的を確認しながら、学年進行に伴う履修指導を行っている。

## 2. オフィスアワー

授業科目の担当教員は、オフィスアワーを設置しており、その日時、面談の予約の方法等については、年度始めに学生に学生便覧によって周知している〈添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」39頁、97頁参照〉。なお、法学未修者の学修支援を重要な目的の1つとして、1年次配当法律基本科目（必修）担当教員については、原則として講義日の夕方時間帯にオフィスアワーを設定している。

以上のように、オフィスアワーが設けられ、これが有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、面談の予約の方法等が周知されている【解釈指針7-1-1-3】。

このほか、教育課程上の成果を実現する上で、特に改善を求めたい事項や苦情がある場合、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるように、法科大学院の複数の専任教員から構成されるアカデミック・カウンセラー委員会が設置されている。学生は、カウンセラーと直接コンタクトを採ることができるほか、アカデミック・カウンセ

ラー委員会宛のメールによって苦情・改善を要望する事項を連絡することができる（匿名でも可）。申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ばないように配慮されている。そして、これらのことは、学生便覧において学生に周知されている（下記資料1参照）。

#### 資料1 学修に関する注意事項

##### 11 アカデミック・カウンセラー

法科大学院における学修全般については、原則として、指導教員が相談者となり、必要な助言を行うが、特に制度上改善を求めたい事項や苦情がある場合については、アカデミック・カウンセラーが対応する。カウンセラーは、法科大学院の複数の専任教員が担当する。

申し出をする学生は、カウンセラーを直接訪ねるかメール（nlsac@law.nagoya-u.ac.jp）によって連絡することができる。匿名でも差し支えない。

申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ぶことは一切無い。

（出典：「2018年度学生便覧」38頁）

### 3. 弁護士チューター制度・TA制度

前述のように2016年度まで、3年コースの1年生の学習を支援するために、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士が憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野について弁護士チューターとして活動してきた（週1回90分）（下記資料2-1参照）。具体的には、弁護士チューターが、任意で参加する学生に対してゼミを開き、特定の法分野において最低限必要な基本的な事項の理解を確認するとともに、授業で分からなかった点や勉強方法についても相談に応じるというもので、弁護士チューターは、年度初めに、当該法分野にかかる1年次配当法律基本科目の担当教員と意見交換を行うものの、上記のゼミで使用する教材や取り上げる判例は弁護士チューターの判断で選択するというものであった。2017年度からは、こうした形での支援に代えて、1年次に配当される正式な講義科目（法律基本科目（選択））として、研究者教員がコーディネーターを務め、弁護士が担当する「実定法基礎Ⅰ」及び「実定法基礎Ⅱ」（各2単位）が開講されることとなった。

また、「実定法基礎」（2016年度まで）、多くの演習科目（法律基本科目のみ）、さらには、2015年度カリキュラムまで最終学年に配置されていた「総合問題研究」（公法・民事法・刑事法の3科目）についても、愛知県弁護士会に所属する弁護士が「課題指導員」として（科目によっては実務の観点から問題の作成を支援するとともに）講義への参加、課題の添削活動にも協力してきた（下記資料2-2参照）。さらに、愛知県弁護士会の弁護士は、「民事実務基礎」・「刑事実務基礎（特にそのうちの模擬裁判における証人役・被告人役）」で講義に参加し、文書添削（や実技指導）などの方法によって学修活動を支

援している。そして、これらの形態の支援活動は、2017年度以降も継続されているところ、「総合問題研究」科目にかかる支援は2016年度カリキュラムからは「総合問題演習」科目にかかる支援の形で引き継がれ、「実定法基礎」にかかる支援は、2017年度からは、「実定法基礎Ⅰ」・「実定法基礎Ⅱ」について、研究者教員のコーディネートの下、科目を担当することにより支援するという形で引き継がれている。

資料2-1

年／分野	憲法	行政法	民法	商法	刑法
2013年度	仲松大樹	安藤達也 加藤睦雄	樺木良一	川口直也	盛田裕文
2014年度	仲松大樹	安積孝師	樺木良一	川口直也	盛田裕文
2015年度	仲松大樹	安積孝師	樺木良一	川口直也	盛田裕文
2016年度	仲松大樹	安積孝師	樺木良一	川口直也	盛田裕文

資料2-2

科目	2013年度 課題指導員	2014年度 課題指導員	2015年度 課題指導員	2016年度 課題指導員	2017年度 課題指導員	2018年度 課題指導員
実定法基礎	仲松大樹 樺木良一 盛田裕文					
憲法演習	見田村勇磨	見田村勇磨	見田村勇磨			
行政法演習Ⅰ	小島智史	馬場陽	馬場陽	馬場陽		
行政法演習Ⅱ	金岡繁裕 宇佐美芳樹	森弘典 大坂恭子 宇佐美芳樹	森弘典 大坂恭子 宇佐美芳樹	森弘典 大坂恭子 宇佐美芳樹	森弘典 大坂恭子	
民法演習Ⅰ・Ⅱ	中根雄志 上杉謙二郎 伊東正晴 寺島隆宏 西脇健人 有田弘信	上杉謙二郎 寺島隆宏 西脇健人 有田弘信 玉垣正一郎 渡邊海太	上杉謙二郎 横地明美 渡邊海太 青木有加 服部真也	上杉謙二郎 横地明美 渡邊海太 青木有加 服部真也	上杉謙二郎 服部真也 横地明美	上杉謙二郎 服部真也
刑法演習Ⅰ・Ⅱ	盛田裕文	小島寛司	小島寛司	小島寛司	小島寛司	大口悠輔 盛田裕文
商法演習Ⅰ・Ⅱ	西脇正訓	山口裕允	山口裕允	山口裕允	山口裕允	山口裕允

総合問題研究 (公法)	藤川誠二 中山弦 伊藤麻衣子 森弘典 馬場陽 山本晋也 吉浦勝正	藤川誠二 濱寫将周 伊藤麻衣子 森弘典 堀江哲史 小林哲也 吉浦勝正	藤川誠二 見田村勇磨 小島寛司 堀江哲史	藤川誠二 見田村勇磨 小島寛司 堀江哲史	藤川誠二 見田村勇磨 小島寛司 濱寫将周 新海聡	
総合問題演習 (公法)					藤川誠二 見田村勇磨 小島寛司 濱寫将周 新海聡	藤川誠二 見田村勇磨 濱寫将周 新海聡 森弘典
総合問題研究 (民事法) I・II	恒川直久 稲垣遼 上松健太郎 日比野穂高	恒川直久 稲垣遼 上松健太郎 日比野穂高	伊東正晴 寺島隆宏 稲垣遼 日比野穂高	伊東正晴 寺島隆宏 稲垣遼 日比野穂高		
総合問題研究 (民事法) I					伊東正晴 寺島隆宏 稲垣遼 日比野穂高	
比較民事法総合/ 総合問題研究 (民事法) II					稲垣遼 日比野穂高	
総合問題演習 (民事法)					伊東正晴 寺島隆宏 稲垣遼 日比野穂高	伊東正晴 寺島隆宏 稲垣遼 日比野穂高
総合問題研究 (刑事法)	大瀧保 鈴木哲郎 藤田靖人 後藤淳 鳥居佑樹 鴨下沙登子	大瀧保 井上健人 小森大輔 後藤淳 鳥居佑樹 鴨下沙登子	大瀧保 井上健人 小森大輔 後藤淳 青山玲弓 小島寛司	大瀧保 兼村知孝 小森大輔 後藤淳 青山玲弓 小島寛司	大瀧保 兼村知孝 後藤淳 小島寛司 長尾美穂 渡辺龍一	

総合問題演習 (刑事法)					大瀧保 兼村知孝 後藤淳 小島寛司 長尾美穂 渡辺龍一	大瀧保 兼村知孝 後藤淳 長尾美穂 渡辺龍一 石橋侑三 大石安敏
-----------------	--	--	--	--	--	--

その他、本学大学院法学研究科の研究者養成コースに在籍する院生がティーチング・アシスタント（TA）として学習支援にあたっている科目も少なくない。

以上のように、本法科大学院では、学習支援の体制として、チューター、ティーチング・アシスタント等の教育補助者による学習支援体制を整備している【解釈指針7-1-1-4】

なお、1年次の弁護士チューターは講義を担当する者であり、課題指導員も学生からの質問に答えたり、法律答案作成の方法についての一般的な指導を行っており、受験技術の指導に偏ったことはなされていない【解釈指針7-1-1-5】。

#### 4. ITツールの整備

本法科大学院において特筆すべき点は、設置の目的がITに強い法曹を養成することにあることに相応して、ITツールを用いた教育・学習支援環境が高度に整備されている点である。その他自習室、図書、法廷教室等においても、ITツールの整備が図られている。

本法科大学院では、設置準備以前より、学術創成科研費研究をはじめとして、ネットワーク利用の法学教育のIT化に努めてきた。法学部においても、法情報学関連の講義数は多く、法学教育のIT化に関しては、先進的であり、法科大学院設置時においても、さらなるIT化のための土壌としては十分であった。また、本学情報連携基盤センターとの協力体制も、名古屋大学の他学部に比べて着実に確立されており、無線LAN環境のインフラ整備については、他の部局で整備している環境と比べると、一般に、機能性・安定度・セキュリティ等の点で優れた環境を提供できている。

このような背景のもと、法科大学院では、法学研究科において元々研究されていた、シラバスを基点としたネット上のITプラットフォームを中心に、利用の実績や改良を重ねてきた投票システム、択一問題システム、およびSTICS(実習撮影映像をネット上に置き、相互に映像にコメント付加ができるシステム)などの既存システムをベースにしたITツールの本格的導入に向けた拡張・改良を重ね、法科大学院開校以降、現在のITツールを実際に運用するに至っている。

また、このように、ITツールを多用することから、学生に対しても入学時にこれらについてのガイダンスを行うとともに、動作環境に適したパソコンの購入を求めている。

そして、入学手続きの直後に、基盤ITツールについての導入教育を行い、学生が入学後直ちにそれらを利用することができるよう便宜を図るなど、IT操作環境に慣れること、そして、それを実際に予習や復習に役立てることに貢献している。本法科大学院で導入しているITツールに関して、以下、(1)から(4)において個別に記していく。

#### (1) Canvas (シラバスシステム)

2015年までは、本法科大学院が独自に開発したNLSシラバスシステムを利用していた。同システムは、シラバス中心に講義で利用する汎用ツールをまとめた、講義のためのウェブ上のプラットフォームである。しかし、サポート会社の廃業により、同システムの維持が困難となったことから、2016年よりCanvasはInstructure社（2008年創業）により開発されたLMSである。アンチBlackboard製品として生まれたCanvasは、SaaS（オンラインサービス型）として提供されるが、Instructure社による技術サポートが不要であればオープンソース版をダウンロードして利用可能である。創業者であるJosh Coatesが教えていた大学の学生が、複雑なBlackboardよりも使い易いLMSを構想し、Canvasが誕生する。Canvasの特徴としては、下記が挙げられる。

- ① 商用ソフトウェアでありながら、オープンソース製品として無償配布（本法科大学院では無償版を利用）
- ② 簡単に使えるeラーニングシステムを目指すという Instructure社のポリシーに従い開発が進められているため複雑なシステムとならず、また、開発責任の所在が明確であるため、設計方針決定や品質管理、開発持続性において高い一貫性を期待できる。その一方で、オープンソース開発コミュニティとの協調により、システム設計や実装コードへの具体的な改善提案や品質向上へのアドバイスを汲みあげることができている。（実際、これにより当初存在した日本語環境での利用における各種の問題が解消された。）
- ③ Canvasはリッチコンテンツエディタ、カレンダー、オンラインテスト、グループ、レポート（成績）、宿題提出などの機能を利用して、eラーニングサービスを運用できる。ユーザビリティ（操作性）とアーキテクチャ（システム仕様）に優位性があり、例えばGoogle DocsやGoogle Calendar、Facebook、Twitterといった外部のWebサービスとの連携が可能であり、講師と受講生がスムーズにやりとりできる仕様になっている。

本法科大学院が利用しているCanvasの機能を以下に示す。

#### (a) アナウンス機能

受講生に向けてコースに関連するトピックや補足情報を配信する機能。LMSシステ

ムの画面上だけでなく、受講生のeメールアドレスや、ブログリーダー（RSSフィード形式）、Facebook等の外部ソーシャルメディアの個人ページに対しても情報を配信することも可能。また、配信したお知らせに対して受講生から個別に返信を受け付けることができる。

#### （b）課題

コースに関連して、様々なメディア（各種ドキュメント、画像、動画、音声、外部ソーシャルサイトのコンテンツ等）を利用して受講生に課題を与えることができる。各課題の提出期限だけでなく得点も設定可能である。課題の形態は一般的なオンライン提出型、グループ・ディスカッション型、小テスト型の他に、外部のオンライン教育サービス連携型も構成できる。各課題はシラバスや成績表、個人向けダッシュボード画面にも表示されるため容易に参照・画面遷移できる（練習促進のために必要な、成績評価に影響を与えないタイプの課題を与えることもできる）。提出物は各種ファイル形式のアップロードだけでなく、音声・動画収録やGoogle Docsによる提出と共有もできる。各課題には個別受講生指名や自動指名によるピアレビューを設定することができる。

#### （c）ディスカッション機能

スレッド形式電子掲示板スタイルのディスカッション機能が用意されている。コースに関連付けられており、同一グループ内の受講生や講師が簡単に討議を始めることができる。

#### （d）成績機能

コースに所属する全受講生の成績表を一覧したり、各受講生に対して課題別に評点を入力したりすることができる。事前に設定した採点評価基準に従い自動的に成績評価が行われます。成績評価は過去に遡って履歴を閲覧することもできる。

#### （e）メンバー機能

コースに参加する講師、受講者など様々な役割のユーザを一覧したり、追加、削除することができる。各ユーザのシステム利用時間、最終ログイン日時や、コースへの招待受諾状況を確認することもできる。

#### （f）ページ機能

課題やクイズ等の機能を持たない資料や複数の課題で共有する資料を作成することができる。様々なメディア（各種ドキュメント、画像、動画、音声、外部ソーシャルサイトのコンテンツ等）を利用することが可能である。



(g) 要綱機能

講義を概説する。設定によって認証せずに誰でもアクセスできるようにすることができる。本法科大学院では、シラバスの掲載に「要綱」機能を利用するルールになっている。掲載すべき内容は、講義基本情報（担当教員、科目種別、開講時期、対象年次、開講時限、単位数、必須の有無、教室）、講義概要、到達目標、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、履修条件、注意事項および、15回分の講義計画である。これらの内容を本法科大学院共通のフォーマットで公開するルールになっている。

:(9300025)商法演習 I

## 講義基本情報

教員:	小林 量
その他の教員:	
科目種別:	法律基本 民事系
開講時期:	春学期
対象年次:	2年(2年コース1年)
開講時限:	金1
単位数:	2
必修の有無:	必修
教室:	—

講義概要	本演習では、企業の組織に関する法規制を対象とする。 本演習では、事例を予め示し、その事例においてどのような問題があるか、その解決にはどのようにすべきかを予習させ、授業においてディベートを通じて必要な知識の確認と事例へのあてはめ方法を批判的・創造的に検討し、妥当な問題処理の方法を検討する。
到達目標	a本学で定めた商法の到達目標(商法の到達目標のページ参照)への到達を目標とする。 b実務上の問題解決に必要な判例・学説の考え方と、そのような結論が導き出される理由を理解できる。 c具体的な事例について、問題点を発見し、法規を適用して解決を示すことができる。 d関係者の多様な利害状況を理解できる。
教科書	教材を配布する。
参考書・参考資料	森本滋編『商法総則講義[第3版]』(成文堂・2007年) 江頭憲治郎『株式会社法[第6版]』(有斐閣・2015年) 森本滋編『商行為法講義[第3版]』(成文堂・2009年) 江頭憲治郎・山下友信編『商法総則・商行為判例百選[第5版]』(有斐閣・2008年) 江頭憲治郎・岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編『会社法判例百選[第3版]』(有斐閣・2011年)
成績評価方法	(1)平常点(演習で用いる事例についての解答案、発言等) (2)小テスト (3)学期末試験点 を総合して評価する。 その際(1)は20%, (2)は20%, (3)は60%を占める。 到達目標a, b—発言, 小テスト 到達目標c—事例の解答案, 学期末試験 到達目標d—事例の解答案, 学期末試験

## (h) Speed Grader機能

提出された課題をプレビュー表示し採点やフィードバックができる。受講生のリストが表示され、採点済み、未採点、未提出が確認できる。

## (i) ファイル機能

LMSの各機能(課題、差し込みコンテンツ、各種説明ページ)で参照されるファイル(シラバスやコース・コンテンツ等)をアップロードして集中管理する仕組みである。個人的なファイル、コース単位で共有するファイル、ユーザグループ単位で共有されるファイルの3種類に完全に分けて管理する仕組みが提供されている。

2016年度

- ホーム
- アナウンス
- 課題
- ディスカッション
- 成績
- メンバー
- ページ
- ファイル**
- 要綱
- 成果
- クイズ
- モジュール
- 設定

2017入学前事前学習(既修) > ファイル

ファイルの検索   0件のアイテムが選択されました

名前	作成日	変更日	変更者	サイズ
05-1_2017憲法(既修).doc	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	31 KB
05-2_行政法演習I(既修).docx	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	20 KB
05-3_2017民法(既修).docx	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	13 KB
05-4_2017商法演習I(既修)...	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	14 KB
05-5_2017民事訴訟法I(既...	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	17 KB
05-6_2017刑法(既修).doc	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	35 KB
05-7_刑事訴訟法(既修).doc	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	38 KB
2017事前学習(既修).pdf	2016 12月 19日	2016 12月 19日	富崎おり江	299 KB
CANVAS(学生用)の利用方法...	2017 2月 13日	2017 2月 13日	富崎おり江	799 KB
unfiled	2017 1月 12日			-

524.3 MB 中の 0% を使用 すべてのファイル

## (2) 無線LAN環境

本法科大学院で導入している無線LANの特徴は、ユーザごとの認証を行ってから利用を開始する点である。利用開始のインターフェースには特別なソフトのインストールを必要とせず、ポピュラーなWebブラウザ(Internet Explorer(IE)、Safari、GoogleChrome、Firefox)でいずれかのサイトへ接続を試みるだけで、自動的にログイン画面に切り替わり、認証を済ませた後に、インターネットの利用が可能となる。ホテルなどに設置されているインターフェースと同一の手順であり、本法科大学院の学生や教職員ならば、誰でも利用可能である。このシステムは管理を本学の情報連携基盤センターが行っており、ユーザログイン情報のログなども残るため、従来の無線LANが持つセキュリティ面の危うさや、曖昧になりがちな管理を排除し、頑健なシステムとして提供されている。実際、ウィルスの検出とその対応などには非常に有効に機能している。

法科大学院の授業に使用される教室および自習室には、全室について無線LANの設備が設置され、学生は無線LAN対応のノートパソコンを持ち運ぶことによって、いつでも、どこでもインターネットから必要な情報を取得することができる環境が整っている。今後、判例情報を含む多くの法情報がインターネット経由で提供されることが益々増加することが予想されるが、学生にはそれらの環境にいち早く適応し、十二分に新たな情報リソースを利用できる環境が提供されているといえる。また、講義室にはすべてプロジェクター、DVD/ビデオ再生装置が設置され、多様なプレゼンテーション形態に対応した講義が可能になっている。教員はこれら教育支援ツールを用いることによって、より効果的な授業を

行うことができ、今後法曹実務においても多用されることが予想されるプレゼンテーションツールにいち早く精通することが可能となっている。

なお、2011年度末に法学部棟3階及び4階に2台ずつ無線LANアクセスポイントが設置されたことにより、無線LAN環境はさらに充実したものとなった（これにより、教員研究室・コモンスペース等において教員に質問等をする際にも、学生が個人のパソコンを用いて名古屋大学無線LANネットワーク経由でインターネットにアクセスし、シラバスシステムや判例データベースを利用できるようになった）。

### （3）STICS

STICS(Stream Indexing and Commenting System)は、模擬法廷やロイヤリングなどの実習形式の授業の際に、DRSやビデオカメラで撮影したロールプレイの映像等を専用のサーバに登録し、それをインターネット経由で配信するシステムで、本法科大学院を主幹校として複数の大学が共同で行った法科大学院形成支援プロジェクトに基づき開発されたものである。

また、このシステムは、教員や専門家、あるいは学生同士、本人の質問などをスレッド形式の掲示板として提供して、これを映像と連動させたシステムでもある。さらに、閲覧中の映像の任意の場面にコメントを付与することも可能である。配信される映像は、事前に一定時間毎のシーンに区切られており、コメントはそれぞれのシーンに対して付与される。また付与されたコメントを一覧表で表示することも可能である。コメントを付与した人物による抽出のほか、コメントが付されたシーンのサムネイルをクリックすることで、該当場面から再生を始めることも可能である。

STICSは、実務技能を場面として映像で収録したものをインターネット上で公開・共有できる点が最大の特徴である。場所を問わず利用できるため、学外の専門家からコメントを受けたり、自宅で自分のパフォーマンスを振り返ったりすることが可能となる。また、ランダム・アクセスが可能のため、必要な場面をすぐに再生できる他、授業者が事前にシーンにコメントを付与しておくことで、当該場面の意義を学生に伝達しておいたり、コメントへの返信を通してオンラインで双方向的にやりとりを行ったりすることができる。

典型的な利用方法は次の通りである。まず、実習を行い録画する。これをサーバにアップロードする。学生は、構内あるいは自宅などから、Webブラウザを使い、インターネットを通じてアクセスし、その映像を見て自らの反省材料にする。これだけでも、客観的に自分を見ることができるので、効果がある。一方、教員は、映像の中で、良い点や悪い点、その他、問題箇所や重要箇所、何らかの説明を加えたい箇所など、学生同様Webを利用してアクセスし、それらの箇所にコメントを付す。学生は、このコメントを読んで、再質問したり、逆に教員からの問いかけに対し、答えたりすることができる。学生相互で意見を付すこともできる。スレッド掲示板なので、関連するコメントへのコメントのような形でツリー状にWeb画面が整理される。このコメントは、各映像のポイントごとに付加され、

映像の進行とともにそれに応じて自動的に変化していき、コメントを読み書きしたい箇所などで停止させて用いる。停止画面情報とコメントの一部がセットとなって一覧表示できるので、従来インデックス化が難しかった非言語的コミュニケーションである映像のインデックスとしても有効である。見たいところを意味的な補助情報付きで探すことができるからである。さらにこのシステムは直接関わった学生と教員だけでなく、広く専門家や他大学の教員、学生からもコメントを得ることや紹介することができるので、実技教育が客観化されることにもなる。

現在では、これらの映像データについては、ロイヤリング等の学習教材も含めて、複数の法科大学院間で共有し、開発・蓄積・利用を共同で進めるPSIMコンソーシアムが設立されており、本法科大学院はその主幹校となっている。

#### (4) 「お助け君ノート」「DRS」

以上に加え、本法科大学院独自のプロジェクトに基づき開発された固有の学習支援システムとして、「お助け君ノート」、DRSがある。このうち、「お助け君ノート」は、主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録するものである。授業後に自習室に帰ってパソコンをLANに接続した時に、不明箇所の録画を再生することができ、復習を効率的かつ正確に行うことが可能となっている。特に法学未修者にとっては強力な学習支援ツールとなっている。

また、高度な実務技能教育の支援ツールとして、民事、刑事、円卓の各模擬法廷にはDRS (Digital Recording Studio) と呼ばれる収録システムが開発・設置されている。法科大学院において新たに導入された実務技能教育に関しては、単に言葉による情報伝達を行うのみではなく、ロールプレイ、シミュレーションといった体験型学習が必要である。DRSはそれらパフォーマンスを正確に記録し、容易に再生することを可能とするものであり、的確な評価に基づくよりよいフィードバックを可能とするものである。具体的には、教室内には複数台のカメラが設置されており、それらを用いて撮影を行う。4方向からのカメラにより、裁判官席、被告(弁護人)席、原告(検察官)席、証人席の映像をそれぞれ独立して撮影できる。ここでは、天井に設置された複数のカメラが自動的に話者をとらえ切り替わるといった先進のシステムが導入されている。これにより、先の4つの映像に加え、各席に設置されたマイクの音声に合わせて自動的に切り替えを行い、発言のあった席を中心に収録した映像を撮影することも可能である。

映像は専用のハードディスクにMPEG2形式で保存され、収録直後から記録された全ての映像を、演習の直後に見直すことができるため、即時のフィードバックが可能であり、また、民事および刑事模擬法廷のDRSでは、映像の収録中に複数のインデックスを付すことができるため、収録後に振り返りを行う際には、そのインデックスを用いて該当場面を容易に検索し、提示することも可能である。なお、2005年以降

の継続的なシステム改良の取り組みにより、現在では、発言内容を自動で文字（逐語）化し記録するシステムも搭載されている。このシステムにより、発話をもとにした場面の検索が可能になり、必要箇所の再生に要する時間が短縮されることとなった。

なお、上記二つの記録システム（「お助けくんノート」、DRS）は、学生の学習支援ツールであると同時に、教員にとってはFD支援ツールにもなる。自らの授業内容を後日振り返り、分析、反省することによって、より効果的な教育のあり方を追求する手段としても用いることが可能となっている。

#### （５）「学ぶ君」 「教材ライブラリー」

法科大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」プロジェクトにより、本法科大学院独自のシステムとして開発され、2006年5月から運用が開始された「学ぶ君」システム（Web上で実施可能な択一問題システムであり、学生の法的知識に関する理解度データを教員・学生双方に提供しているもの）を2016年3月まで活用した。しかし、同システムはNLSシラバスシステムと連動したものであったことから、NLSシラバスからCanvasシステムへの移行により、先の時点で運用を停止した。この「学ぶ君」の後継として、現在はTKC社が提供する教材ライブラリーを利用している。

①基礎力確認テスト—TKC全国実力確認テスト（短答式）の過去問題から正誤問題の形式に編集し、コア・カリキュラム体系別に収録されている。コア・カリキュラムの分野ごとに選択できるため、弱点分野の集中的な演習に役立てることができる。

1

憲法		行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
1	2	分野	行総数	選択状況	正答率		
1	2	憲法総論	04問/127問(06.1%)		41.7%		
2	2	1-1 憲法の概念及び立憲主義	43問/437問(10.0%)		49.5%		
3	2	1-1-1 憲法の成文	11問/127問(8.7%)		54.5%		
4	2	1-1-2 憲法の効力	27問/127問(21.3%)		50.0%		
5	2	1-1-3 憲法の改正	57問/127問(44.9%)		60.0%		
6	2	1-2 権利主義及び行政法曹の任務	10問/127問(7.9%)		0.0%		
7	2	1-3 国家主権と主権在民	14問/127問(11.0%)		64.3%		
8	2	1-3-1 国家主権	27問/127問(21.3%)		33.3%		
9	2	1-3-2 天皇制	27問/127問(21.3%)		87.5%		
10	2	第2章 統治機構	122問/386問(31.6%)		44.3%		
11	2	2-1 国会	30問/127問(23.6%)		22.2%		
12	2	2-2 内閣	10問/127問(7.9%)		20.0%		
13	2	2-3 司法	30問/127問(23.6%)		70.0%		
14	2	2-3-1 司法権と裁判官	15問/127問(11.8%)		40.0%		
15	2	2-3-2 裁判官の身分と職務	15問/127問(11.8%)		80.0%		
16	2	2-4 裁判	51問/127問(40.2%)		51.0%		
17	2	2-5 憲法訴訟	27問/127問(21.3%)		80.0%		
18	2	第3章 基本的人権の保障	216問/536問(40.3%)		49.1%		
19	2	3-1 基本的人権の概念	175問/436問(40.1%)		0.0%		
20	2	3-2 基本的人権の保障方法	27問/127問(21.3%)		0.0%		
21	2	3-3 基本的人権の制限	57問/127問(44.9%)		20.0%		
22	2	3-3-1 憲法上の権利に対する基本的人権の制限	175問/436問(40.1%)		0.0%		
23	2	3-3-2 憲法上の権利に対する実質的人権の保障	47問/127問(36.9%)		25.0%		



3

憲法		行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
第1章 憲法総論 > 1-1 憲法の概念及び立憲主義(43問)							
行	クイレ/行総	教科	前問	前々問	種類	選択	
1	法の支配	×	×	○	演習	<input type="checkbox"/>	
2	法の支配	○	○	×	演習	<input type="checkbox"/>	
3	法の支配	○	○		演習	<input type="checkbox"/>	
4	憲法の概念	×	×	×	演習	<input type="checkbox"/>	
5	憲法の概念	○	×		演習	<input type="checkbox"/>	
6	憲法の概念	×	○		演習	<input type="checkbox"/>	
7	憲法の意味	×	×		演習	<input type="checkbox"/>	
8	憲法の意味	○	×		演習	<input type="checkbox"/>	

②短答式過去問題演習トレーニング—司法試験の短答式過去問題が収録されている。短答式試験本番を想定した実力確認や短答式試験過去問分析が可能である。

1

法曹式過去問題演習セミナー > 問題一覧

憲法 行政法 民法 商法 民事訴訟法 刑法 刑事訴訟法

絞り込み 実施年: 平成24年 最新の演習結果: すべて

選択した問題を 演習

行	実施年	問	タイトル/問題	最新	前回	前々回	問題	選択			
1	平成24年	第1問	幸福追求権 幸福追求権の内容については、「公共の福...」 [本文表示]	×	2013/12/24	×	2013/12/24	×	2	演習	<input type="checkbox"/>
2	平成24年	第2問	政教分離 いわゆる砂川政教分離(空知法科大学)訴訟...」 [本文表示]	×	2013/12/24	×	2013/12/24	○	2013/12/24	演習	<input type="checkbox"/>
3	平成24年	第3問	表現の自由と裁判所の事前差止め 出版物の頒布等の侵害等による事前差止め...」 [本文表示]	×	2013/12/24	×	2013/12/24	×	2013/12/24	演習	<input type="checkbox"/>
4	平成24年	第4問	取材の自由 取材の自由に関する次のアからイまでの各...」 [本文表示]	×	2013/12/24	×	2013/12/24			演習	<input type="checkbox"/>
5	平成24年	第5問	職業選択の自由 職業の自由に関する次のアからイまでの各...」 [本文表示]							演習	<input type="checkbox"/>
6	平成24年	第6問	居住・移転の自由 居住・移転の自由に関する次のアからイま...」 [本文表示]	×	2013/12/20					演習	<input type="checkbox"/>
7	平成24年	第7問	財産権 森林法共有林分割調停事件判決(最高裁...」 [本文表示]	×	2014/01/20	×	2014/01/16			演習	<input type="checkbox"/>
8	平成24年	第8問	生存権 次の見解は、憲法第25条の第1項と第2...」 [本文表示]	○	2013/12/28					演習	<input type="checkbox"/>
9	平成24年	第9問	被告人の権利 被告人の権利に関する次のアからイま...」 [本文表示]	×	2014/01/20	×	2014/01/16			演習	<input type="checkbox"/>

③論文演習セミナー—オリジナル論文問題及び司法試験論文式過去問題が収録されている。解説や解答例に加え、出題趣旨や採点実感、関連判例などへリンクされており、関連情報を一元管理することで試験前のチェックに役立てることができる。

論文演習セミナー

判例演習

司法試験過去問題演習

閉じる

<ご利用にあたって>  
「判例演習」は、法的分析力、思考力、および法的情報収集力等の構成力を自ら養うことを目的としています。そのため、複数解答は収録していません。疑問にリンクされている判例・情報等を参考にし、解答を導き出してください。

制作：TMC法曹養成研究会

1

<演習問題一覧>

科目の選択	全ての科目	憲法	行政法	民法(総論)	民法(債権法)	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法		
行	科	演習問題の概要							自己評価	評価日	演習ノート
1	憲	特別の法律関係における基本的人権の制約 国家公務員の政治的行為の禁止と表現の自由									
2	憲法	違憲審査と憲法訴訟 集会規制と公営放送番組の可否									
3	憲法	司法権と裁判所 在外日本国民の最高裁判所裁判官国民審査権									
4	憲法	請願権 請願書の署名欄に基づく戸別訪問権限と情報権									
5	憲法	表現の自由 インターネットの個人利用者による名誉毀損の損害賠償と表現の自由									
6	憲法	法の下での平等 無投票区画小選挙区における一人別投票方式と一票の格差									
7	憲法	信託の自由及び政教分離 神社の宗教団体の委員会に市長が出席し、祝辞を述べた行為の合憲性									
8	憲法	信託の自由及び政教分離 道路の壁に設置する看板の設置及び、国の合憲性行為の合憲性									
9	憲法	法の下での平等 非難出子相対的差別の合憲性									
10	憲法	職業選択の自由 こみステーションで古紙を収集することを禁止する条例の合憲性									
11	憲法	法の下での平等 障害者福祉の向上を目的とする男女格差の合憲性									

[全21項目]

論文演習セミナー

判例演習(全ての科目) >> 演習問題

閉じる

<演習問題>

問題の印刷

演習ノートの作成

次問題へ

科目	憲法
分野	特別の法律関係における基本的人権の制約
タイトル	国家公務員の政治的行為の禁止と表現の自由
3	<p>国家公務員法102条1項は、一般職の国家公務員に対して、「政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為(以下「政治的行為」と称する)をすることのほか、「人事院規則で定める政治的行為」を禁止しており、この委任を受けて人事院規則4-7が禁止される「政治的行為」を広範囲に定めている。こうした政治的行為の禁止の違反に対しては3年以下の懲役または10万円以下の罰金科される(国家公務員法110条1項18号)。</p> <p>Yは、社会保険庁(当時)A社会保険事務所の年金審査官であり、いわゆる窓口業務として年金相談にあっていたが、勤務のない休日に、私邸で外見上公務員であることがわからないような態様で、勤務地から離れた自宅付近の集合住宅等の郵便受けに政党活動誌等を3回こわたり投函した。このYの政党関係経緯の戸別訪問は職場の人間関係を利用することもなく、また、組合活動とも無関係に単独でなされたものであった。しかし、Yは、人事院規則4-7が指定する「政治的行為」である特定の政党その他の政治的団体を支持……する」という「政治的目的を有する署名又は署名名の文書……を……配布……すること」(57第3号・6項13号)および「政党その他の政治的団体の機関誌たる新聞その他の刊行物を……配布……すること」(6項7号)を行ったとして、国家公務員法110条1項18号に基づき起訴された。</p> <p>問1 国家公務員の政治的行為を禁止し処罰する国家公務員法102条1項・110条1項18号、人事院規則4-7は、表現の自由を保障する憲法21条1項に違反しないか。</p> <p>問2 Yの政治活動が行政の中立的な運営を損なっておらず、また、行政の中立的な運営に対する国民の信頼をそれほど損なうとも思われないうちにもかかわらず、Yに対して国家公務員法110条1項18号を適用して処罰することは、憲法21条1項に違反しないか。</p>

④判例学習ドリル—判例百選・重要判例解説に掲載された判例を一覧化した学習ツールである。司法試験で問われる可能性の高い判例を網羅的に収録しており、各判例の評釈の閲覧や関連問題の演習も可能である。

判例学習ドリル

マイフォルダ (登録判例数: 3 件)

憲法 行政法 民法 商法 民事訴訟法 刑法 刑事訴訟法

分野: 全分野 疑問回数: すべて ノート:  ノート有り  ノート無し 対象判例数: 295件 絞り込み解除

マイフォルダへ登録 ※マイフォルダへ登録する判例を選択してください。 並び替え: 掲載番号順

選択	判例タイトル	閲覧回数	判例掲載誌	評釈掲載誌	司法試験(短)	最終閲覧日	ノート
<input type="checkbox"/>	外国人の経済活動の自由——マクドーン事件 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-1事件	144	7	35	9	2016/02/10	登録
<input type="checkbox"/>	外国人の出入国及び移住——裁判手帳17号事件 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-2事件	27	2	4	1	2015/12/10	閲覧-編集
<input type="checkbox"/>	指紋押捺制度の合憲性 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-3事件	11	6	10	1	2015/12/10	登録
<input type="checkbox"/>	外国人の地方参政権 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-4事件	7	7	18	2	2015/02/27	登録
<input type="checkbox"/>	外国人の公務就任権 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-5事件	4	8	33	2	2015/02/26	登録
<input type="checkbox"/>	外国人の社会保険——振興助款 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-6事件	6	7	14	3	2015/08/11	登録
<input type="checkbox"/>	国籍取得の合憲性——台湾住民元日本兵科別隊員の帰化申請決定事件 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-7事件	4	5	11	0	2016/01/18	登録
<input type="checkbox"/>	被疑保護——韓国大統領選挙権請求事件 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-8事件	2	5	8	0	2014/11/11	登録
<input type="checkbox"/>	法人の人権享有主体性——八幡製鉄事件 憲法   基本的人権-総論   憲法判例百選 [第6版]-9事件	5	8	53	3	2015/06/11	登録

これにより、学生自身は自己の理解度、弱点を認識することが可能となり、また、教員は、学生全体の弱点を把握し、記憶型の基本的知識の説明時間を短縮することができ、効率的・効果的な授業を展開することができる。

基礎力確認テスト 利用状況確認 (月別)

<期間: 2016/4/1 ~ 2017/3/31 >

行	年月	演習数	延べ解答数
1	2017年3月	14	210
2	2017年2月	6	75
3	2017年1月	395	476
4	2016年12月	42	373
5	2016年11月	64	825
6	2016年10月	128	1,560
7	2016年9月	291	2,169
8	2016年8月	147	1,446
9	2016年7月	282	3,103
10	2016年6月	116	1,123
11	2016年5月	90	691
12	2016年4月	136	1,294
13	合計	1,711	13,345

## 短答式過去問題演習トレーニング 利用状況確認 (月別)

<期間:2016/4/1~2017/3/31>

行	年月	演習数	延べ解答数
1	2017年3月	49	493
2	2017年2月	99	321
3	2017年1月	129	371
4	2016年12月	50	263
5	2016年11月	37	184
6	2016年10月	22	169
7	2016年9月	33	156
8	2016年8月	19	155
9	2016年7月	48	218
10	2016年6月	105	470
11	2016年5月	146	532
12	2016年4月	71	350
13	合計	808	3,682

## 判例学習ドリル 利用状況確認判例学習ドリル (月別)

<期間:2016/4/1~2017/3/31>

行	年月	演習数
1	2017年3月	41
2	2017年2月	20
3	2017年1月	1
4	2016年12月	0
5	2016年11月	1
6	2016年10月	9
7	2016年9月	41
8	2016年8月	14
9	2016年7月	17
10	2016年6月	1
11	2016年5月	11
12	2016年4月	23
13	合計	179

(6) テレビ会議システム

上記民事模擬法廷、刑事模擬法廷、円卓模擬法廷の各法廷にはテレビ会議システムが装備されている。これは、2006年の民事訴訟法改正において導入されたテレビ会議システムを用いての証人尋問等の実務指導を可能にするためのものがある。これらのシステムを用いることによって、例えば、円卓模擬法廷にいる証人に対する尋問を民事模擬法廷で行うといったことが可能となっている。また、このテレビ会議システムは、遠隔授業用にも用いることができる。

5. まとめ

以上のように、本法科大学院では教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されている【基準7-1-1】。

## 7-2 生活支援等

## 基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

## 1. 経済的支援

学生に対する経済的支援のための制度としては、まず、「授業料免除」がある。これは、授業料を全額または半額免除するという全学的な制度であるが、本法科大学院においては、対象が法科大学院生であることに鑑み、学業にインセンティブを与えるという目的とともに、社会人入学者については、いわゆる家計基準について、就業時の前年度の収入を基準とすることは妥当でないことから、その選考については、家計基準と学力基準の両方を考慮するという特別な基準を設け、半額を免除している（「2018年度学生便覧」45頁参照）。2013～2017年度における授業料免除状況は下記の資料3の通りであり、毎年30名以上の学生が免除を受けている。なお、2016年度までは、3年コースと2年コースとを別枠としていたが、定員削減等の事情にも鑑み、2016年度より、規程の改正により、3年コースの学生と2年コースの学生の間で（具体的には各コースの1年次の学生の間及び各コースの2年次の学生の間で）免除枠の流用（融通）を認めている。これにより、免除申請者が少ない場合にも比較的多くの申請者に免除を認めることが可能となっている。また、同年度より、選考基準のうちの学力基準の評価指標をより緻密なものにしたことによって、より厳密・的確な選考が可能となっている。

資料3 授業料免除状況

年度	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
	前期	後期								
未修1年	5	5	7	8	3	5	2	2	4	4
既修1年	8	8	9	8	6	8	7	6	2	3
未修2年	8	8	2	4	8	9	6	6	1	1
既修2年	7	7	7	7	11	10	10	10	6	7
未修3年	7	7	9	9	5	5	10	10	4	6
合計	35	35	34	36	33	37	35	34	17	21

他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介としては、まず、日本学生支援機構の奨学金第1種（無利子）、第2種（有利子）があり、それについて、その応募の紹介を行っている。2013年度～2017年度の採用実績（各年度における新規採用者数）は下記

資料4のとおりである。

年度／種別	第1種	第2種	第1種・第2種併用	備考（辞退状況等）
2013	20	0	7	第1種1名辞退 第2種1名辞退
2014	16	0	5	第1種1名辞退
2015	9	0	2	
2016	7	0	0	
2017	7	0	1	

また、本法科大学院は、中部弁護士会連合会・名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）が後援する「NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ」の奨学金の支給対象法科大学院となっており、その応募の紹介も行っており（下記資料5参照）、2012年度入学生2名が本法科大学院から採用され、2018年度についても1名採用されている。

さらに、地方公共団体および民会奨学事業団体が貸与・給付する奨学金の募集があったときは、その都度、その応募の紹介を行うこととしている。

#### 資料5 ちゅうぶ奨学生について

【本法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/idea/fees.html>) から抜粋】

##### ●NPO 法人奨学金（NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生）

名古屋大学法科大学院は、NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ（後援：中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会）の奨学金支給対象法科大学院です。同NPO 法人では、弁護士が不足している地域で、将来弁護士として働く意志のある中部地区の法科大学院生を奨学金というかたちで応援しています。詳しくはNPO 法人のホームページ [http://www.geocities.jp/lawschool\\_sc/index.html](http://www.geocities.jp/lawschool_sc/index.html) をご覧ください。

なお、学生が利用できる教育ローンに関する情報も、本法科大学院のウェブページ (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/idea/fees.html>) 等で提供している。

以上のように、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めている。

## 2. 学生生活に関する支援体制の整備

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談助言体制については、名古屋大学の全学の機関として設置された「保健管理室」、「学生相談総合センター」、および「セクシュアル・ハラスメント相談所」を法科大学院の学生も利用する形で対応している。

保健管理室では、内科医師による健康相談(月から金)と、精神科医による精神健康相談(月・金)を行っており、身体と精神の両面について、学生が容易に相談することができるような体制を整備するよう全学的に努めている。

学生相談総合センターは、学生相談部門、メンタルヘルス部門、就職相談部門からなっている。学生相談部門では、臨床心理学の専門家が、学業・進路・対人関係などの学生生活上の悩みや課題についての相談およびカウンセリングを行い、学生自身で問題解決の糸口を見つけるための援助を行う。メンタルヘルス部門では、精神科医が、不眠・抑うつ・不安などの精神的な悩みの相談に薬物療法も含めて対応し、また、学生の指導にあたる教員および保護者の対応の仕方についても相談に応じている。いずれの生活相談体制も、専門家が配置され、毎日開室されており、学生が講義等の合間に容易に相談に行くことができるような体制を整備するよう全学的に努めている(名古屋大学学生相談総合センターのウェブサイト<http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>参照)。さらに、本法科大学院では、クラス担任も、学習支援の一環として、休学等の生活相談についても助言を行なっている。

名古屋大学は「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」に基づいて、全学的にセクシュアル・ハラスメント等の防止に取り組んでいる。同宣言の精神を具体化して、各種ハラスメントを防止する体制を整備するために、「名古屋大学セクシュアル・ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定した(下記資料6参照)。

上記ガイドラインに基づいて、全学の組織として「セクシュアル・ハラスメント相談所」が設置されており、セクシュアル・ハラスメントに関し専門的な対応のできる相談員を複数配置した。相談室は毎日(月から金)午前9時半から午後4時まで電話やFAXでの相談を受け付けており、電子メールでも相談をすることができる。また、部局ごとに、専門研修を受けた教職員が窓口担当員として配置され、相談の受け付け、相談所の紹介を行っている。

資料6 名古屋大学ハラスメント防止基本宣言(平成13年10月16日制定)

【名古屋大学ハラスメント相談センターのウェブサイト

(<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/declare.html>) から抜粋】

名古屋大学は、『学術憲章』において、「人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献すること」を大学の使命とし、そのための研究と教育の基本目標及び社会的貢献の基本目標を明らかにしている。また、「大学運営の基本方針」としてすべての教職員や学生の学問研究の自由を保障するとともに、各構成員が大学の理念や目標の

策定と実現に積極的に参加すること、自らの不断の努力によって大学の発展に寄与することを求めている。

こうした大学運営のあり方を支える上で、大学のすべての構成員が、互いに他の者を対等な人格と認め、その自由や権利を尊重しあうことが不可欠である。大学で日常的な活動は、個人的な信頼関係や指揮命令に基づく協働作業とが交錯する場において行われる。しかしながら、そうした場は、セクシュアル・ハラスメントやいわゆるアカデミック・ハラスメント等の人権侵害の起こる空間にもなりうる。名古屋大学のすべての構成員は、このことを十分に自覚して、大学の良好な環境の維持発展に努めなければならない。

教育・研究活動に関わる大学運営において、地位や影響力を有する者は、それらを有効に活用することで、すぐれた成果を挙げ大学に貢献することが期待される。とりわけ教員は、学生に対する教育・指導・評価といった権限を有している。しかし、そうした権限や影響力を濫用し、または職務を逸脱して、教育・研究指導を受ける者や職務に従事する者の人格や権利などを侵害することは、決して許されない。人類の幸福に貢献するという名古屋大学の崇高な使命を全うすべく、大学のすべての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、厳しい自己規律を維持しながら教育、研究、就業活動に従事すべき義務を負っている。

他方で、ハラスメントの被害者は、深刻な苦痛を被るだけでなく、日常の生活を取り戻すまでに長い時間を要するなど、経済上も健康上も重い負担を負う場合がある。それはまた、大学全体にとっても大きな損失をもたらす。なぜならば、有為な人材の育成が滞り、教職員や学生の能力が十分に発揮されないことになり、さらには、これまで名古屋大学の先人たちが築いてきた職場や教育・研究環境を破壊することにもつながるからである。

大学では、何よりもハラスメントが発生しない環境を作ることが大切である。しかし、不幸にもハラスメントが生じた場合には、大学は速やかに被害者の権利を回復し、良好な環境を取り戻すために、当事者による自主的な解決への援助、専門家による相談、あるいは関係機関の連携協力により柔軟でかつ適切な対応を行うなどして、誠実に問題解決に取り組まなければならない。

名古屋大学は、以上のように、大学のすべての構成員の厳しい自己規律と誠意ある協力に基づき、ハラスメントの徹底的な防止と、その対策の実施に努める。

以上のように、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう学生の学生生活に関する支援体制の整備に努めている。

### 7-3 障害のある学生に対する支援

#### 基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

名古屋大学では、全学的に身体に障害のある者の受験機会の確保、入学後の学習・生活支援のための施策をとっており、本法科大学院においても、以下のような措置を講じている。

#### 1. 受験機会の確保および修学上の支援

身体に障害のある者が本法科大学院の入学試験を受けようとする場合で、受験上・修学上特別な配慮を必要とするときは、入学願書の提出に先立って、障害の状況、受験上および修学上の配慮を希望する事項等を記載した「特別配慮申請書」（様式は自由）と健康診断書を本法科大学院へ提出してもらい、あらかじめ相談してもらうこととしている。申請書が提出された場合には、入学試験に関しては、入試委員会を中心にして組織的な対応策を検討し、障害の種類や程度に応じた特別措置を講ずることとしている。これまで具体的には、視覚障害のある者に対して、拡大文字問題冊子の配布や試験解答時間の延長（1.3倍）等、大学入試センター法科大学院適性試験に準じた特別措置を取った。また、入学後の修学に関しては、入学試験に合格後、学務委員会、学生生活委員会が本人に本法科大学院の設備等を説明し、十分事情を聴取した上で組織的な対応をすることとしているが、現在までのところ、実際に特別措置を要する者は入学していない。

なお、2017年度末現在で本法科大学院の学生による利用実績はないものの、名古屋大学学生相談総合センターには、障害学生支援室が設置されており、同室への相談を経て、本法科大学院に入学した障害学生が一定の修学支援（手書き・パソコンノートテイク等）を受けることも可能である。このように、本法科大学院では身体に障害がある者の受験について入りをするとともに、修学上の支援に努めている。

#### 2. 施設・設備

本法学研究科の建物は、いわゆるユニバーサルデザインを採用しており、身体に障害のある者用に、室内への出入口を段差のないバリアフリーの引き戸にし、本来は固定席である講義室の出入口側最前列を車椅子で受講できるよう移動式座席とし、移動用にエレベーターおよび階段昇降用エレベーターを備え、緊急呼出ボタン付の多目的トイレを1階に設置している《添付資料第7章「名古屋大学キャンパスマップ・バリアフリー編」参照》。

このように、本法科大学院では、身体に障害のある者の修学のために必要な基本的施設・設備の整備充足に努めている。

#### 7-4 職業支援（キャリア支援）

##### 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院では、学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めている。

学生が目指す法曹のイメージを持つのは、まずもってすでに実務法曹の職業に就いている教員の開講する科目を受講することによるものと思われる。そのためには実務家教員の開講科目が充実していることが必要となる。本法科大学院においては、実務家の専任教員5名および実務家の客員教員・非常勤教員が開講する科目がそれにあたる。すなわち裁判官教員、検察官教員、弁護士教員により単独でまたは研究者教員との共同によって開講される「民事実務基礎Ⅰ」「民事実務基礎Ⅱ」「刑事実務基礎」「法曹倫理」「ロイヤリング」「エクスターンシップ」「模擬裁判（民事）」などの受講によって、学生はそれぞれの職業イメージを豊かにすることができる。また全科目に共通して、授業担当者によるオフィスアワーが行われており、さらに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」など科目によっては、実務家教員が、期末試験終了後、学生との個別面談をして、学生の能力、適性、進路に関する相談を受けている。とくに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は必修科目であることもあって、ほとんどの学生がオフィスアワーを利用している状況である。

さらに卒業生を含む学生の職業支援のために、名古屋大学法科大学院は、「キャリア支援委員会」を設けている。2018年度におけるこの委員会の構成メンバーは、実務法曹養成専攻長（法科大学院長）の他、派遣裁判官（1名）、派遣検察官（1名）、専任弁護士教員（2名）、研究者教員（2名）の法科大学院教員の合計7名である。

キャリア支援委員会は、学生や修了生の進路・就職の相談やアドバイスを行うこと、法曹としての多様な専門性を取得するための支援策を行うこと、それらの施策についての調査研究を行うことを職責としている。例えば、自分の適性との関係でどの法曹職が合っているのか、弁護士事務所のどこがどのような活動を行っているのか等の相談や、学業の途中で法律家としての適性が危ぶまれる者について、企業ないしは公務員等への方向転換の相談などもこれに含まれる。具体的には、各担当教員のオフィスアワー等を利用して学生が気軽に相談できる体制を作り上げている。また、修了生が司法試験を受験した後、合格発表までの間に特別講義・演習・講演を実施し、修了生がその能力・適性に応じた法曹等への進路を決定することができるよう、きっかけを与えている（下記資料7参照）。なお、これらの特別講義・講演等の開催日時・場所・取扱い内容等は、新司法試験終了後に行わ

れる名古屋大学法科大学院同窓会の総会・懇親会の場で修了生に告知しているほか、修了生のメーリングリスト等により修了生に通知されている（2011年度以降においては後述の修了生専用のウェブページにおいても告知されている）。

2013	愛知法曹倫理研究会	森際康友教授
2013	「アジアのための国際貢献 in 法分野 2013」サマースクール 「アジアの法と社会 2013」	CALE ほか
2013	特別講義「弁護士と税務」	森田辰彦弁護士 高橋祐介教授
2013	特別講義「実践破産管財人業務」	成瀬伸子教授
2013	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2013	名大L S 修了生勉強会	島崎邦彦教授
2013	特別講義「実務に役立つ知的財産法入門」	鈴木將文教授
2013	名古屋行政訴訟研究会	紙野健二教授 小島智史弁護士
2013	検察庁見学説明会（名古屋地方検察庁）	白井玲子教授
2014	講演会（河村博氏）	名古屋大学刑事法講座
2014	The search for 'Good Democracy' in Asia: Concept and Evaluation	キャンパスアジア
2014	「アジアのための国際貢献 in 法分野 2013」サマースクール 「アジアの法と社会 2013」	CALE ほか
2014	愛知法曹倫理研究会	森際康友教授
2014	オンライン調停に関する特別講義	横溝大教授
2014	名大L S 修了生勉強会	安田大二郎教授
2014	特別講義「弁護士と税務」	森田辰彦弁護士 高橋祐介教授
2014	特別講義「実践破産管財人業務」	成瀬伸子教授
2014	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2014	特別講義「知的財産法の基礎」	鈴木將文教授
2014	名古屋行政訴訟研究会	紙野健二教授 馬場陽弁護士
2014	キャリア形成支援セミナー（キャンパス・アジア）	CALE
2014	法科大学院地方公務員業務説明会	愛知県人事委員会、 名古屋市人事委員会

2015	「アジアのための国際協力 in 法分野 2015 第1弾キックオフセミナー」	CALE ほか
2015	特別講義「国際経済法に関する基礎的な英語文献の講読」	水島朋則教授
2015	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2015	名古屋行政訴訟研究会	紙野健二教授 馬場陽弁護士
2015	特別講義「弁護士と税務」	森田辰彦弁護士 高橋祐介教授
2015	名大LS修了生勉強会（民事裁判実務修習への円滑な導入を目的とする。）	安田大二郎教授
2015	法科大学院地方公務員業務説明会	愛知県人事委員会、 名古屋市人事委員会
2015	組織内弁護士によるセミナー	日本組織内弁護士協会 （JILA）東海支部
2015	検察体験プログラム（名古屋地方検察庁）	松熊健教授
2016	裁判官として見た国際刑事裁判所（尾崎久仁子国際刑事裁判所裁判官）	水島朋則教授
2016	「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」サマースクール「アジアの法と社会 2016」	CALE ほか
2016	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2016	組織内弁護士によるセミナー	日本組織内弁護士協会 （JILA）東海支部
2016	名古屋行政訴訟研究会	紙野健二教授 兼子千佳弁護士
2016	特別講義「弁護士と税務」	森田辰彦弁護士 高橋祐介教授
2016	名大LS修了生勉強会	安田大二郎教授
2016	「租税法」勉強会	高橋祐介教授
2016	検察体験プログラム（名古屋地方検察庁）	松熊健教授
2017	特別講義「国際取引法の諸問題」	横溝大教授
2017	「アジアのための国際協力 in 法分野 2017」サマースクール「アジアの法と社会 2017」	CALE ほか
2017	決算書の読み方	牧口晴一税理士
2017	組織内弁護士によるセミナー	日本組織内弁護士協会 （JILA）東海支部

2017	名古屋行政訴訟研究会	下山憲治教授 水谷実弁護士
2017	自治体内弁護士セミナー	吉永公平弁護士 (春日井市総務部)
2017	名大LS修了生勉強会（民事裁判実務修習への円滑な導入を目的とする。）	川山泰弘教授
2017	「租税法」勉強会	高橋祐介教授

本法科大学院では、文部科学省の平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに採択され、法科大学院協会においても修了生職域問題等検討委員会を通じてこれとの連携をはかることとされた「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」（通称「ジュリナビ」）。全国の修了生のうち任意に登録した者に対してWebサイト上で弁護士事務所その他の就職情報を提供するものにつき、2008年度（2007年度修了生）以降修了生に登録（ジュリナビIDの取得）を呼びかけている。

さらに、2011年度には本法科大学院修了生専用のウェブページを開設し、キャリア支援にかかる各種の情報（特別講義・演習・講演、セミナー、研究会等の開催予定に関する情報、公務員の採用にかかる情報、企業の求人にかかる情報等）の提供を行っている。

そして、これらに加え、本法科大学院では、修了生から希望者を募り、日本法教育研究センター（ウズベキスタン・モンゴル）の日本法講師として派遣することにより、修了生に、異文化に接しつつ教育を行う体験をする機会を提供している。

さらに2014年度と翌15年度には、中京地区の六大学の共催で、名古屋市と愛知県について、両自治体の職員による自治体職務説明会を本法科大学院において開催した。その他にも2016年度から三井物産による会社説明会（2017年度にはJR東海とトヨタ通商の会社説明会）が、学部生と合同で本学において開催されている。また2015年度から、日本組織内弁護士協会（JILA）の東海支部による組織内弁護士についての説明会を本法科大学院で開催している。加えて2016年度から南山大学と就職・キャリア支援について連携強化に取り組み、これを2017年度から、これを一層進めて、名古屋地区全体の就職・キャリア支援を目指すこととし、例えば本法科大学院が企画・実施する前述の特別講義・演習を他の法科大学院修了生に対しても解放する等の体制を整えている。

本法科大学院では、以上のように、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、就職・キャリア支援委員会の活動を通じて、相談窓口が設置され、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めている。

《添付資料

- ・ 第7章「2018年度学生ガイダンス配布資料」
- ・ 第7章「クラス担任及び指導教員一覧（2013年度～2018年度）」
- ・ **【資料編】**「2018年度学生便覧」
- ・ 第7章「2018年度TA一覧」
- ・ 第7章「専門職大学院（法科大学院）授業料免除取扱要項」
- ・ 第7章「専門職大学院（法科大学院）授業料免除選考基準」
- ・ 第7章「障害学生支援室ウェブサイト」
- ・ 第7章「名古屋大学キャンパスマップ・バリアフリー編」
- ・ 第7章「2017年度法科大学院関係のキャリア支援企画の実施状況（報告）」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院では、IT を使った教育環境、IT ツールによる学習支援体制が整備されていること、弁護士チューター制度が整備されていること、学生が主体的に進路を選択できるように情報提供やガイダンス等を行う体制が整備されていることが優れた特長である。

また、就職・キャリア支援として、本学独自のもの、他の法科大学院と協同しての説明会を多種開催しており、これは優れた取組である。

### (2) 課題等

特になし。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、収容定員150名(2015年度までは210名)であり、収容定員に対して必要とされる専任教員数【認証評価基準8-2-1参照】を上回る17名(2014～2018年度は、順に、19、18、18、17、17名)の専任教員を置いている。

専任教員及び兼任教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴・資格、主要業績、社会的活動、所属学会、法科大学院での教育の抱負等を付して、また、非常勤教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴、資格、主要著作を付して、ウェブサイト上で公開している

《第8章「法科大学院ウェブサイト『教員組織』」、様式1「開設授業科目一覧」、様式3「教員一覧」、第8章「法科大学院非常勤講師一覧(2014年度～2018年度)」参照》。

**基準 8-1-2 : 重点基準**

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員には、教育上又は研究上の業績を有する者、高度の技術・技能を有する者あるいは特に優れた知識及び経験を有する者で、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者を、法学研究科教授会において厳正な業績・資格審査を行ったうえで、選定し配置している(基準 8-1-3 に係る記述を参照)。

本法科大学院の専任教員は、研究者教員 13 名、実務家教員 4 名の合計 17 名である。また、本法科大学院の専任教員の中には、他の専攻(綜合法政専攻)の専任教員を含んでいない【解釈指針 8-1-2-1】。

なお、2014 年度より、法学研究科綜合法政専攻の専任教員である者(以下「兼専教員」と称する。)が法科大学院の専任教員を兼ねることはなくなっている(ちなみに、2013 年度の兼専教員は 4 名であった)。

**基準 8-1-3**

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の採用、昇任は、名古屋大学教授会規程第2条第4号に定めるとおり、法学研究科教授会の管轄事項であり、かつ、名古屋大学大学教員選考基準に定める基準にしたがって審査することによって行われる。教員選考基準第3条以下では、教授・准教授等の資格に応じて、それに相応しい研究上の能力かつ教育上の能力を有することが要求されている。非常勤教員の採用の際の選考基準についても、上記と同様である。

法学研究科の教授会における教員採用・昇任手続においては、当該人事ごとに、候補者探索委員会、選考委員会、審査委員会を設置して慎重な人事を行うとともに、全教員に情報を開示したうえで、担当する授業科目に関して研究上・教育上必要とされる能力を有しているか否かにつき厳正な審査を行っている。さらに、法科大学院の専任教員については、実務法曹養成専攻会議において、業績・資格審査及び選考を行ったうえで、法学研究科教授会に付議している。以上のように、教員の担当科目に関する教育上の指導能力等を適切に評価するための体制をとっている《第8章「名古屋大学教授会規程」、「名古屋大学大学教員選考基準」参照》。

## 8-2 専任教員の配置及び構成

**基準8-2-1：重点基準**

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

1. 本法科大学院は法学研究科実務法曹養成専攻の1専攻のみで設置され、収容定員は150名（2015年度までは210名）であり、2014年から2018年度における本法科大学院の専任教員はそれぞれ19名、18名、18名、17名、17名である。上述の通り、2014年度以降はその中に兼専教員は含まれていない（ちなみに、2013年度の兼専教員は4名であった）。このように、本法科大学院では、基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされている専任教員は法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われている【解釈指針8-2-1-1】。

2. 2014年度から2018年度までの期間においては、本法科大学院の専任教員のうち、それぞれ18名、17名、16名、15名、16名が教授であり、2014年度・2015年度は1名、2016年度・2017年度は2名、2018年度は1名が准教授であって、専任教員の半数以上が教授である【解釈指針8-2-1-2】。

**基準 8-2-2 : 重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目については、下記資料のように、いずれも当該科目につき研究・教育上の知見と実績を有し適切に指導できる専任教員が置かれている。

なお、本法科大学院の入学定員は 50 名である【解釈指針 8-2-2-1 は該当なし】。

資料 1 法律基本科目の専任教員（\*は兼専教員）

法律基本科目	専任教員名
憲法	愛敬浩二
行政法	下山憲治、深澤龍一郎
民法	尾島茂樹、池田雅則、金子敬明
商法	小林量、今井克典
民事訴訟法	酒井一
刑法	橋田久
刑事訴訟法	小島淳

（出典：2018 年度学生便覧 23 頁）

### 基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3に係る状況)

本法科大学院では、すべての各科目別区分について専任教員が配置されており、また、年齢構成に著しい偏りはなく、科目別配置等のバランスが適正である。

まず、法律基本科目及び実務基礎科目については、下記のように、ほぼすべての科目につき専任教員が置かれ、専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任教員と分担して担当している。また、基礎法学・隣接科目(8科目)については、専任教員は担当していないが、1専攻として、研究科全体で支えるとの観点から、総合法政専攻の専任教員(兼任教員)が5科目を担当している。展開・先端科目については、既述のように、本法科大学院では、国際関係に強い法曹等、その養成する法曹の目標の観点からこの科目群を重視していることに基づき、2018年度においては、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「租税法演習」、「比較公共訴訟論」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「企業法務」、「金融法」、「比較民事法総合」、「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ」、「テーマ研究Ⅱ」の15科目について、専任教員を配置している。なお、いずれの専任教員も各科目について高度の教育上の指導能力を有し、本法科大学院の教育の理念及び目標に応じた教育を実践できる者である(評価基準 8-1-2に係る記述を参照)〈添付資料様式1「開設授業科目一覧」、【資料編】「2018年度学生便覧」23-24頁参照)【解釈指針 8-2-3-1】。

また、教員の年齢構成は、2018年5月1日現在で、専任教員17名のうち、60歳代2名、50歳代9名、40歳代4名、30歳代2名となっており、年齢構成に著しい偏りはない(なお、2014~2017年度においても、上記の割合に若干の変動はあるものの、年齢構成に著しい偏りはないことには変わりはない)【解釈指針 8-2-3-1】。

また、本法科大学院では、法律基本科目及び実務基礎科目を教育上主要な科目と位置づけているところ、下記資料にあるように、すべての科目につき専任教員が置かれ、専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任教員と分担して担当している。さらに、必修科目については、下記資料2にあるように、その授業の9割以上が専任教員により担当されており、その割合は本基準の定める7割を超えている。なお、2014~2017年度においても、これらの科目についての専任教員の担当割合は概ね9割弱である(下記資料2参照)。

資料2 2018年度必修科目の担当教員

憲法基礎Ⅰ (兼担)	刑事訴訟法ⅠB (専任)	刑法演習Ⅱ (専任)
憲法基礎Ⅱ (専任)	刑事訴訟法ⅡA (専任)	民事実務基礎ⅠA (専任)
行政法基礎Ⅰ (専任)	刑事訴訟法ⅡB (専任)	民事実務基礎ⅠB (専任)
行政法基礎Ⅱ (兼担)	民事訴訟法ⅠA (専任)	民事実務基礎ⅡA (専任)
民法基礎Ⅰ (専任)	民事訴訟法ⅠB (専任)	民事実務基礎ⅡB (専任)
民法基礎Ⅱ (専任)	民事訴訟法ⅡA (専任)	刑事実務基礎A (専任)
民法基礎Ⅲ (専任)	民事訴訟法ⅡB (専任)	刑事実務基礎B (専任)

民法基礎Ⅳ (専任)	憲法演習 (専任)	法曹倫理 A (兼担)
民法基礎Ⅴ (専任)	行政法演習Ⅰ (専任)	法曹倫理 B (兼担)
民法基礎Ⅵ (専任)	行政法演習Ⅱ (専任)	(以下、選択必修科目)
商法基礎Ⅰ (専任)	民法演習Ⅰ (専任)	ロイヤリング A (専任)
商法基礎Ⅱ (専任)	民法演習Ⅱ (専任)	ロイヤリング B (専任)
刑法基礎Ⅰ (専任)	商法演習Ⅰ (専任)	エクスターンシップ (専任)
刑法基礎Ⅱ (兼担)	商法演習Ⅱ (専任)	模擬裁判 (民事) (専任)
刑事訴訟法ⅠA (専任)	刑法演習Ⅰ (専任)	

全必修科目数 43  
 専任が担当する必修科目数 38 (38/43≒0.884)

\* (専任) と表記されているものには、専任教員と非常勤 (兼担) 教員が共同で担当するものを含む。

\*\*2018年度入学者に適用されるカリキュラムに基づく。

(出典：2018年度学生便覧 23-24 頁)

## 資料3 必修科目における専任教員の担当割合 (担当率)

年度	2014	2015	2016	2017
全必修科目 (クラス) 数	55	53	48	45
専任教員が担当する必修科目 (クラス) 数	49	48	38	38
割合 (担当率)	0.891	0.906	0.792	0.844

**基準 8-2-4 : 重点基準**

基準 8-2-1 に定める必置専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

必置専任教員 12 名のうち、4 名が実務家教員で、その全員が 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者であり、教員の 2 割以上 (33.3%) を占めている。

検察庁からの派遣である菊池静香教授は刑事分野について、裁判所からの派遣である川山泰弘教授は民事裁判分野について、野田裕之准教授は弁護士として裁判実務一般について、経済産業省出身の鈴木将文教授は知的財産分野について、それぞれ 5 年以上の実務経験を有し、かつそれぞれ検察官、裁判官、弁護士、行政担当者として、高度の実務能力を有している。

派遣検察官教員は、「刑事実務基礎」、「総合問題演習 (刑事法)」、派遣裁判官教員は、「民事実務基礎 I」、「総合問題演習 (民事法)」、弁護士教員は、「民事実務基礎 II」、「模擬裁判 (民事)」、「エクスターンシップ」、「企業法務」、経済産業省出身の教員は「知的財産法 I」、「知的財産法 II」、「知的財産法演習」を担当しており、それぞれ実務経験と関連のある科目を担当している【解釈指針 8-2-4-1】。

本法科大学院におけるみなし専任教員は 2 名であり、基準 8-2-4 に定めるおおむね 2 割の必置専任教員の数 (3 名) の 3 分の 2 以内である。みなし専任教員は、全員が 1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当するとともに (裁判官教員は 6 単位、検察官教員は 8 単位)、専攻会議構成員として専攻会議に出席し、本法科大学院における教育課程の編成その他本法科大学院の組織の運営について責任を担う者である。なお、本法科大学院は、組織上法学研究科の 1 専攻であることから、みなし専任教員は、全体の教授会の構成員でもあり、教授会にも出席している【解釈指針 8-2-4-2】。

**基準 8-2-5**

**基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。**

(基準 8-2-5 に係る状況)

実務家教員 4 名のうち、3 名は、検察官、裁判官又は弁護士として法曹の実務経験を有する者であり、その占める割合は3分の2以上である。また、残りの1名も司法修習を修了し、立法作業や国家間紛争（WTO パネル手続）の政府内担当者としての経験を有している（基準 8-3-1 に係る記述を参照）。

### 8-3 教員の教育研究環境

#### 基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

2004 年度以降 2018 年度に至るまで、専任教員として本法科大学院の授業を担当する教員について、授業負担が年間 30 単位を超えた者はいない。

2018 年度において専任教員で 20 単位を超える者は 1 名で、23.2 単位であり、30 単位を超えていない〈添付資料様式 3 「教員一覧」参照〉。過去 4 年についても、2014 年度に専任教員で 20 単位を超えた者は 3 名で、各 28.5 単位、22.0 単位、21.0 単位、2015 年度は 4 名で、各 24.0 単位、24.0 単位、21.0 単位、21.0 単位、2016 年度は 3 名で、各 25.6 単位、24.2 単位、20.0 単位、2017 年度は 4 名で、29.0 単位、26.5 単位、23.0 単位、21.0 単位である。このように、各教員の授業負担は、適正な範囲にとどめられている【解釈指針 8-3-1-1】。

**基準 8-3-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院では、研究科全体として研究専念期間（サバティカル）を制度化しており、同サバティカル制度においては、本学において3年以上継続勤務した者は、教授会の決定により、①教授会への出席、各種委員（全学・部内各種委員、各種入試監督及び入試委員を含むが、科目指定の入試出題委員等は除く）としての業務及び当該期間中の講義の免除（期間は半年（半期））、または、②上記のうちの期間内の講義以外の業務の免除（期間は一年間（通年））のいずれかを受けることができる（下記資料4参照）。

2013～2017年度において、サバティカルを取得した法科大学院専任教員はそれぞれ0名、1名（半年）、2名（いずれも通年）、1名（通年）、0名である（下記資料5参照）。

資料4 サバティカル制度に関する内規（2010年2月17日教授会承認）

サバティカル制度に関する内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院法学研究科における6月の特別研究期間（サバティカル）（以下「サバティカル」という。）については、名古屋大学特別研究期間規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(期間)

第2条 サバティカルの期間は、4月1日から9月30日まで（前期）または10月1日から3月31日まで（後期）とする。ただし、規程第7条第2号の規定にかかわらず、その期間を延長することができない。

(人数)

第3条 1年間でサバティカルを取得することができる人数は、前期3人以内、後期2人以内とする。

(資格の行使)

第4条 規程第5条第2号の規定によりサバティカルの資格を付与された者は、その資格を行使しようとする場合には、前年の10月末日までに、所属する教員グループ会議の長に申請しなければならない。この場合においては、授業、教授会その他委員会等の職務のうち免除を希望するものを通知するものとする。

(推薦)

第5条 各教員グループ会議は、サバティカルの取得の申請を希望する者の中から、それぞれの研究・教育その他の部局運営上支障のない範囲内において、前年の11月末日までに、規程第10条に定める様式により研究科長に推薦する。

2 研究科長は、前項により推薦のあった者の中から、研究科全体の研究・教育その他の部局

運営上支障のない範囲内において、教授会の議を経て、総長に推薦する。ただし、教授会その他委員会等の職務だけを免除された者については、総長に推薦することを要しないものとする。

(職務免除の除外)

第6条 サバティカルの取得の承認を得た者は、教授会の承認を得て、その期間中免除された授業の一部を行うことができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、サバティカルに関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、2010年10月1日から施行する。

(出典：2010年2月17日教授会資料)

資料5 専任教員の研究専念期間（サバティカル）取得実績

年度	前期（氏名）	後期（氏名）	合計数	研究科全体
2013年度	取得者なし	取得者なし	0	3
2014年度	取得者なし	愛敬浩二	1	4
2015年度	高橋祐介、小島 淳	高橋祐介、小島 淳	2	5
2016年度	小林 量	小林 量	1	1
2017年度	取得者なし	取得者なし	0	3

※サバティカル期間は、講義も免除されるものは半年、講義は免除されないものは1年（通年）となる。

**基準 8-3-3**

**法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。**

(基準 8-3-3 に係る状況)

後述するように(基準 9-1-2 に係る記述参照)、法科大学院の事務体制は、法学部・法学研究科と共通であり、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助している。特に、文系教務課法科大学院担当として、法科大学院の教員の教育上の職務を補助するために、主任 1 名と非常勤職員 1 名を配置しており、通常の教務・学生関係事務のほかに、課題、補講、小テストに関する情報一覧表の作成等も行っている(ただし、非常勤職員は現在、欠員となっている)。また、教育研究支援室[教材準備室]には、非常勤職員 1 名を配置し、これらの職員が専任教員の教材作成に必要な図書・判例等の検索・借出・複写等を行って教材を作成する体制をとっている(基準 10-1-1 に係る記述を参照)。

本法科大学院では、以上に加えて、法科大学院の教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、講師 1 名、研究員 1 名を採用し配置している。講師は、コンピューターの熟練者であり、本法科大学院のウェブサイトの維持・管理、特にシラバスシステム(Canvas)の維持・管理だけでなく、授業自動収録システムの管理、IT を利用した授業の補助、教員・学生に対する利用ガイダンス、利用上の相談などを行っている。研究員は、実務技能教育に関する教材の開発等の補助している(下記資料 6 参照)。

本法科大学院では、以上のような職員を配置することによって、教員の教育上及び研究上の職務を補助している。

資料 6 講師・特任教員・研究員・事務補佐員名簿

職位	氏名
講師	富崎おり江
研究員	大橋禎子

《添付資料

- ・ 第 8 章「ウェブサイト『教員組織』」
- ・ 【資料編】様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・ 【資料編】様式 3 「教員一覧」
- ・ 第 8 章「法科大学院非常勤講師一覧(2014 年度～2018 年度)」
- ・ 【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2012 年 4 月～2017 年 3 月)」
- ・ 第 8 章「名古屋大学教授会規程」
- ・ 第 8 章「名古屋大学大学教員選考基準」
- ・ 【資料編】「2018 年度学生便覧」
- ・ 第 8 章「新サバティカル制度 取得者一覧」
- ・ 第 8 章「教育研究支援室[教材準備室](320 室)担当業務について」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

高度の教育上の指導能力を備えた専任教員 17 名が、科目や年齢等に関し適切なバランスのもと配置されている。

### (2) 課題等

特になし。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

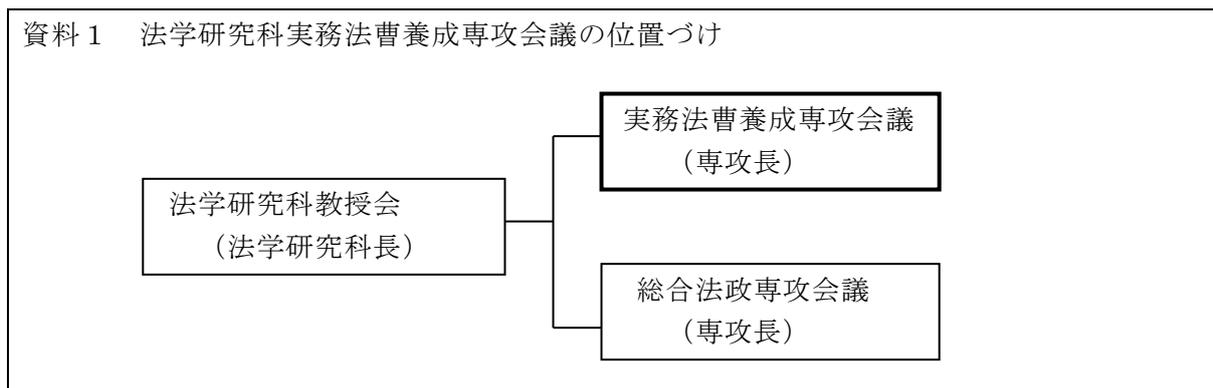
（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として設置されており、法科大学院の運営に関する重要事項を審議するために、実務法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）が置かれている。ここで、運営に関する重要事項とは、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項を指す《添付資料第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻（法科大学院）会議内規」参照》【解釈指針9-1-1-1】。

専攻会議は、法科大学院の専任教員で構成されており、構成員は、現在17名で、16名が教授、1名が准教授である。事務職員は、文系事務部長及び各課（総務課・経理課・教務課）の法学研究科担当係長が出席して記録作成及び必要に応じての説明を行う（事務職員は専攻会議の構成員ではない。）（下記資料1参照）【解釈指針9-1-1-2】。

また、本法科大学院には、実務法曹養成専攻長（法科大学院長）が置かれている。専攻長は、まず、研究科教授会において法科大学院の専任教授の中から選挙により専攻長候補者を選出し、次いで、専攻会議においてその候補者に対する信任の審議を行って選出している。

資料1 法学研究科実務法曹養成専攻会議の位置づけ



さらに、法科大学院の運営に係る重要事項の分野ごとに、専任教員により構成される各種委員会を設置し、専攻会議又は教授会での審議事項に係る原案の策定や各種事業の執行の管理等を分担して所掌している。例えば、教育課程、教育方法、成績評価等については、法科大学院学務委員会が所掌し、同委員会が専攻会議に諮るための方針案の策定や学内規則等に基づく事業の執行等を行っている（共通的な到達目標を踏まえた教育課程の編成及び授業計画の作成・実施並びに到達目標を踏まえた成績評価及び修了認定についても、同

委員会が中心となって専攻会議でのFDの実施等により、適切に対応している。)

なお、専攻会議において審議する運営上の重要事項のうち、カリキュラム改革、修了認定、入試、教員人事等の特に重要な事項については、法学研究科全体の決定とするため、専攻会議の決議を経て研究科教授会で審議する。その他の事項については、研究科教授会に報告する。研究科教授会において、法科大学院の運営に関する事項が専攻会議の議を経ることなく審議されることはない。また、法科大学院の教育環境の整備に関する専攻会議の審議結果は、名古屋大学における予算編成上も尊重され、法科大学院に配慮した特別の予算措置等として実現されている（基準9-1-3に係る記述参照）【解釈指針9-1-1-3】。

## 基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準9-1-2に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として収容定員150名で設置されており、事務体制は法学部・法学研究科の事務体制と共通である。名古屋大学では、2007年4月に文系事務部が統合され、法学部・法学研究科の事務部は、その一部として組織されているが、文系事務部各課には、以下のように、法学部・法学研究科担当（以下、「法学部担当」という。）が置かれており、また、法科大学院事務専任の事務職員（主任）が置かれている。

文系事務部では、文系事務部長の下に総務課、経理課、教務課の3課が置かれ、附属図書館事務部長の下に東山地区図書課が置かれている。各課には、文系5研究科等をそれぞれ担当する事務職員が配置されており、法学研究科担当としては、文系事務部長1名、係長4名、主任3名（法科大学院担当1名を含む）、事務職員6名、図書職員2名、非常勤職員12名が配置されている。総務、図書、会計関係の事務については、各課の法学部担当者が学部・研究科関係の事務と法科大学院関係の事務とを分担しながら円滑な処理に当たっている。教務学生関係の事務については、法科大学院事務担当の主任1名と非常勤職員1名を配置し（ただし、非常勤職員は現在、欠員となっている）、入学試験関係事務、教務関係事務、学生関係事務、教材作成補助事務などを行い、法科大学院独自の教務学生関係事務が適切に行われるよう配慮している《添付資料第9章「文系事務部事務組織」、「法学部・法学研究科関係事務の職務分担」参照》。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会として、以下の取組を行っている【解釈指針9-1-2-1】（下記資料2参照）。

## 資料2 研修の開催・参加状況一覧

## ●学内研修（本研究科にて開催）

法整備支援に関する研修	2014年5月14日	「海外拠点の活動状況について」 小畑 郁 教授（CALEセンター長）
科学研究費補助金に関する研修	2015年7月29日	大学改革の中での科研費獲得の意義 藤巻 朗 副理事／工学研究科教授
障害者差別解消法に関する研修	2015年12月9日	「障害者差別解消法」について——合理的配慮とはなにか 佐藤剛介 障害学生支援室（学生相談総合センター）特任講師

障害者支援に関する研修	2016年6月15日	本学の障害者支援体制 木俣元一 障害者支援担当副総長/障害者支援室長ほか
科学研究費補助金に関する研修	2016年7月27日	科研費事前アドバイス、大型申請の調書作成支援について 松谷悦哉 学術研究・産学官連携推進本部プロジェクト推進グループ GL ほか
ハラスメントに関する研修	2016年10月12日	大学におけるハラスメント——その概要と対応策 中澤未美子 ハラスメント相談センター相談員
情報セキュリティに関する研修	2016年12月7日	情報セキュリティについて 富崎おり江 講師（情報担当）
科学研究費補助金に関する研修	2017年7月26日	科学研究費補助金について「H29年度科研費実績と制度改革」 小金丸貴志 学術研究・産学官連携推進本部
学生への対応に関する研修	2017年12月6日	現状と苦戦する学生への対応——部局との連携 松本真理子 学生相談総合センター長ほか

## ●学外研修（法科大学院関係教員参加）

法科大学院協会職域委員会、シンポジウム	2013年 5月11日	東京大学	法科大学院協会シンポジウムに出席	中野富夫
法科大学院協会職域委員会	2013年 11月2日	慶應義塾大学	エクスターンシップの活性化、中央省庁の合同説明会、企業向け職域拡大のパンフレットの作成について	中野富夫
法科大学院協会職域委員会	2014年 5月31日	京都大学	①職域動向調査の状況と今後について ②企業法務への職域拡大に関して ③「法科大学院の企業向けパンフレット」について ④行政法務への職域拡大	中野富夫
法科大学院協会職域委員会	2014年 11月1日	中央大学	①職域動向調査の状況と今後について ②企業法務への職域拡大に	中野富夫

			<p>関して③「法科大学院の行政法務向けパンフレット」について</p> <p>④エクスターンシップ支援・促進について</p>	
法科大学院協会職域委員会	2015年 5月30日	中央大学	<p>①職域動向調査の状況と今後について</p> <p>②企業法務への職域拡大に関して③「法科大学院の行政法務向けパンフレット」について</p> <p>④経営法友会とのエクスターンシッププログラム等</p>	中野富夫

**基準9-1-3**

**法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。**

(基準9-1-3に係る状況)

本法科大学院は、国立大学法人名古屋大学が設置しているため、文部科学省から大学本部を経て法学研究科に予算配分される運営費交付金によって運営されており、他の研究科等と同様、教育活動等を適切に実施するための財政的基礎が与えられている【解釈指針9-1-3-1】。

法科大学院の設置にあたっては、大学予算において、設立準備経費 500 万円、非常勤職員雇用経費 300 万円、教育研究環境整備費 400 万円、建物整備経費（自習室の整備）4,000 万円が予算措置された。各年度に法学研究科に配分される予算においては、法科大学院の演習用の教室及び自習室の机、椅子等の什器類の購入、エクスターンシップの運営、データベースの使用料、学生のコピー費、教材等の各種印刷費、消耗品等の予算が計上・執行され、法科大学院の教育を適切に実施できるよう配慮されている。特に、非常勤講師予算については、名古屋大学では 2007 年度から全学的に予算措置を講じないこととされているが、法科大学院については、設置の趣旨に則った少人数教育、双方向的・多方向的の授業、理論と実務とを架橋する教育を適切に行う必要があることから、例外的に、年間 700 万円程度の予算措置が講じられている《以上につき、添付資料第9章「平成 29 年度運営費交付金等予算」参照》。

2017 年度予算額	9,590,722 円
2018 年度予算額	7,217,172 円(見込)

また、法科大学院の教室・自習室については、法学研究科の施設だけでは十分対応することができないことから、法学部棟に隣接する文系総合館の施設を法科大学院の教室として優先的に使用することができるよう全学から配慮を受けているが、さらに自習室の状況を改善するために、法学部棟外のアメニティハウスの2階を自習室に改修するための工事予算が計上され、2006 年度に竣工して現在使用している（基準 10-1-1 に係る記述参照）。また、2015 年にアジア法交流館が法学部の所轄する建物として新築され、講義室やレクチャールームが多数置かれ、綜合法政専攻や学部がこれらを用いて講義等を行うこととなった関係上、法科大学院の授業を行う教室の確保についてはかなり余裕が出てきている。

以上のように、名古屋大学では、大学予算を法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用する配慮がなされている【解釈指針9-1-3-1】。

なお、これら以外に、本法科大学院では、2004 年度から 2006 年度まで、法科大学院形成支援プロジェクト2件（共同事業1件、単独事業1件）の採択を受けて、IT ツールを利用した新しい教育方法に関するシステムの開発を行った。そのうち1件（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」）については、その後、専門職大学院等教育推進プログラムの採択を受け（2007 年度～2011 年度）、さらに 2012 年度からは一般経費に組み替えられる形になり、現在も継続中である（基準 5-1-1 に係る記述参照）。

名古屋大学では、概算要求に際して、総長をはじめとして理事、大学本部が意見を聴取するシステムがとられており、法科大学院の財政上の事項についてもその機会に意見が聴

取されている。また、法科大学院設置の当初から現在に至るまで、総長、総務担当理事、財務担当理事、施設担当理事等の役職者及び大学本部の各担当部署と法科大学院との間では、常時、緊密な連絡・協議が行われており、これらを通じて前述のような法科大学院に配慮した特別の予算措置等が実現している。以上のように、名古屋大学では、法科大学院の運営に係る財政上の事情について、法科大学院の意見を聴取する機会が常に設けられている【解釈指針9-1-3-1】。

《添付資料

- ・第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻（法科大学院）会議内規」
- ・第9章「文系事務部事務組織」
- ・第9章「法学部・法学研究科関係事務の職務分担」
- ・第9章「2017年度運営費交付金等予算」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院は、法学研究科の一専攻として、他の専攻及び法学部と連携をしつつも、独立性・自立性を確保しながら、運営されていること、事務体制や財政的基礎についても、全学的に一定の配慮がなされ、教育活動等を行う上で支障がない措置が確保されていることが特長である。

### (2) 課題等

教育環境の整備・改善や広報活動等の一層の促進、及び入学試験関係事務・教務関係事務等における負担軽減の観点から、事務体制と予算上の措置の一層の充実が課題である。

## 1 基準ごとの分析

### 10-1 施設、設備及び図書館等

#### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

#### 1. 教室、演習室、実習室

本法科大学院は、実習室については、法廷教室（模擬民事法廷、模擬刑事法廷、模擬円卓法廷（ラウンドテーブル法廷））3室は、法科大学院専用であるが、教室、演習室については、本法科大学院は法学研究科の一専攻であることから、法学研究科の教室・演習室を法学研究科全体で使用している。また、本学には、文系学部の共用棟（文系総合館）があり、その4階ワンフロアにつき、法科大学院のための優先使用権が全学的に認められており、これをも使用している。これらの教室については、無線LAN、プロジェクター等の設備が備えられているほか、法廷教室等では、STICS、DRS等の最新のIT設備が備えられている。

これらの教室については、全室について無線LANの設備が設置され、学生は無線LAN対応のノートパソコンを持ち運ぶことによって、いつでも、どこでもインターネットから必要な情報を取得することができる環境が整っている。今後、判例情報を含む多くの法情報がインターネット経由で提供されることが益々増加することが予想されるが、学生にはそれらの環境にいち早く適応し、十二分に新たな情報リソースを利用できる環境が提供されている。

すべての講義室及び一部の演習室にはプロジェクター、DVD／ビデオ再生装置が設置され、多様なプレゼンテーション形態に対応した講義が可能になっている。教員はこれら教育支援ツールを用いることによって、より効果的な授業を行うことができ、今後法曹実務においても多用されることが予想されるプレゼンテーションツールにいち早く精通することが可能となっている。

また、2011年度末に法学部棟3階及び4階に2台ずつ無線LANアクセスポイントが設置されたことにより、無線LAN環境はさらに充実したものとなった（これにより、教員研究室・コモンスペース等において教員に質問等をする際にも、学生が個人のパソコンを用いて名古屋大学無線LANネットワーク経由でインターネットにアクセスし、シラバスシステムや判例データベースを利用できるようになった）《各教室の配置・面積については、添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」88～90頁、添付資料第10章「法科大学院使用教室一覧」参照》。

法廷教室等では、STICS、DRS等の最新のIT設備が備えられている（これらのシステムの詳細については、第7章7-1「学習支援」4.「ITツールの整備」（3）、（4）の記述を参照。）。これらのIT環境は、2014年3月の911室及び第2講義室の教室内収録用PCの更新、2015年3月のお助け君収録システムのサーバ更新、2017年12月の法学部棟nwnetアクセスポイント更新（28台）、2018年3月の法

科大学院自習室（アメニティハウス 2 階）nwnet アクセスポイント更新（5 台）等により一層整備されている。

加えて、2015年にアジア法交流館が法学部所轄の建物として新築され、講義室やレクチャールームが多数置かれ（添付資料「アジア法交流館配置図」参照）、綜合法政専攻や学部がこれらを用いて講義等を行うこととなった関係上、法科大学院の授業を行う教室の確保についてはかなり余裕が出てきている。

以上のように、授業に十分な種類、質、規模、数を備え、法科大学院の授業は支障なく行われている。教育方法上の必要に応じた設備及び機器が整備されている【解釈指針 10-1-1-1、10-1-1-7】。

## 2. 自習室

本法科大学院では、本法科大学院専用の自習室を法学研究科棟に2室（907号室、908号室に計53席）、アメニティハウス 2 階に 3 室（計166席）設け、在籍している全学生に 1 人 1 つの机、椅子が与えられている他、修了生についても自習室のスペースに余裕がある限りで自習室の利用を認めている。この自習室については、全室に無線LANが整備されている。このように、自習室については、学生総数に対して十分なスペースが確保されている（下記資料 1 参照）。

自習室は24時間利用可能であり、図書室も法科大学院生の需要に応えられるよう、9時から20時まで利用可能（3、8月を除く）であり（昼休み時間も利用可能である）、また、土曜日についても13時から17時の間開室し（3、8月を除く）、自習室と図書室との連携を確保するようにしている。

また、自習室には学生の便宜を考え、後述のように基本的図書を設置している。この図書の中に法令集、判例集は一部しか含まれていないが、後述のように、本法科大学院では法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass等）を整備している他、本学では教員、学生一般がLexisNexisJP、Lexis-Nexisの利用が可能であり、自習室にはLANが設置されていることから、これにより法令・判例の検索・閲覧は支障なく行える環境となっている。

資料 1 法科大学院自習室席数			
建物	法経共用館	アメニティハウス	合計
席数	53	166	219

このように自習室については、学生総数に対して十分なスペースが確保され、また、学生が図書館に備えられた図書を有効に活用して学習するよう配慮されるとともに、教育その他の業務に支障なく使用できる状況にある【解釈指針 10-1-1-2、10-1-1-7】。

## 3. 図書室

法科大学院専用の図書館は、現在のところ有していないが、法学研究科全体として教員による教育・研究及び学生の学習に必要な図書及び資料を所蔵している。そして、法学研究科で図書室の管理を掌理する図書委員会に法科大学院の教員も加わり《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」参照》、図書室の管理に参画しており、法科大学院に所属する教員及び学生は、それぞれの図書室利用案内にしたがって、教育・研究・その他の業務に支障なく図書室を利用することができる。

また、本法科大学院の学生自習室内に、法科大学院の学生の学習専用に基本的な図書を配置しており、学生が随時利用することができるよう措置が講じられている【解釈指針10-1-1-3】。

図書室には、教員の教育・研究および学生の学習のために、図書約26万冊、雑誌約1,800種類、視聴覚資料2,500点以上を備え（下記資料2参照）、また自習室には、学習に必要な図書2,000冊以上を備えている。

自習室の図書については、法科大学院図書委員会の指導に基づき、学生が利用規約を作成し、自主的に管理している。自習室に設置されている判例集は一部のものに限られるが、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass）が整備されている他、本学では、教員・学生一般が、Lexis-NexisおよびWestlaw Japan（日本法）等の利用が可能であり、これらに簡単にアクセスできるので、勉学上の支障はない。

種類	内訳	冊・種類・点数
図書		258,710冊
	和書	148,892冊
	洋書	109,818冊
雑誌		1,841種
	日本語	1,581種
	外国語	260種
視聴覚資料		2,564点

図書室は、通常、平日の9時から20時（3月、8月は9時から17時）、土曜日は13時から17時（3月、8月は除く）まで利用可能である（日・祝日・年末年始・入学試験日は休室）。図書室の図書などは、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、書庫へは、教員・学生を問わず、利用時間内には自由に入ることができる他、教員については、書庫について磁気カードによる入庫システムを採用することにより、休日についても書庫の利用が可能となっている。図書の貸出については、教員が1年以内で200冊以内、法科大学院の学生が1週間以内で3冊以内である。自習室の図書は、自習室の利用時間と同様、24時間利用可能である。自習室の図書・雑誌・判例集についても、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能である。また、前述のように、学生、教員は、LEX/DB等の法律データベースの利用が可能である。

図書室には、検索用のコンピューター6台（閲覧室5台、書庫内1台）および複写用のコピー機（大学設置1台、生協設置2台）を設置する他、自習室横に、生協設置の複写機4台（法経共用館に2台、アメニティに2台）を置いている。法科大学院の学生には、学修用の複写のために、1人毎年1,000枚分のコピーカード（生協設置機で使用）を配付している。

これらによって、本法科大学院では、教員および学生が図書および資料を活用する体制を整えており、これにより教育・研究・学習の効果をあげることができる。

以上のように、本法科大学院の図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がなされてい

るとともに、必要な設備及び機器が整備されている【解釈指針10-1-1-3】。また、本法科大学院の図書館は、本法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある【解釈指針10-1-1-7】。

また、図書室には、附属図書館東山地区図書課文系図書統括グループ（法学研究科担当）として、専門的能力を備えた職員が配置されており（係長1名、図書職員2名、非常勤職員3名）、全員が司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている【解釈指針10-1-1-4】。

#### 4. 教員室

教員室に関しては、専任教員（実務家の専任教員及びみなし専任教員を含む）には、1日24時間、1年中利用可能な研究室を各自個室1室与えられており、各部屋の大きさは24㎡である。各室に有線LANが引かれ、これによりシラバスシステム等の各種教育ITツールや各種法律情報データベース等の利用が可能となっている。また非常勤教員については、非常勤教員控え室が用意され（209号室）、机、椅子、ソファが備えられており、有線LANと無線LANの使用が可能である。また、社会連携室（アジア法交流館422号室）も非常勤講師控え室として利用可能であり、ここには机2台、椅子4脚、PC2台、小型プリンター2台が備え置かれている。

常勤の専任教員及び非常勤講師による教材の印刷等に対応する非常勤の職員が「教材準備室」に2名配置されており、授業の準備を十分かつ適切に行えるスペースが確保されている他、同室も有線LANと無線LANの使用が可能である《添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」88頁、89頁研究室等の配置図、第8章「教材準備室（320室）担当業務について」参照》。

以上のように、各常勤専任教員につき1室が備えられ、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されており、また、非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保している【解釈指針10-1-1-5】。

#### 5. 学生との面談スペース

各教員室には、研究机や椅子の他、面談用のテーブル、椅子、ソファ等が備えられ、各教員のオフィスアワーはほぼ研究室で行うことのできる状況であり、個人的案件にかかる相談等がある場合にはここで面談がなされることになる。また、多人数の学修上の質問に応ずるような場合には法学部棟の3階、4階にあるコモンスペースで応ずることができ（各室テーブルが2台、椅子が8脚備えられている。）、加えて、ロイヤリング等での面談等に使用する法律相談室（910号室）があり、授業で使う時間を除けば、ここでも学生との面談に応じることができる（添付資料【資料編】「2018年度学生便覧」88頁、89頁の研究室等の配置図参照）。

以上のように、本法科大学院では、教員が学生と面談するスペースは、面談の目的と人数に応じて適切なものが利用可能な独立したスペースが確保され、教育その他の業務に支障なく使用することのできる状況にある【解釈指針10-1-1-6、10-1-1-7】。

#### 6. 各施設の利用・管理

上述のように、本法科大学院の図書館を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、本法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障な

く使用することができる状況にある【解釈指針10-1-1-7】。

## 7. 施設の安全管理

名古屋大学では、平穩時の全学的な警備として、本部への入り口付近置かれている守衛室・総合案内所に警務員が24時間常駐し、夜間などの巡回により施設等に異常がないか点検を行っている。

法科大学院の自習室は上述のように24時間使用可能であることから、学生の安全を確保することが重要であるため、法学部棟については、20時から翌朝の8時までカードリーダー式の電子錠により施錠され、職員証・学生証を有する者しか入館できないこととなるとともに、これにより入館の記録管理がなされる。また、法科大学院生の自習室の各室のドアについても、同様にカードリーダー式の電子錠により入退室がなされるどころ、こちらは24時間オートロックであり、法科大学院生以外は入室できない態勢が採られている。アメニティハウスの自習室も同方式により24時間オートロックで電子施錠されており、法科大学院生以外のものは入室できない。また、実際に学内に不審者等が現れた場合には、その都度事務の方から大学の構成員全員にメールで事件の概要、不審者の特徴を伝え、注意を喚起している他、実際に目撃者・当事者となった場合の備えとして「緊急対応マニュアル」を作成している《添付資料第10章「名古屋大学緊急対応マニュアル」参照》。

また、今年度から法学部棟の4つの入り口に防犯カメラそれぞれ1台を設置して運用しており、一層の防犯に努めている。

なお、法学部が管理する建物については消防法に基づき火災警報器及び消火器を設置している。

また、平常時及び災害発生時の管理については、全学的に取り組んでおり《添付資料第10章「名古屋大学の災害対応の流れと体制」》、2013年の法学部棟を皮切りに建物の耐震化工事を開始し、現在東山キャンパスではほとんどの建物の耐震化が終了している他、全建物について、震災時の家具等の倒壊を防止するため、家具の固定化を行っている《添付資料第10章「名古屋大学家具安全対策ガイドライン」参照》。これにより教職員、学生、来訪者の地震発生時の安全が図られている。そして、大規模震災に備え、本部に2004年に災害対策室を設置する（下記資料3「災害対策室設立趣意書」参照。）とともに、「名古屋大学災害対策規程」（下記資料4）を制定している。

### 資料3 災害対策室設立趣意書

21世紀初頭、日本の防災戦略の大幅な見直しに伴い、中京圏広域が東海地震に係る地震防災対策強化地域や、東南海地震・南海地震に係る地震防災対策推進地域に相次いで指定され、地域の特性に応じた防災戦略の探究が急務となった。このため約二万人の構成員を持つ名古屋大学は、本学自身の防災力を強化して足下を固めつつ、地域の防災力向上に地域社会と共に取り組むため、平成14年10月、人文・社会・自然の学問の壁を越えた実践研究の推進の場として名古屋大学災害対策室を設置した。

我が地域は、明治以降、濃尾地震・東南海地震・三河地震という死者千人を越す大震災や、伊勢湾台風・東海豪雨という甚大な風水害を経験し、歴史的にも幾多の大災害を被ってきた。近未来の災害軽減を真に望む時、これらの災害の悔恨や教訓はかけがえがないものであり、それらを防災に活かすためには、学際的・社会的英知を結集させる必要がある。

平成15年4月、名古屋大学は、自然災害に関する学際研究を俯瞰的立場から推進す

るため、地域防災研究分野を環境学研究科附属地震火山観測研究センターに設置し、同センターを地震火山・防災研究センターに改組した。また真の地域防災は地域社会との協働なくしては成り立たないとの観点から、防災研究における社会連携体制を強化すべく災害対策室を拡充・整備した。

このような経緯に鑑みて、名古屋大学災害対策室の任務の第一は、安心・安全なキャンパス整備・維持活動の支援であり、専門的見地から学内の防災・危機管理体制の充実に向けた方策を立案するとともに、各部局の責任で行うべき平時の予防活動及び発災時の応急活動を支える。第二は、地域社会における防災協働体制の構築を目指す実践研究ならびに社会連携活動であり、学内の防災関連研究者や地域の防災関連機関と一致協力して、地域防災を強力に推進する。第三は、地域防災の実現を目指す新たな文理融合型研究開発の推進である。適正な防災水準についての社会的合意形成や、中長期的地域防災計画のあり方をも視野に入れた、産・学・行政・市民連携の協働プロジェクトを進め、それらの具体的実践研究の成果を地域防災学として結実させる。

平成 16 年 4 月 1 日 名古屋大学

#### 資料 4 名古屋大学災害対策規程

(平成 25 年 6 月 18 日規程第 12 号)改正

平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号

平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号

平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号

平成 29 年 3 月 30 日規程第 136 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）における地震、風水害、火災等の災害による被害を防止し若しくは警戒し、又は被害が発生した場合にはその被害の軽減を図るとともに本学の機能の維持又は復旧を迅速かつ円滑に行うため、災害対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 部局 学部，研究科，教養教育院，アジアサテライトキャンパス学院，高等研究院，トランスフォーマティブ生命分子研究所，附置研究所，附属図書館，医学部附属病院，情報基盤センター，総合保健体育科学センター，未来社会創造機構，アジア共創教育研究機構及び素粒子宇宙起源研究機構をいう。

二 災害 次のイ，ロ及びハに掲げる災害をいう。

イ 火災

ロ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条第 1 項に規定する災害

ハ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害

三 防災管理者 消防法第 36 条第 1 項に規定する読み替え後の「防災管理者」をいう。

四 ブロック防災管理者 防災管理者に準じ、第 9 条第 1 項に規定するブロックの防災管理に係る消防計画（消防法第 8 条に規定する「消防計画」をいう。以下同じ。）の取りまとめその他防災管理上必要な業務を行う者をいう。

[第9条第1項]

五 部局防災責任者 ブロック防災管理者を補佐し、防災・防火管理業務を指導監督する者をいう。

六 統括管理者 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の8第1項に規定する「統括管理者」をいう。

七 ブロック統括管理者 統括管理者に準じ、第9条第2項に規定するブロック自衛消防隊を統率・指揮し、災害による被害の軽減を図る任務を遂行する者をいう。

[第9条第2項]

八 自衛消防隊 消防法第8条の2の5第1項に規定する「自衛消防組織」をいう。

（法令との関係）

第3条 本学における災害対策に関しては、消防法、災害対策基本法その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（防災に関する諮問）

第4条 総長は、必要に応じて、名古屋大学防災推進本部会議に対して防災に関する重要事項について諮問するとともに、防災対策に関わる本学の体制の強化、部局間の連絡調整等に努めなければならない。

（災害時における役職員の義務）

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総長が災害対策を実施するときは、関係する役員及び職員（以下「役職員」という。）は上司の指示に従って優先的に災害に対応する業務（以下「災害対策業務」という。）に従事しなければならない。

2 前項の規定により災害対策業務に従事する役職員以外の役職員は、当該災害対策業務が円滑かつ速やかに遂行されるよう協力しなければならない。

（災害対策本部）

第6条 本学が管理する区域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、学生、職員、患者等の安全確保及び救援、災害からの本学の施設の防護及び早期の復旧、地域社会に対する貢献その他災害への対策として必要があると総長が認めるときは、名古屋大学災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を置く。

2 災害対策本部に、本部長、副本部長その他必要な本部員を置く。

3 本部長は、総長をもって充て、災害対策本部の業務を統括する。

4 副本部長は、理事及び副総長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故がある場合は、その職務を代行する。

5 災害対策本部に、災害対策本部事務局及び全学自衛消防隊（自衛消防隊の指揮部門をいう。以下同じ。）を置く。

6 前各項に定めるもののほか、災害対策本部の設置、組織、運営等に関する基本方針及び必要な事項は、別に定める。

（災害対策部局本部）

第7条 部局が管理する区域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を実施する必要があると当該部局の長が認めるとき、又は総長が必要があると認めて指示したときは、当該部局に災害対策部局本部（以下「部局本部」という。）を置く。

2 部局本部に、災害対策部局本部長（以下「部局本部長」という。）を置く。

3 部局本部長は、当該部局の長をもって充て、部局本部の業務を統括する。

4 部局本部長は、部局本部の下に支部を置くことができる。

5 部局本部及びその支部の名称等は、別表のとおりとする。

## [別表]

6 部局本部及びその支部に、それぞれ部局本部員及び支部員を置く。

7 前各項に定めるもののほか、部局本部及びその支部の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(役職員の応急活動及び参集)

第8条 役職員は、職務に従事中の場合において、災害対策本部又は部局本部が設置されたときは、災害対策業務を優先させなければならない。

2 役職員は、職務に従事中でない場合において、災害対策本部若しくは部局本部が設置されたとき、やむを得ない事情があるときを除き、直ちに指定された場所に参集しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、役職員の参集に関し必要な事項は、別に定める。

(ブロック)

第9条 本学の東山地区、鶴舞地区及び大幸地区に災害発生時等における緊急対応のため、次のとおりブロックを定め、自衛消防活動を行う。

一 東山地区

イ 豊田講堂・事務棟ブロック

ロ 文系ブロック

ハ 理学ブロック

ニ 工学ブロック

ホ 生命農学ブロック

ヘ 研究所ブロック

ト 附属学校ブロック

二 鶴舞地区

イ 医学部・医学系研究科ブロック

ロ 附属病院ブロック

三 大幸地区

大幸ブロック

2 ブロックに、ブロック自衛消防隊を置く。

3 ブロック自衛消防隊は、本部隊及び建物隊をもって構成する。

(防災管理者等)

第10条 本学に、防災管理者を置き、理事又は副総長のうちから総長が指名する。

2 防災管理者は、本学の防災管理を掌理する。

3 ブロックに、ブロック防災管理者を置き、総長が指名する部局の長等をもって充てる。

4 ブロック防災管理者は、関係する部局防災責任者の協力を得て、ブロック内の防災管理を掌理する。

5 部局防災責任者は、防火管理者（消防法施行令第3条第1項に規定する「防火管理者」の資格を有する者をいう。）の資格を有する者のうちから、部局の長等が指名する。

6 部局防災責任者は、ブロック防災管理者を補助するとともに、部局等の防災・防火管理に関する事務を行う。

(ブロック連絡調整会議)

第11条 ブロック内におけるブロック自衛消防隊の活動その他災害対策業務の実施に関し必要な事項について協議・調整するため、ブロックに、ブロック連絡調整会議を置く。

2 ブロック連絡調整会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(消防計画の策定等)

第12条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、防災管理又は防火管理に係る消防計画の作成、訓練の実施その他の防災管理上又は防火管理上必要な職務を誠実に遂行しなければならない。

(消防計画の作成及び届出)

第13条 防災管理者は、東山地区内のブロック防災管理者と協議の上、東山地区の消防計画を作成し、所轄の消防署長に届け出なければならない。当該消防計画を変更するときも、同様とする。

2 東山地区以外のブロック防災管理者は、防災管理者と協議の上、当該ブロックに係る消防計画を作成し、所轄の消防署長に届け出なければならない。当該消防計画を変更するときも、同様とする。

3 ブロックの区域以外の地区に存する消防法施行令第1条の2第3項に規定する防火対象物に該当する施設の防火管理については、名古屋大学防災・防火管理細則（平成25年度細則第2号。以下「防災・防火管理細則」という。）の定めるところによる。

(研修及び訓練の実施)

第14条 総長は防災管理者若しくはブロック防災管理者に命じ、又は部局の長は部局防災責任者に命じ、学生、職員等に対し災害対策に関する知識及び技術の習得、維持又は向上のため、実施計画を立てて防災に関する研修及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の訓練において、防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、訓練ごとにその結果を検証の上、必要に応じて消防計画等の災害対策に係る計画若しくは体制の見直し、又は設備、備品等の点検若しくは見直しを行い、常に防災に関わる体制の維持、強化に努めなければならない。

(自衛消防隊)

第15条 自衛消防隊は、全学自衛消防隊及びブロック自衛消防隊をもって構成する。

2 総長は、統括管理者を指名し、本学全体の自衛消防隊の包括指揮に当たらせる。

3 ブロック防災管理者は、ブロック統括管理者を指名し、ブロック自衛消防隊の指揮に当たらせる。

4 前3項に定めるもののほか、全学自衛消防隊及びブロック自衛消防隊の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急避難住民の受入)

第16条 災害対策本部長は、本学に対して国、地方公共団体その他の関係機関から近隣住民の緊急避難場所として施設提供の要請があった場合は、当該緊急避難場所としての施設を管轄する部局の長の意見を聴いて、支障がないと認めるときに限り、これを提供することができる。

2 ブロック統括管理者は、近隣住民が避難してきた場合には、関係する部局の長と協議の上、管轄するブロック内の適当な施設を緊急避難場所として一時的に提供することができる。

3 前項により緊急避難場所を提供したブロック統括管理者は、直ちに災害対策本部長にその旨を報告しなければならない。

(施設の提供)

第17条 災害対策本部長は、本学に対して国、地方公共団体その他の関係機関から被災地域における人命救助その他の救援活動のため、施設提供の要請があった場合は、当該救援活動のための施設を管轄する部局の長等と協議の上、支障がないと認めるときに

限り、これを提供することができる。

(援助の要請)

第18条 災害対策本部長は、災害対策業務の実施に当たり、必要に応じて他の大学等に対し救援物資の要請、職員の派遣その他の援助を求めることができる。

(共同防災管理に関する協議)

第19条 本学が管理する区域内又は建物内にある事業場等において、その管理についての権原を有する者が本学以外の者である場合は、本学は、当該事業場等の管理について権原を有する者と防災管理上必要な業務に関する事項について、あらかじめ協議を行い、定めておかなければならない。

(防災・防火管理)

第20条 この規程に定めるもののほか、本学の防災・防火管理に関し必要な事項については、防災・防火管理細則の定めるところによる。

(地域防災計画との整合)

第21条 防災管理者、ブロック防災管理者又は部局防災責任者は、地方公共団体の定める地域防災計画等を定期的に確認し、消防計画及びこの規程に定める事項が当該地域防災計画等に整合するように努めなければならない。

(事務)

第22条 災害対策に関する事務は、全学の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本学の災害対策の実施に関し必要な事項は、名古屋大学防災推進本部会議の議を経て、総長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年6月18日から施行する。

2 名古屋大学自然災害対策規程(平成16年度規程第372号)及び名古屋大学防火・防災管理規程(平成16年度規程第94号)は、廃止する。

3 この規程の施行の際、廃止前の名古屋大学自然災害対策規程又は名古屋大学防火・防災管理規程に基づき実施されている事項で、この規程に同様の定めがあるものについては、この規程に基づき実施されているものとみなす。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月30日規程第17号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日規程第68号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第136号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条第5項関係)

災害対策部局本部

No	名称	構成する組織等	本部長
1	文学部局本部	文学部・人文学研究科	研究科長
2	教育部局本部	教育学部・教育発達科学研究科	研究科長
3	法学部局本部	法学部・法学研究科	研究科長
4	経済部局本部	経済学部・経済学研究科	研究科長

5	情報学部局本部	情報学部・情報学研究科	研究科長
		以下略	

加えて、東海地方は、南海トラフ巨大地震や伊勢湾台風再来などが懸念される中、被災の中心に位置する基幹大学として減災のための取り組みを進めるため、名古屋大学は「減災連携研究センター」を2010年12月に仮発足させ、同センターは、2012年1月に正式発足している。そして2014年3月には、減災研究の拠点として同センターが置かれる減災館が完成した。この建物は、上記の役割に加え、東山キャンパス初の免震建物であり、2013年度まで災害発生時の対策本部は環境総合館に設置されることとなっていたが、減災館の完成により、同本部は同館に設置されることとなった。

また、災害発生時の教職員・学生の安全確認及び負傷者等への対応を迅速に行うため、全学的に「安否確認システム」を採用している。これは災害時などの非常時に、大学全体として構成員の安否状況を把握するためのシステムであり、災害時など緊急事態の際に、構成員により事前に登録された緊急連絡用メールアドレス宛に大学から全員にメールにより緊急連絡を行い、同連絡を受けた構成員が状況を入力することにより構成員の安否の状況を把握することを可能とするシステムである。同システムが機能するよう、登録するアドレスは非常時に学外でいつでも受け取れるように、個人のスマートフォンなどのアドレスとするよう求めている。また、同システムはクラウドで運用されているので、災害による停電等の発生時でも使用できるものとなっている（下記資料5、資料6参照）。

#### 資料5 名古屋大学の非常時の緊急連絡・安否確認方法

本学では、地震・台風のような自然災害や大規模な事故などの緊急時のために、「災害時の安否確認に関する基本方針」を定め、各部局で実施することになっています。また、そのための手段の一つとして「安否確認システム」を平成26年度から運用しています。（以前の安否入力システムに関する説明はこちらに残してあります）

#### 安否確認システム

本システムは、災害時などの非常時に、大学の構成員のみなさんが自ら大学へ状況を報告し、大学全体として構成員の安否状況を把握するためのシステムです。以下の様に利用します。

##### (1) 緊急連絡用メールアドレスの登録

災害時など緊急事態の際に、大学から全員にメールにより緊急連絡を行います。このための緊急連絡用メールアドレスは、毎年行われる情報セキュリティ自己点検の際に登録します。またメールアドレスを変更する場合は、名大ポータルにログインし、「情報連携推進本部」タブのメニューで探してください。

このメールアドレスは、非常時に学外でいつでも受け取れるように、個人のスマートフォンなどのアドレスとしてください。大学のアドレスを登録すると、非常時に学外で受け取れませんし、停電等で大学のメールサーバが停止することもあり得ます。安否確認システムはクラウドで運用されているので、災害時でも使用できるようにしてあります。

携帯電話の受信拒否の設定に注意してください。安否確認のために本文にURLが入ったメールが大学から送信されますので、nagoya-u.ac.jpからのURL入りのメールを

拒否しないように設定が必要です。

#### (2) 安否確認システムの利用手順

災害などの非常時に安否確認や緊急連絡が必要となった場合、名古屋大学から登録アドレスに一斉にメールが送信されます。安否確認の場合は、個人用の URL がメール本文に入っていますので、クリックして安否確認サイトにアクセスし、質問に答えてください。

比較的古い携帯電話などでは、セキュリティの制約で、メールの中の URL にアクセスできない場合があります。その場合は、メールの下のほうにある「掲示板」にアクセスして入力してください。掲示板では、アクセスするだけでは個人が特定されませんので、名大 ID や氏名などを必ず入力してください。

安否確認システムの入力がない場合、あるいは掲示板で入力した場合は、再度入力を促すメールが届くことがあります。

#### (3) 安否確認を入力するタイミング

システムへの入力はなるべく早いほうが良いですが、少なくとも避難などにより安全を確保したのちに行ってください。避難中などに入力に気を取られると危険な場合があります。

授業中などに被災した場合は、建物外の一次避難場所で安全が確認された後で、避難者確認カード（「大震災行動マニュアル」に付属しています）を提出する、あるいは事前に決められた名簿がある場合は点呼などにより確認します。この場合もシステムにも入力してください。これらの結果を各部局を統合して、全員の安否確認を行います。

#### (4) システムを使用しないことは可能か？

携帯電話の制約などでシステム利用が困難な場合は、携帯電話の更新などにより入力できるようにしてください。そうしない場合は、自らの安否を他の方法で所属部局に伝える方法を自分で確保してください。

### 資料6 名古屋大学災害時の安否確認に関する基本方針

#### (趣旨)

第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）の大規模地震等の災害時における、学生、生徒、教職員等に対する組織的かつ計画的な安否等の確認（以下「安否確認」という。）について必要な事項は、この方針の定めるところによる。

#### (対象者)

第2条 安否確認の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学生、生徒及び教職員
- 二 医学部附属病院の入院患者及び外来患者
- 三 その他本学関係者で防災管理者が指定する者

#### (情報の種類)

第3条 安否確認における情報の種類は、次のとおりとする。

- 一 安否情報 対象者の生命及び身体に関する情報
- 二 付帯情報 安否情報に関連し、又は付帯する情報

#### (安否確認業務の実施主体)

第4条 安否確認業務の実施主体は、第2条各号に掲げる区分ごとに次の各号に定める

とおりとする。

[第2条各号]

一 第2条第1号及び第2号に掲げる者 関係する災害対策部局本部又は部局（本部事務局を含む。以下同じ。）

[第2条第1号] [第2号]

二 第2条第3号に掲げる者 災害対策本部又は関係する災害対策部局本部若しくは部局

[第2条第3号]

（安否確認業務の開始）

第5条 災害対策本部及び災害対策部局本部は、災害発生後の自衛消防隊活動を中心とした避難、救護、救出等の緊急対応活動の進行状況及び業務の推移を見極め、遅滞なく所要の安否確認業務を開始しなければならない。

（災害対策部局本部の業務）

第6条 災害対策部局本部は、部局の対象者の安否確認業務を実施する。

2 災害対策部局本部は、主に次の各号に掲げる情報を整理・統合し、対象者の正確な安否情報及び付帯情報（以下「安否情報等」という。）の把握に努めなければならない。

一 現場情報、電話、メール、郵便、特定の連絡網その他災害対策部局本部で収集したもの

二 全学一斉の安否確認システムその他方法により、災害対策本部が収集した情報のうち、当該部局に関するもの

3 災害対策部局本部は、当該部局の対象者の安否情報等を整理し、速やかに災害対策本部に報告する。この場合において、当該部局の対象者以外の安否情報等が得られた場合は、これを部局ごとに整理して報告する。

（災害対策本部の業務）

第7条 災害対策本部は、災害対策部局本部の実施する安否確認業務を支援する。

2 災害対策本部は、安否確認システム等による安否情報等を、部局ごとに整理し、それぞれの災害対策部局本部に通報しなければならない。

（ブロック自衛消防隊の役割）

第8条 ブロック自衛消防隊本部隊は、建物隊から報告のあった災害情報のうち、安否情報等についても、これを部局ごとに整理して災害対策本部に報告する。この場合において、特に災害対策本部の指示又は了解があった時は、関係する災害対策部局本部にも通報する。

（事前計画）

第9条 第6条に定める災害対策部局本部の業務を実施するため、部局長は安否確認の具体的手段、方法等について、あらかじめその実施要領を定め、関係者全員に周知しておかななければならない。

[第6条]

2 前項の実施要領を定めるときは、あらかじめ関係するブロックのブロック連絡調整会議に諮る等、該当するブロック内での調整を図らなければならない。

当該実施要領を改正するときも同様とする。

（協力義務）

第10条 学生、生徒、教職員等は、災害対策本部及び災害対策部局本部が行う安否確認業務の円滑かつ効果的な実施に積極的に協力しなければならない。

（災害対策本部、災害対策部局本部廃止後の取扱）

第11条 災害対策本部又は災害対策部局本部が廃止された後の安否確認業務は、部局がその事務及び業務を引継ぐものとする。

(他の緊急事態における適用)

第12条 本学は、大規模地震等の災害以外の事態が生じ、緊急に、学生、生徒、教職員等の安否確認を実施する必要がある場合、この基本方針を準用することができる。

(関連する被災情報収集)

第13条 この方針に定める対象者のほか、大学構内事業の事業責任者及び当該事業に従事する者、学内で催行される集会、会議、研究会その他の行事の参加者及び関係者等、災害時に学内に滞在する者の被災状況に関する情報の収集については、別に定める。

(雑則)

第14条 この方針に定めるもののほか、安否確認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成27年2月2日から施行する。

また、災害対策室により「大震災行動マニュアル」が策定され、教職員構について周知され、学生時にも入学時に同マニュアルを配布している。また、春秋年二回の全学的な防災訓練が実施されている。そして災害時の救急用品及び非常用食料を法学部棟の208号室に備えている。

以上のように、施設の維持管理にあたり、通常利用時及び緊急時に学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている【解釈指針10-1-1-8】。

《添付資料》

- ・【資料編】「2018年度学生便覧」
- ・第10章「法科大学院使用教室一覧」
- ・第10章「アジア法交流館配置図」
- ・第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・第8章「教育研究支援室について[概要]」
- ・第10章「法学図書室利用案内（実務法曹養成専攻用）」
- ・第10章「法学図書室利用案内（教員用）」
- ・第10章「法科大学院自習室図書利用規約」
- ・第10章「ロー・ライブラリーのウェブサイト」
- ・第10章「LexisNexisJP、Lexis-Nexis等のウェブサイト」
- ・第10章「名古屋大学緊急対応マニュアル」
- ・第10章「名古屋大学家具安全対策ガイドライン」
- ・第10章「名古屋大学の災害対応の流れと体制」
- ・第10章「大震災行動マニュアル」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院では、法廷教室において、DRS, STICS 等の IT を使った教育環境が非常に整備されており、わが国の大学において最先端のものである点及び一層の整備に努めている点、また、学生の自習室が整っていることが優れた特長である。

### (2) 課題等

教育環境のさらなる整備のためには、専用の図書館を有することが求められよう。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 11-1 自己点検及び評価

##### 基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

#### 1. 本法科大学院による自己点検・自己評価

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己点検及び評価を行うこととし、本法科大学院において自己評価委員会を設置している《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》。同委員会は、本法科大学院の教育活動等の状況について、自己点検・評価業務の統括業務を行い、その活動成果として、2006年4月、2007年12月、2008年5月、2013年3月及び2018年3月に自己点検・評価報告書を作成し、全国の法科大学院へ配布するとともに、本法科大学院のウェブサイト「名古屋大学法科大学院とは」のページ【2】の「自己点検及び評価」（[www.law.nagoya-u.ac.jp/lis/idea/fd.html](http://www.law.nagoya-u.ac.jp/lis/idea/fd.html)）に於いてこれらの報告書を公表している〈添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2012年4月～2017年3月）」参照〉。

自己評価委員会は、自己点検及び評価を総括するものと位置づけられ、本法科大学院の全般的な改善を目標としている。具体的には、評価項目を設定し、自己点検及び評価を実施している。評価項目は、以下のとおりである〈添付資料【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2012年4月～2017年3月）」参照〉

#### 【解釈指針11-1-1-2】。

- (1) 本法科大学院の理念と目的
- (2) 教育内容（教育課程の編成、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況を含む。）
- (3) 成績評価及び修了認定（成績評価の状況及び退学者の状況を含む）
- (4) 教育改善
- (5) 入試（入学者選抜の状況を含む）
- (6) 教育環境（学生の在籍状況を含む）
- (7) 修了者の進路及びキャリア支援

また、本法科大学院は、自己評価委員会をはじめとする各種委員会及び実務法曹養成専攻会議が連携協力して、自己点検・評価の結果を活用し、教育面をはじめとする法科大学院の運営全般の改善に取り組んでいる。具体的には次のとおりである《添付資料第5章

「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照】【解釈指針 11-1-1-3】。

(1) 自己評価委員会が、上記のとおり自己点検及び評価を総括する。そして、以下の各種委員会から業務の実施状況を把握し、分析・評価を加えたうえで、要改善点を各委員会にフィードバックしている。

(2) 教育改善委員会が、教育活動の改善に係る業務を総括する。すなわち、同委員会は、本法科大学院として定めた「教育内容・教育方法の改善・充実計画」《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」113頁参照》にしたがって、授業評価アンケートの実施、教育改善集会及びクラス懇談会の開催、教員FDの実施等に当たっている。さらに、毎年度、教育活動の改善に関する状況を報告書にとりまとめて教員に配布するとともに学生の閲覧に供している《添付資料【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書（2017年度版）」114頁参照》。

なお、当初は、学務委員会の下部委員会として、授業評価アンケート実施委員会及び教育方法改善委員会を組織したが、その後、2007年度から、教育内容等の改善をさらに推進すべく、授業評価アンケート実施委員会と教育方法改善委員会を統合して教育改善委員会を設置したものである。

(3) 成績評価ワーキング・グループは、教育改善委員会と連携しつつ、入試成績、学業成績及び司法試験成績の相互関係等、教育活動の改善に資する実証的なデータの収集、検証、分析を行っている。その成果は、教員FDや教育改善集会における説明・指導でも活用されている。

(4) 学務委員会は、カリキュラム編成、定期試験の管理、学生の異動等を所掌する基幹的な委員会であるが、自己点検・評価との関係では、教育活動の改善策の実施面を担当している。

(5) 学生生活委員会は、学生が学習に集中できるよう環境条件を整備することを任務としており、その面での改善策の実施を担当している。

(6) その他、入試委員会、エクスターンシップ運営委員会等が、それぞれの所掌に係る業務を実施するとともに、その改善に努めている。

(7) 自己評価委員会は、自己分析及び評価の結果について、毎年度、実務法曹養成専攻会議において報告をし、また、その結果を踏まえた改善策の履行に関する重要事項については専攻会議で審議をし、専攻会議の教員の意見の反映及び教員への情報の周知徹底を図っている。

改善の具体的な実施方法としては、自己評価委員会及び教育改善委員会が、自己評価の結果について、学務委員会等の関係する委員会に報告し、その改善を実現する体制となっている。この体制は、例えば自己評価委員会の建議によりキャリア支援委員会が設置されたこと、成績確認制度が設けられたこと、自己評価委員会及び教育改善委員会の建議により定期試験の全科目についての採点基準の公表が実現したこと、自己評価委員会の建議により、共通的な到達目標の学生への周知、同目標を踏まえた教育課程の編成・学習指導の実施・成績評価及び修了認定に関し、学務委員会による方針の策定や教員への周知徹底が行われた。

また、早期修了を可能にするために従来未修者についてのみ認められていた飛び級入学を既修者についても認めること、受験者の動向を踏まえた定員の削減、前回の認証評価に

において指摘のあった展開科目であった「総合問題研究」を選択科目として法律基本科目に移動させること、講義回数を 15 回にした上で定期試験を行うこと等も建議した他、教育改善委員会が開催する改善集会で課題の提出時期の重複がやはり見られるとの指摘が学生から出されたため、教育改善委員会と連携し、教員間で提出時期についての情報を共有するだけでなく、事務において調整すること、また各期の授業終了日と試験開始日までの間に補講日を設定せず、空白の二日間を確保すること等も建議し、これらがいずれも実施されたことから有効に機能しているといえる。

## 2. 外部による評価

本研究科では、活動の方向・あり方を検討するに際しては、外部者による評価を受けることが必要との観点から、従来から二つの外部評価システムを構築してきた。

一つは「名古屋大学法学部懇談会」制度であり、これは、名古屋大学大学院法学研究科・法学部の教育・研究活動、国際学術交流、社会との交流等について、幅広い観点から公正かつ客観的に検討して頂き、その改善についての率直な意見・提言を得ることを意図して置かれた外部評価制度であり、懇談会委員については、学界、経済界、法曹界、地方公共団体、マスコミ、市民団体などの有識者にこれを委嘱してきた。第 1 回の懇談会は 1997 年 7 月 23 日に開催され、爾後 2005 年 3 月 17、29、30 日まで計 5 回が開催されている。これは法学研究科全体を対象とするものであることから、本法科大学院もその検討の対象となり、実際 2005 年度に開催されたものでは検討対象とされている。

もう一つのシステムは、1998 年に設置した「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会」制度である。この委員会は前記「名古屋大学法学部懇談会」制度と異なり、法学・政治学の教育研究の専門家に委員を委嘱して行う、いわゆるピア・レビュー (peer review) である《添付資料第 11 章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要項」参照》。こちらについてはこれまで 1999 年 2 月、2009 年 3 月、2014 年 2 月に開催された。2009 年以降の委員会では法科大学院も検討の対象とされており、その報告書は法科大学院のウェブサイトの自己点検・評価に係るページ上で公開している《[https://www.law.nagoya-u.ac.jp/\\_userdata/2009hokoku.pdf](https://www.law.nagoya-u.ac.jp/_userdata/2009hokoku.pdf), [https://www.law.nagoya-u.ac.jp/\\_userdata/2014hokoku.pdf](https://www.law.nagoya-u.ac.jp/_userdata/2014hokoku.pdf)》。同委員会の委員には、人格識見が高く、かつ、本法学研究科の発展に関心及び理解のある本研究科外の者の中から、本研究科教授会の議に基づき本研究科長が委嘱することとなっており《添付資料第 11 章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要領」第 2 条第 2 項》、2014 年 2 月に実施された委員会には元最高裁判事であり、弁護士として法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する宮川光治氏が評価委員として参加している《添付資料第 11 章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要項」教育研究アセスメント委員会報告書委員名簿参照》。

このように、本法科大学院では、外部の者による評価を受けるように努めている【解釈指針 11-1-1-4】。

## 11-2 情報の公表

### 基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

1. 本法科大学院の教育理念、教育活動等の状況等について、社会に向けて積極的に発信し、広く社会に周知を図るために、本法科大学院では、広報委員会を設置し《添付資料第5章「法科大学院委員会一覧」、「法科大学院各種委員会職務内容一覧」参照》、同委員会を中心に広報活動を行っている。

公表の方法としては、① 法科大学院ウェブサイト、② 説明会の開催、③ 法科大学院パンフレット、及び④ 法学部広報誌（「Lawing」年1回発行）がある。

①は法学部・法学研究科のウェブサイトの一部として構成され、情報提供手段の実質的中心となっている。具体的には、(i) トップページ、(ii) 「名大法科大学院とは」、(iii) 「教育の課程と方法」、(iv) 「修了者の進路・活動」、(v) 「教員組織」、(vi) 「入試情報」及び(vii) 「Q&A」の7つの部分からなり、本法科大学院に関する幅広い情報を提供している（下記資料1参照）【解釈指針 11-2-1-1】。また、講義の年間計画も、シラバスが Web 上で一般に公開されている。

#### 資料1 名古屋大学法科大学院ウェブサイトの構成

##### (i) トップページ

サイト全体の構成や新着情報等を提供している。また、本法科大学院に関する問い合わせ先を提示するとともに、本ページを通じて質問を提出することも可能としている。

##### (ii) 「名大法科大学院とは」

「法科大学院長からのメッセージ」、「教育の理念と目的」、「名大法科大学院の特色」、「法科大学院研究プロジェクト」（実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）等の紹介）、「FD 活動・自己点検」（「名古屋大学法科大学院自己点検・評価報告書」、外部評価システムの説明、FD 研修の実施状況等）及び「授業料・奨学金等」の各ページからなる。

「教育の理念と目的」では、「名大法科大学院の理念・目的」、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「養成される法曹の特色」が掲載されている。

##### (iii) 「教育の課程と方法」

「カリキュラムの概要」、「授業科目の展開」、「授業の方法と修了要件」、「授業担当教員から」、「教育ソフトウェアツール」、「エクスターンシップ」及び「学習等の支援体制」の各ページからなる。

「カリキュラムの概要」では、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方向性）」、「4つの科目群」、「学年・学期配置」が掲載されている。

「修了要件等」では、「各学期の履修必要単位数と履修登録制限（キャップ制）」、「進級要件」、「進級率」が掲載されている。

また、「学習等の支援体制」では、「ガイダンス」、「クラス担任制・指導教員制・副担任制」、「弁護士による学習支援体制」、「オフィスアワー」、「アカデミック・カウンセラー委員会」、「職業支援（キャリア支援）」、「健康・生活相談など」が掲載されている。

(iv) 修了者の進路・活動

修了者の進路に関し、修了者数、（新）司法試験合格者数及び（新）司法試験合格者の活動状況を紹介している。また、同窓会と協力して同窓会に関する情報（「同窓会だより」等）を掲載するとともに、「修了生専用ページ」を設け、法科大学院が企画するキャリア支援関係の行事をはじめとする各種イベント、研究会、求人等の情報を修了生に向けて提供している。

(v) 教員組織

授業担当教員のリストと担当科目を示すとともに、各教員に関する学位等の情報を提供している。

(vi) 入試情報

「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）と「入学試験のプロセス」を示すとともに、過去の入学試験結果及び入試問題に係る情報を提供している。

(vii) Q&A

本法科大学院に関して予想される質問についての説明を載せている。具体的には、「名古屋大学法科大学院の組織・施設について（自習室等）」、「入試制度について」、「出願書類について」、「研究者をめざす場合について」、「修了後の進路サポートについて」掲載している。

次に、②と③は主として入学志願者を対象にし（昨年度の説明会の開催状況については、下記資料 2 参照）、また④は広い意味での名古屋大学法学部関係者、来学者、交流のあった国内外の研究者・学生などをも念頭において、法学研究科の中の法科大学院の活動を紹介している《添付資料第 11 章「Lawing」参照》。特に、③のパフレットでは、本法科大学院に係る基本情報（解釈指針 11-2-1-1 の全項目）を掲載している【解釈指針 11-2-1-1】。

また、上述のホームページ上の「養成される法曹像」やパフレットを通じて、本法科大学院で修得すべき知識・能力に関する情報が積極的に公表されている【解釈指針 11-2-1-2】。

資料 2 2017 年度説明会開催一覧

1. 6 月 16 日（土）静岡大学人文社会学部キャリアサポート委員会主催「法科大学院・合同説明会」

13:00～17:00

於：静岡大学共通教育 L 棟 204 教室

2. 6 月 24 日（土）辰巳法律研究所主催「ロースクール進学合同説明会」

14:00～16:00

於：東京・辰巳法律研究所東京本校

3. 7月8日(土)辰巳法律研究所主催 「ロースクール進学合同説明会」

14:00～16:00

於：大阪・辰巳法律研究所大阪本校

4. 8月5日(土)名古屋大学法科大学院主催 「法科大学院説明会」

14:00～16:00

於：名古屋大学法学部第3講義室(名古屋市千種区不老町)

なお、各種雑誌等のメディアからの取材・原稿依頼への対応についても、基本的には広報委員会が窓口となって行っており、情報公開の一端を担っている。

さらに、前述のように、「法科大学院自己点検・評価報告書」をウェブサイト上で公開しており、これらを通じても、本法科大学院に係る情報が広く社会に提供されている。

2. 教員に係る情報については、まず、上記のウェブサイトにおける教員組織のページにおいて、専任教員及び兼任教員について、それぞれの専門分野、研究テーマ、略歴・資格、主要業績、所属学会、社会的活動及び教員からのメッセージを提示している。また、非常勤講師についても、経歴・資格及び主要業績を掲載している。

さらに、専任教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等及び公的活動等については、法学研究科の自己点検・評価報告書とは別に作成した法科大学院独自の自己点検・評価報告書(2006年4月、2007年12月、2008年5月、2013年3月及び2018年3月)に収録してこれを全国の法科大学院に配布するとともに、同報告書は上記ウェブサイトにも up されており、これにより専任教員の教育上又は研究上の業績等及び公的活動等を Web 上で公開している他、名古屋大学のウェブサイト上の「研究／産学官連携」(教員情報)においても教員(実務家教員を含む。)及び兼任教員の業績・社会貢献等が公表されている。

さらに非常勤教員については、各年度の学生便覧に一覧表を設けて氏名・所属・資格等を公表している。《添付資料第11章「自己点検・評価報告書第2部教員レポート例」、【資料編】「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2012年4月～2017年3月)」、様式3「教員一覧」、第8章「法科大学院非常勤講師一覧(2012年度～2018年度)」参照》。

以上の方法を通じて、本法科大学院では、各教員がその担当する専門分野について高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を示す資料を公開しており、かつ、専任教員については、専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も公表している【解釈指針11-2-1-3】。

**基準 11-2-2**

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2に係る状況)

本法科大学院は、評価の基礎となる情報を、適宜、調査、収集しており、これら資料と、2008年5月、2013年3月及び2018年3月に作成した自己点検・評価報告書(基準11-1-1)に定める事項に関する情報を記載したパンフレット、定期試験の答案等を法学部棟2階倉庫、法経共用館1階倉庫及び文系総合館2階文系総務課総務グループ(法学部担当)のスペース内に保管している。

これら評価の基礎となる情報は、大学全体の文書管理に関する規程類及び「法学研究科での行政文書の取扱いに関する申し合わせ」(下記資料3参照)により、評価を受けた時から5年間保管することとしており、保管中は、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態にある【解釈指針11-2-2-1】【解釈指針11-2-2-2】。

## 資料3 法学研究科での法人文書管理に関する申し合わせ

2006年4月19日 研究科教授会決定

名古屋大学法学研究科における法人文書管理については、「名古屋大学法人文書管理規程」、「名古屋大学の情報公開における開示・非開示の審査基準」(以下「審査基準」という。)及び「教員が保有する行政文書の取扱い方針」(以下「取扱い方針」という。)に定めるもののほか、次のとおり定めることとする。

1. 外部機関が行う認証評価に用いられた法人文書は、教員が保有する文書も含め、評価の時から5年保存するものとする。
2. 開示若しくは一部開示又は不開示の別、開示の場合の開示期間については、法人文書の類型に従い、審査基準及び取扱い方針に基づき取り扱う。

## 《添付資料

- ・第9章「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻(法科大学院)会議内規」
- ・【資料編】様式3「教員一覧」
- ・第5章「法科大学院委員会一覧」
- ・第5章「法科大学院各種委員会職務内容一覧」
- ・【資料編】名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書(2012年4月～2017年3月)
- ・【資料編】「名古屋大学法科大学院における教育の現況・改善報告書(2017年度版)」
- ・第11章「名古屋大学法学部懇談会要項」
- ・第11章「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会要項」

- ・第11章「Lawing」（2018年度）
- ・【資料編】「法科大学院パンフレット(NAGOYA LAW）」（2018年度）
- ・第1章「法科大学院ウェブサイト」
- ・第11章「自己点検・評価報告書第2部教員レポート例」

参照》

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

自己点検・評価の体制を整備し、実際に機能し、成果を挙げている。また、ウェブサイト、説明会、パンフレット等を通じて、幅広い情報を公表している。

### (2) 課題等

特になし。